

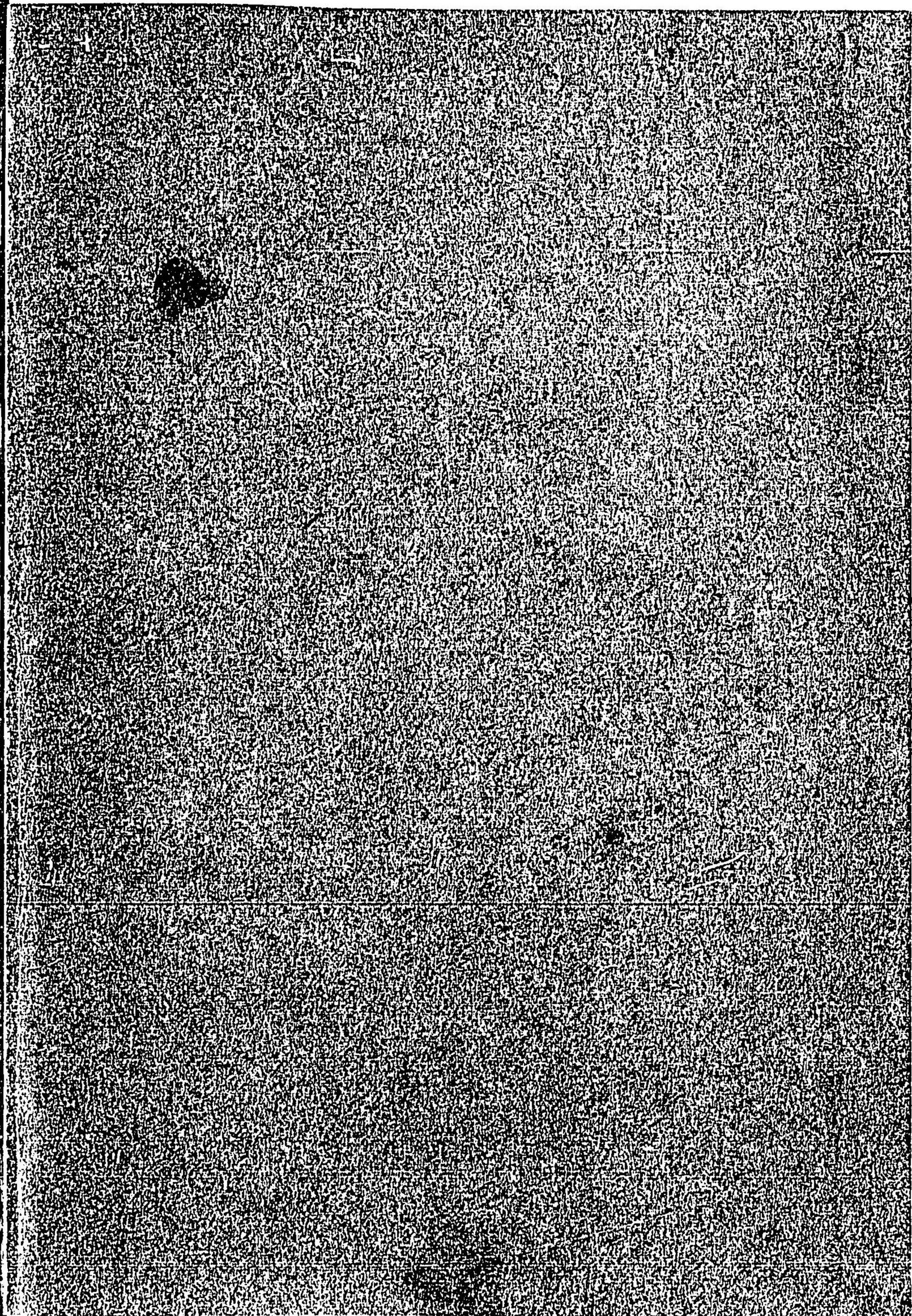
年有在

年有在

同治二年庚午秋

月二十日

同



序

若シ邦國ニ青年アリトセバ新領土ハ即チ前途有望ナル一箇ノ青年ナリ新進氣鋭ノ士ナリ穎脫スベクシテ趵趵セザルノ地ナリ國家新ニ地ヲ領シ民衆是ニ集リ百ノ利源開發スベク千ノ事業成就スベシ「クライブ」「ヘスチング」ノ印度ニ於ケル「セシル、ローズ」ノ南亞ニ於ケル其例乏シカラザルナリ我北海道ハ固ヨリ新領土ト稱スル能ハズ亦タ世界ノ大舞臺ト稱スル能ハズ然レドモ國民新進ノ銳氣ヲ養フノ餘地ナシトセズ頗ル人意ヲ強ウスルニ足ル

而シテ此新進ノ地ニ來リ未ダ幾何ナラズ既ニ能ク
産業ヲ興シ身ヲ立テ名ヲ揚グルモノ多シ及川徳兵
衛君之ヲ編録シテ北海道發達史ト曰ヒ余ニ序言ヲ
求メラル余固ヨリ國民ノ新進ヲ希フモノ此著先ヅ
我心ヲ得タルヲ喜ブ書中收ムル所ノ人物事業ハ移
テ以テ世界ノ壇場ニ活動スル後進ノ模範トナスニ
足ラン歟聊カ所感ヲ述ベテ序文トナス

農學博士 佐藤昌介 謹識

凡 例

一編者本書の發刊を志して茲に五ヶ年材料調査に着手して茲に前後三ヶ年の星霜を重ねるに及び漸やく初巻を生む是れ諸家の同情と編者の苦辛の効を見るに至れり而已之れ其本道出版業の至難なる因山にして恐くは本書の如き經歷を有し本書の如き多大の費用を投し材料文辭体裁を備へたる出版物は未だ之れ有らざるべし而して本巻の如き未だ創業に屬せり讀者をして満足を與ふるは更に後巻にあり讀者本道出版物の至難を諒察せば幸甚

本書は専ら創立當時の村事績を主とし續いて先人の經歷を叙し移民獎勵後進を訓誡するを以て目的とせり故に筆法嚴正事實端律苟も文章を虚飾せず無味淡泊なるは之れが爲めなり

本書材料調査に關しては他に参考書類のある無く編者全道各地を跋渉して親しく町村役場若しくは名門を叩きて調査に従事せしめたり故を以て時日と經費を要すること莫大なり

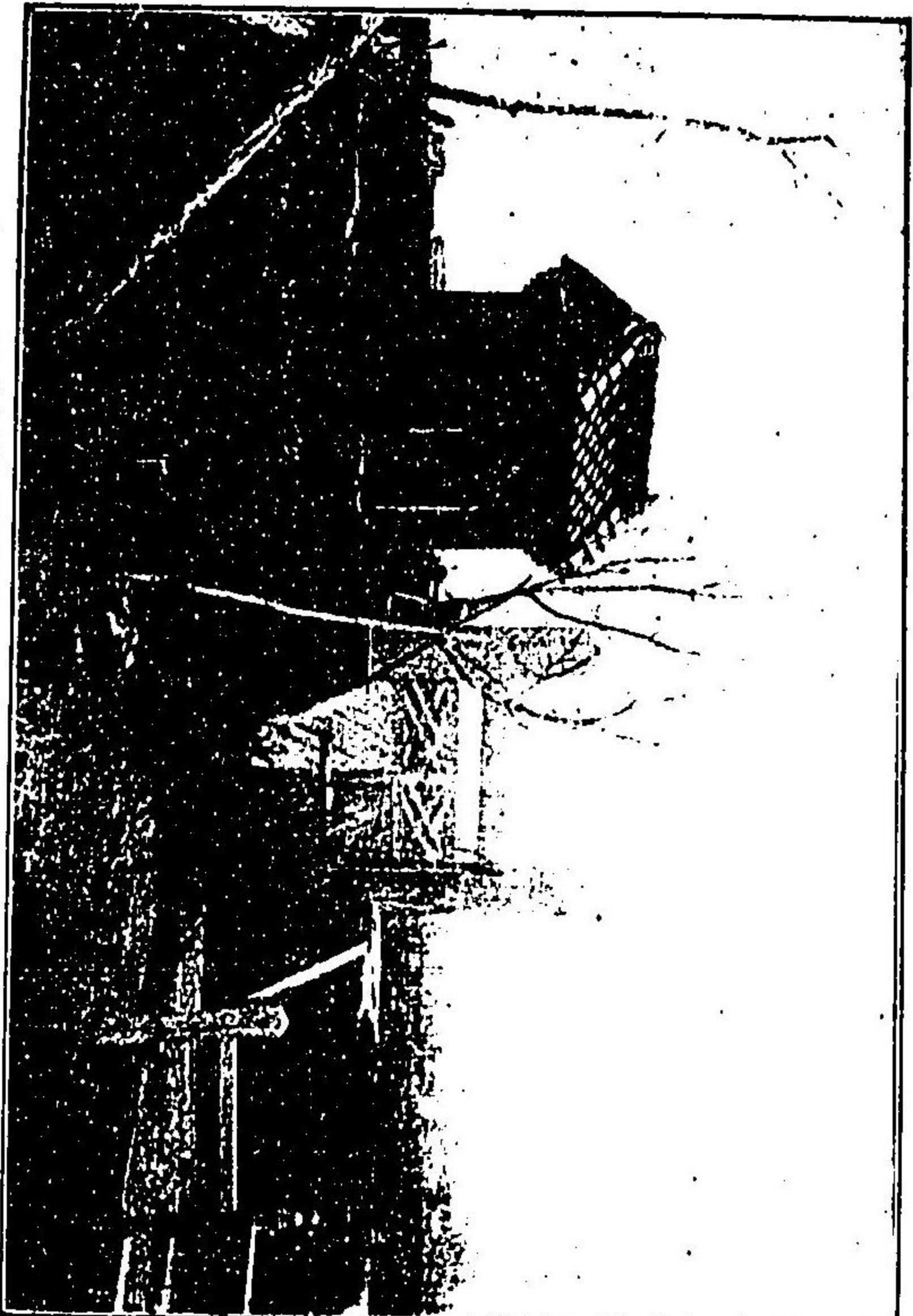
尙ほ且つ締切期日迄材料到着せざるもの半數ありたり本書出版期日を豫定より遷延に至らしめたるは之れが爲めなり

本巻は總て(いろは順を以て排列せり尙ほ又諸家の催進により第貳巻を編述せらるゝとなり編者の苦心諒察せよ
本書編纂に關しては地方贊助員數十名の諸氏より抄からざる援助を與へられたるは編者の深く感謝する所なり

各 村 誌

北海道拓地殖民ノ進陟發達ノ歴史ハ本史傳フル處ノ諸家ガ戴星歩月辰以ツテ
行ニ繼ゲル所謂苦心經營ノ事蹟ナリ而シテ此ガ活舞臺ハ實ニ諸家ガ現住スル
各町村タルナリ卷頭特ニ各村誌ノ一項ヲ收ムルモノハ諸家ノ力能ク今日有ル
ヲ得セシメ其他ノ天然亦々諸家ノ偉蹟ヲ收メシメタル羽翼車輪兩々相俟ツテ
離ル可カラザルモノ有レバナリ唯夫レ編述ノ躰各村一ナラズ精粗往々ニシテ
宜シキヲ得ザル者アルハ所在村役場ノ調査ヲ素トシ之ニ編者實地ノ見聞ヲ加
ヘタルモ如何セン紙員自カラ限リ有リテ其繁閑詳略ニ於テ甚ダ意ニ滿タサザ
ルハ編者亦タ遺憾トスル所ナリ他日増訂修補ノ時ニ於テ其冗壁ヲ期シテ大方
ノ寛容ニ待ツ

編 者 識



所置奉村別士郡川上國鹽天



石狩國夕張郡角田村
泉麟太郎氏



石狩國樺戸郡浦白村
岩村八作氏

比

る



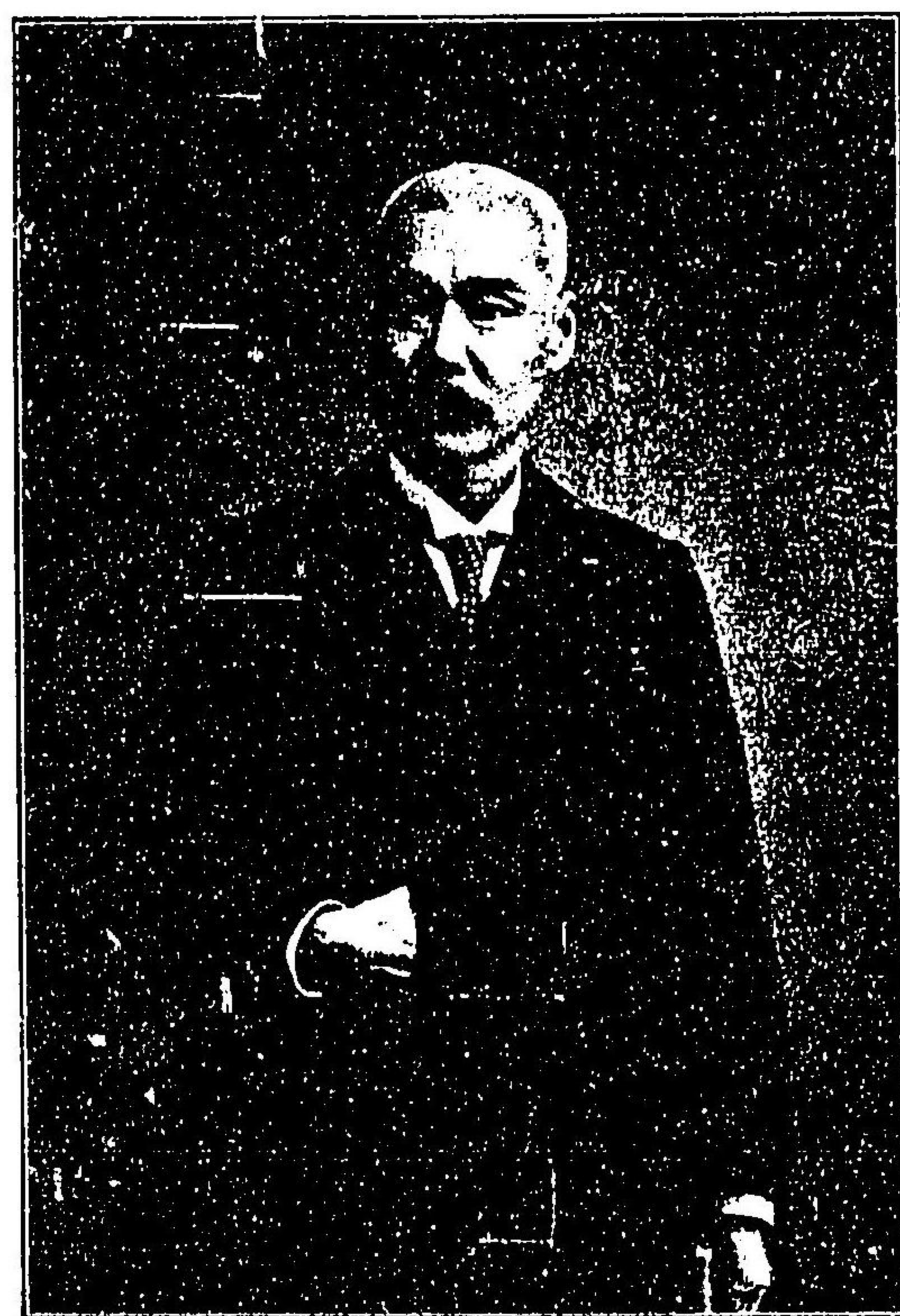
天 國 上 川 郡 士 別 村
元 兵 庫 縣 選 出 代 議 士
奧 野 小 四 郎 氏

設



石 狩 國 夕 張 郡 角 田 村
故 福 井 正 之 氏

比



石狩國上川郡栖村
内田 游 氏



石狩國上川郡栖村
田中 市太 郎 氏



石狩國上川郡旭川五條五丁目
尾泉良太郎氏

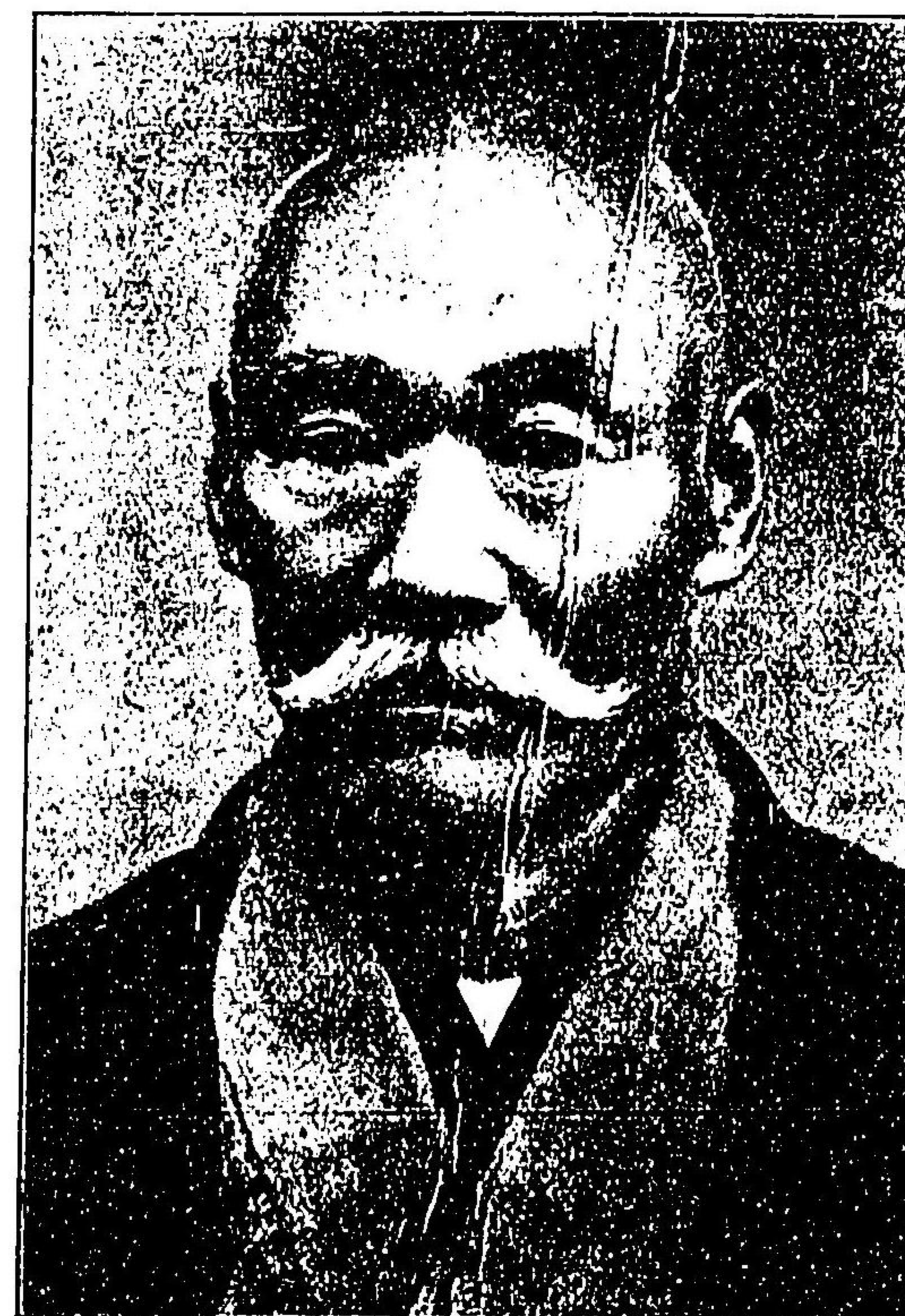


石狩國夕張郡角田村
武田義清氏



石狩國樺戸郡浦臼村
關才五郎氏

8



東京府下牛込區谷本村町一番地
元屯田陸軍歩兵少佐
故家村義氏

9



石狩國樺戸郡新十津川村
中島龜吉氏



石狩國樺戸郡浦臼村
澤田實氏

わ と



石狩國雨龍郡深川村
東野虎吉氏

よ



石狩國雨龍郡深川村妹脊牛
柳町一靜郎氏

か

有功銀牌

審査員工六位野下村白浦郡
 審査員長位野下村白浦郡
 審査員副長位野下村白浦郡
 審査員位野下村白浦郡

審査成績三依前記賞牌ヲ授與ス

明治三十三年四月四日

凱旋紀念五週年會場第三位勲章授與券

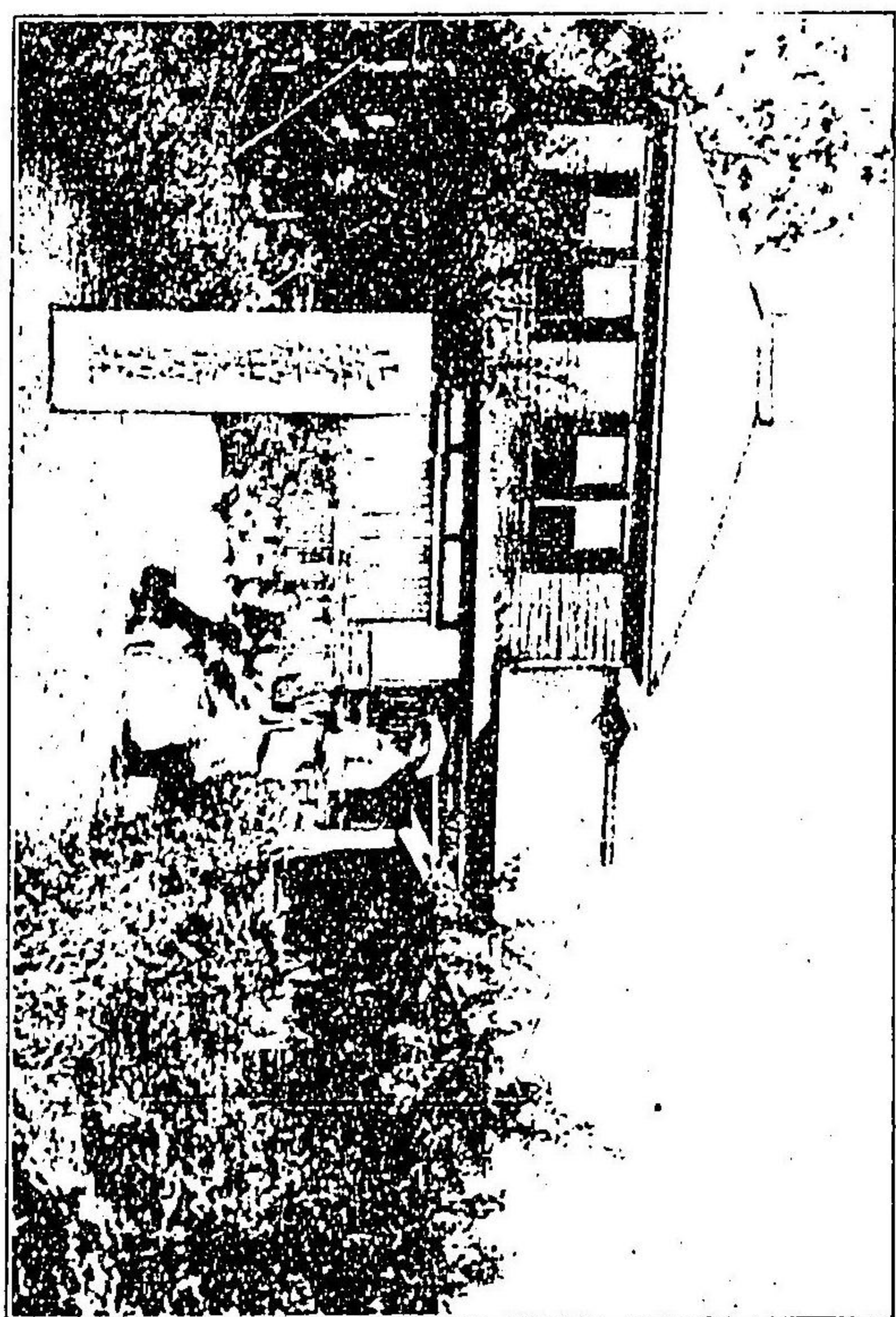
澁拾
 北台
 出器人
 青木六蔵



氏藏六木青 村白浦郡戸樺



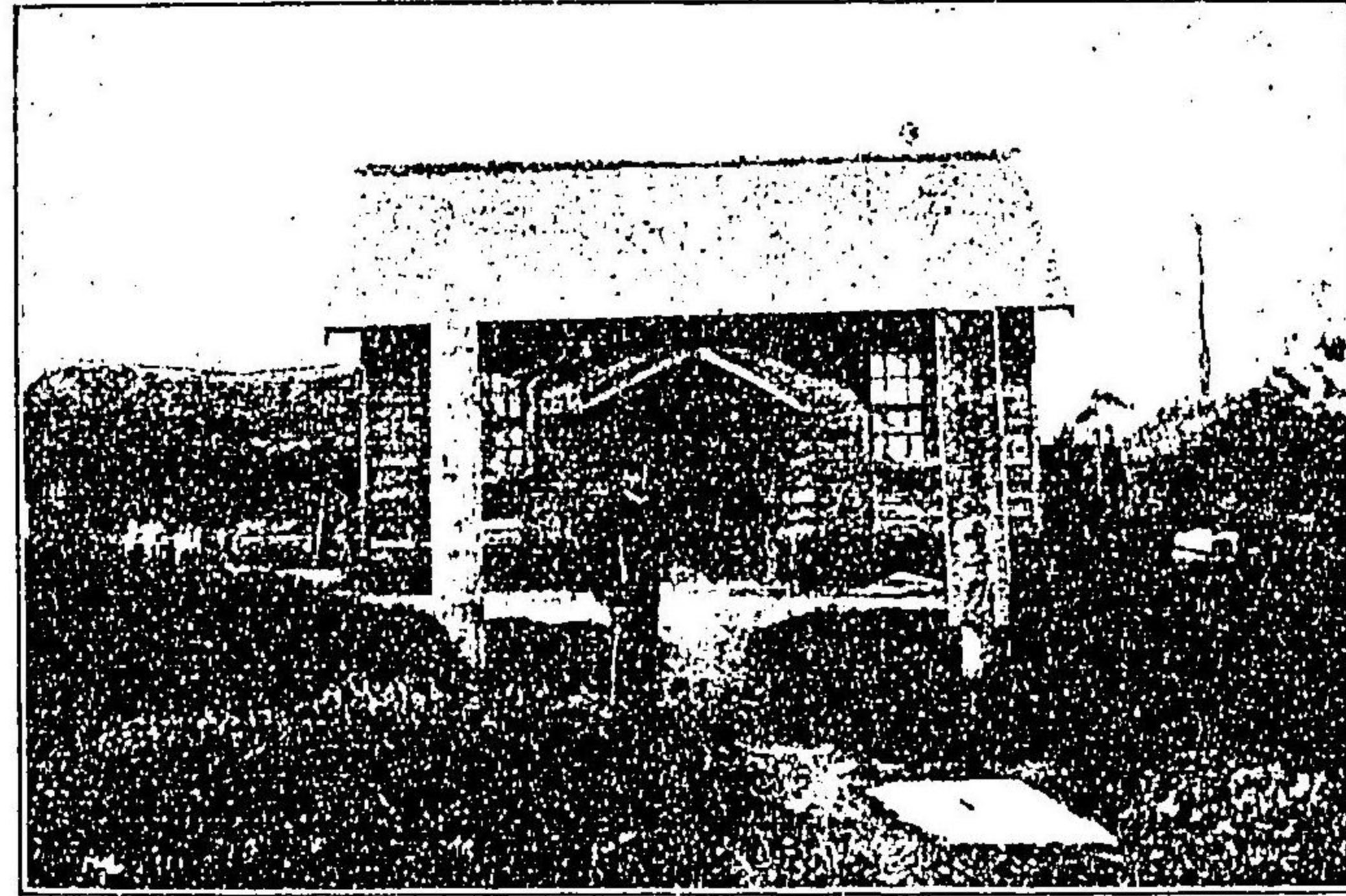
村川津十新郡戸樺
 氏郎太熊野下



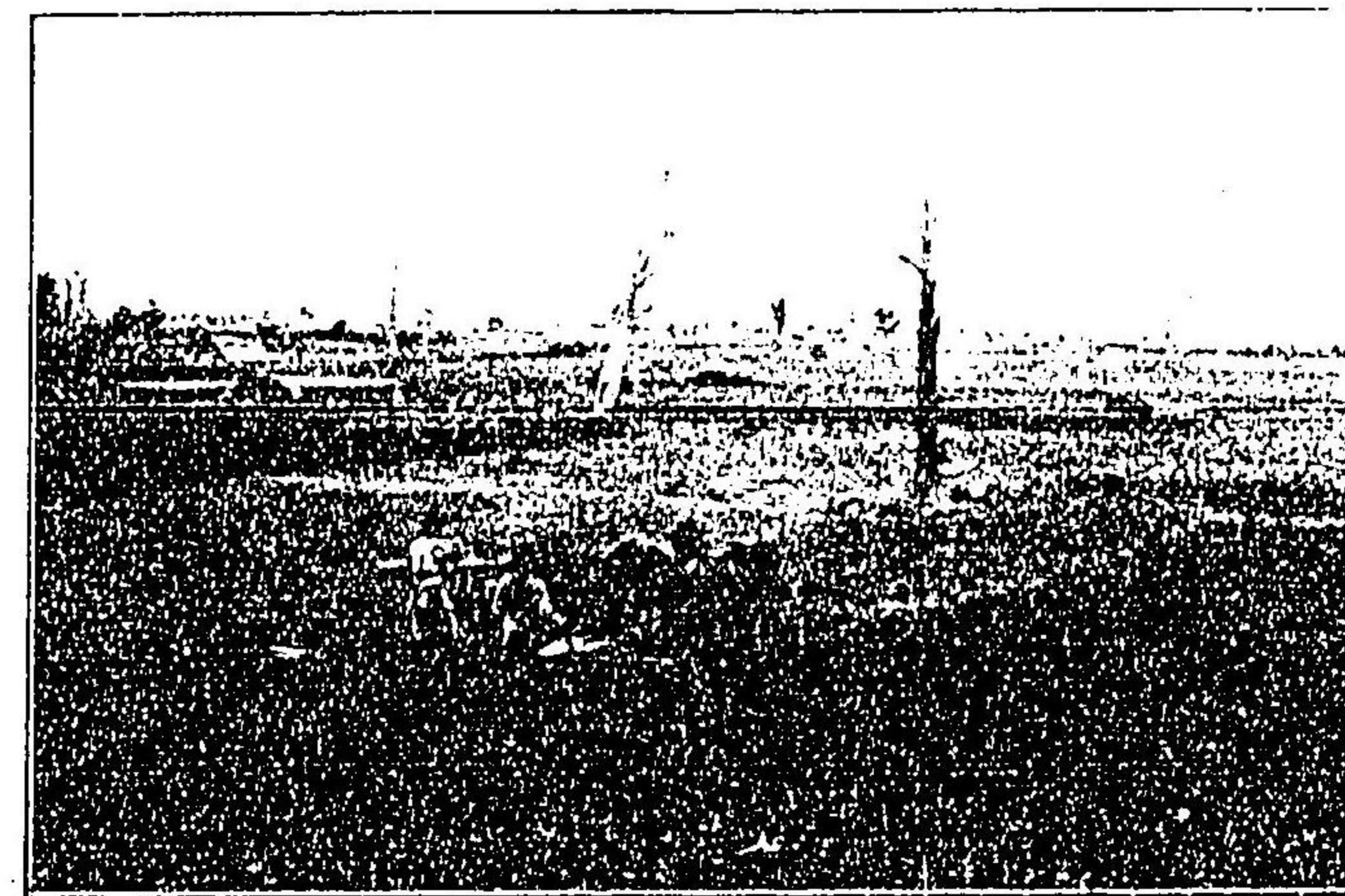
庄別場農ノ氏夫和山鳩士博學法村田角部張夕



ンパーベ上字村川旭東郡川上
氏助之熊田菊



夕張郡角田村帝國東北農學大學第五農場看守所



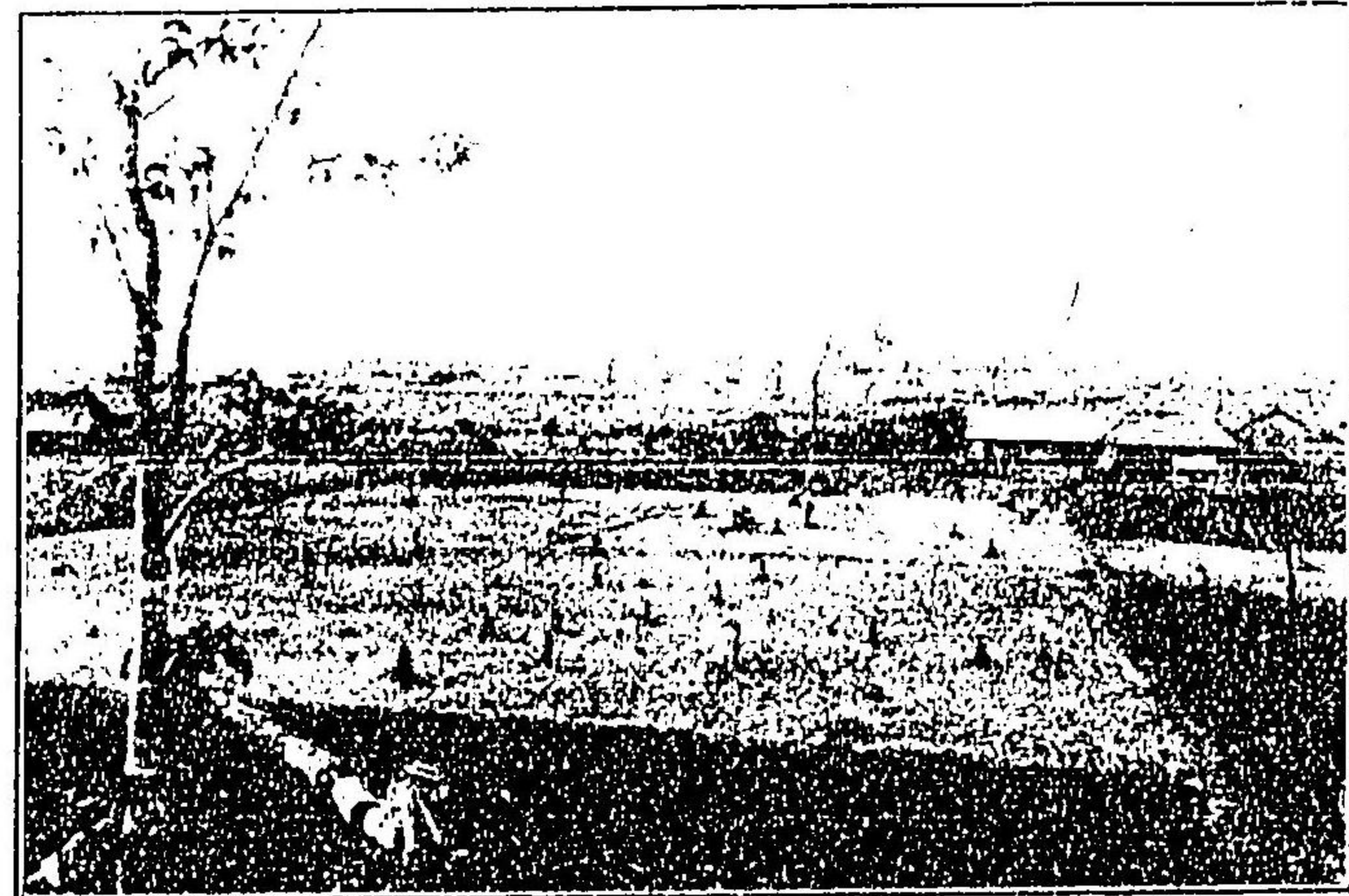
同馬耕ニテ耕作ノ景



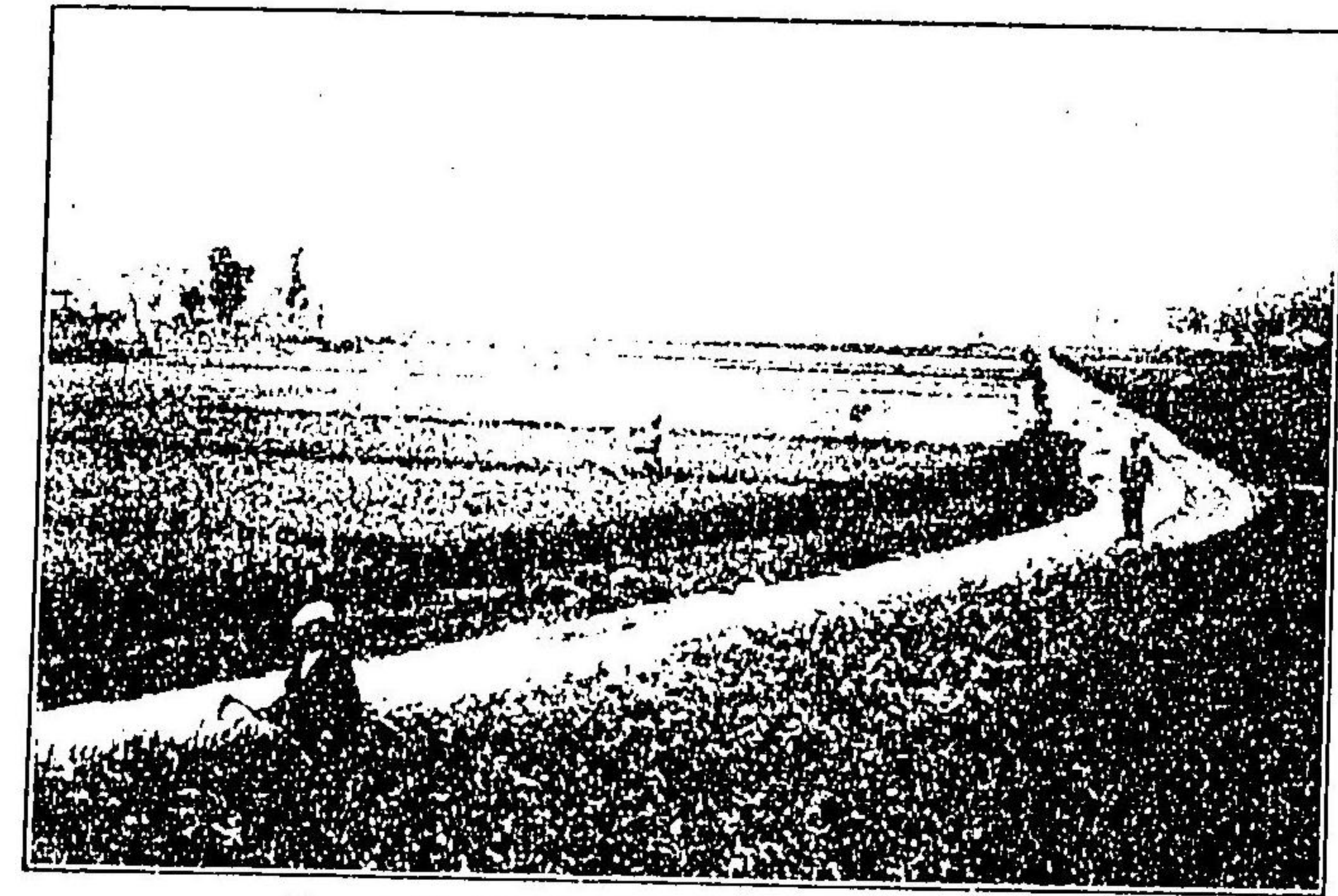
空知郡川村一字ノ澤
木原慶輔氏



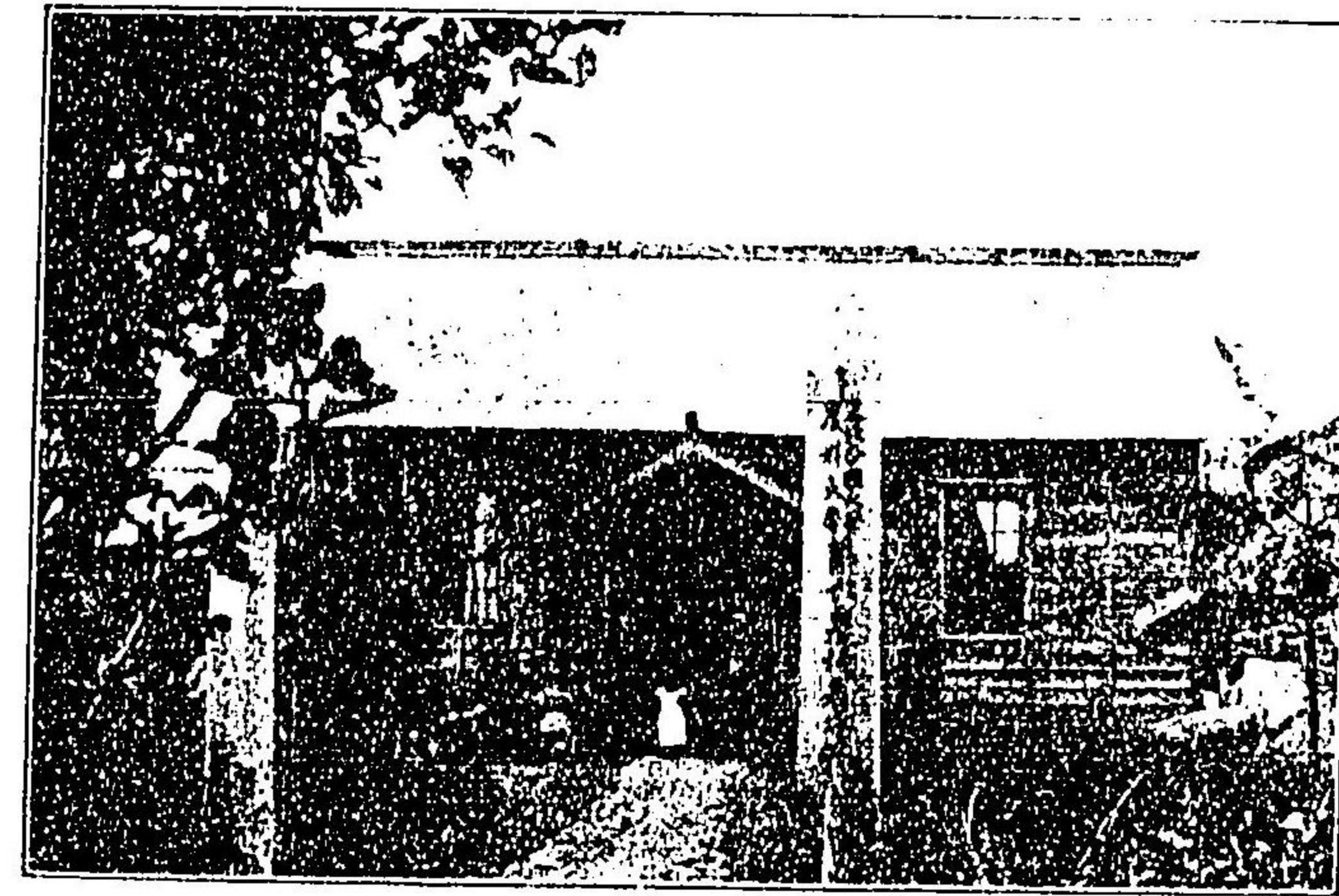
景ノ付植作耕場農六第 同



景ノ部田水場農六第 同



景ノ部田水場農五第 同



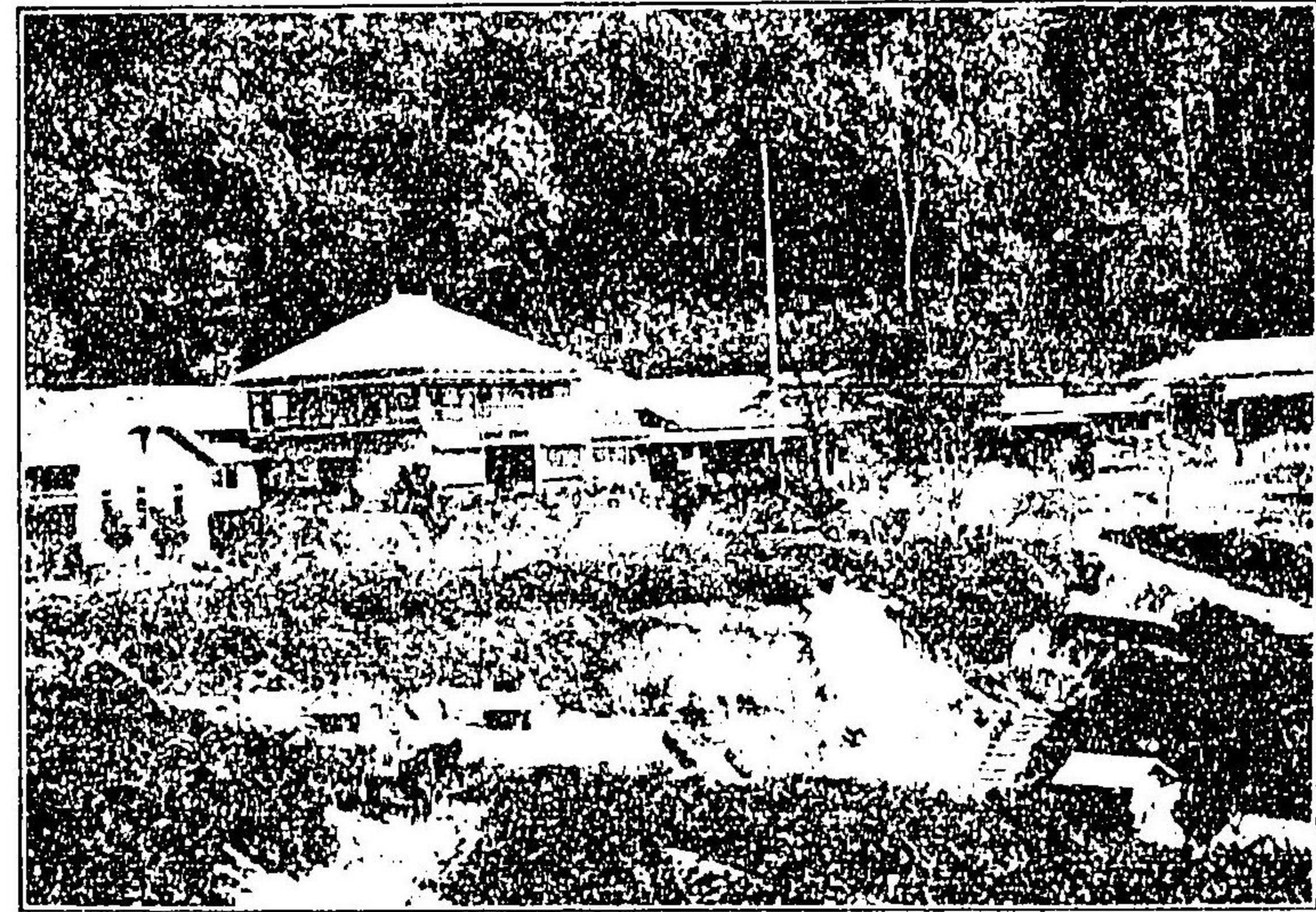
所守看場農六第 同

5

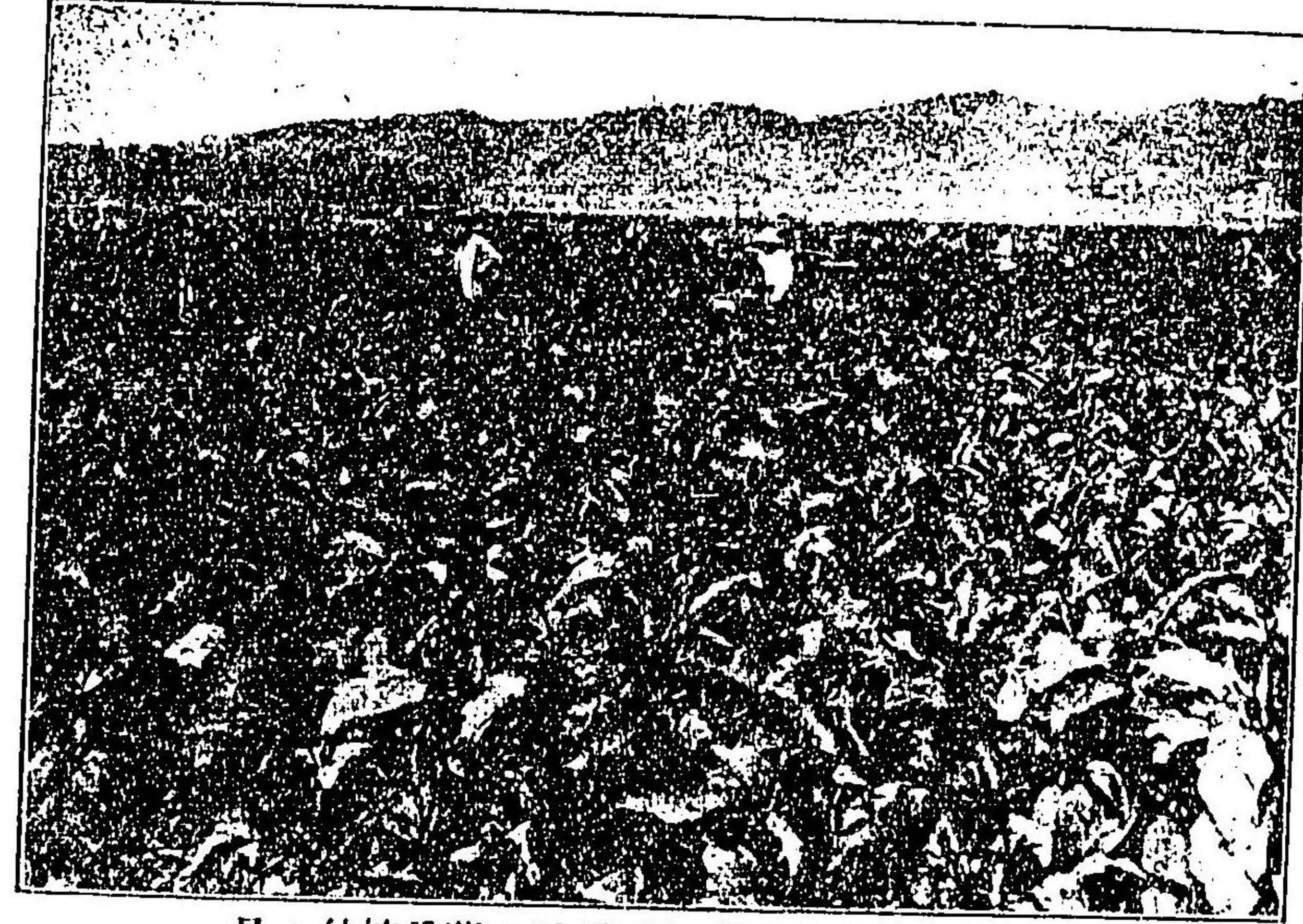
5



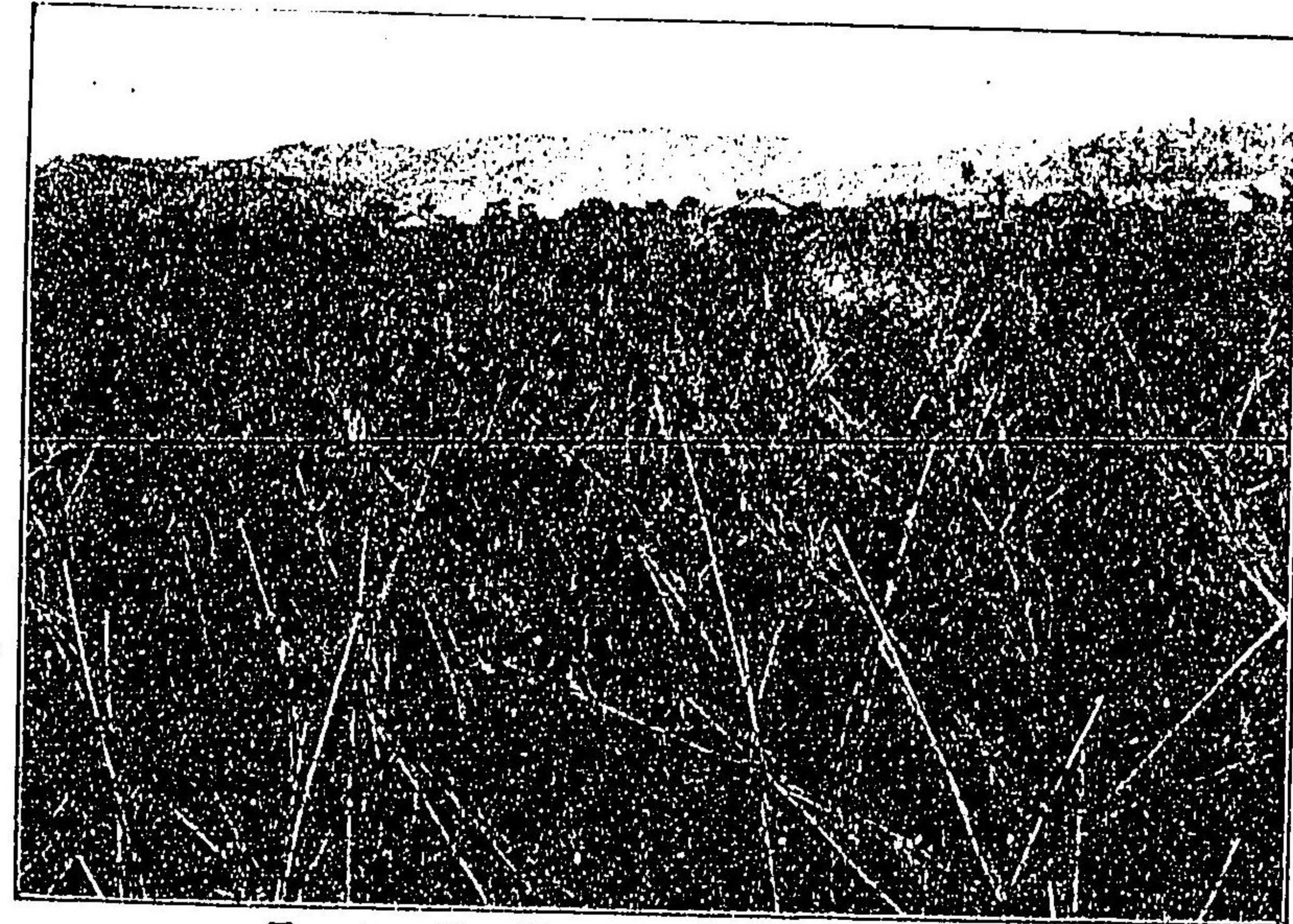
景ノ付植瓜南同



景ノ館旅本瀧泉温別登道海北



景ノ付植茄子、氏科更知來市村山笠三郡知空



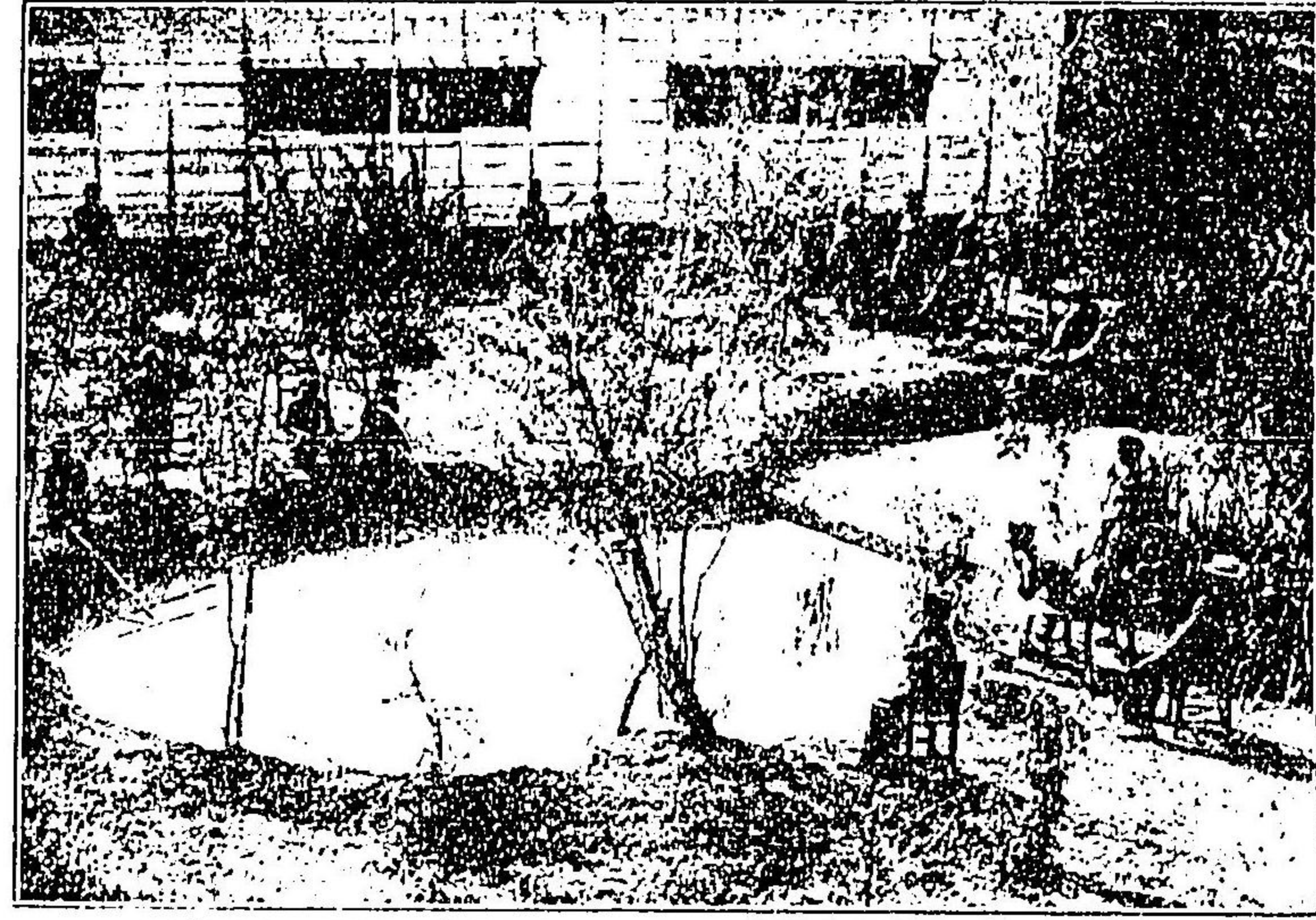
景ノ付植豆角大同

の

5

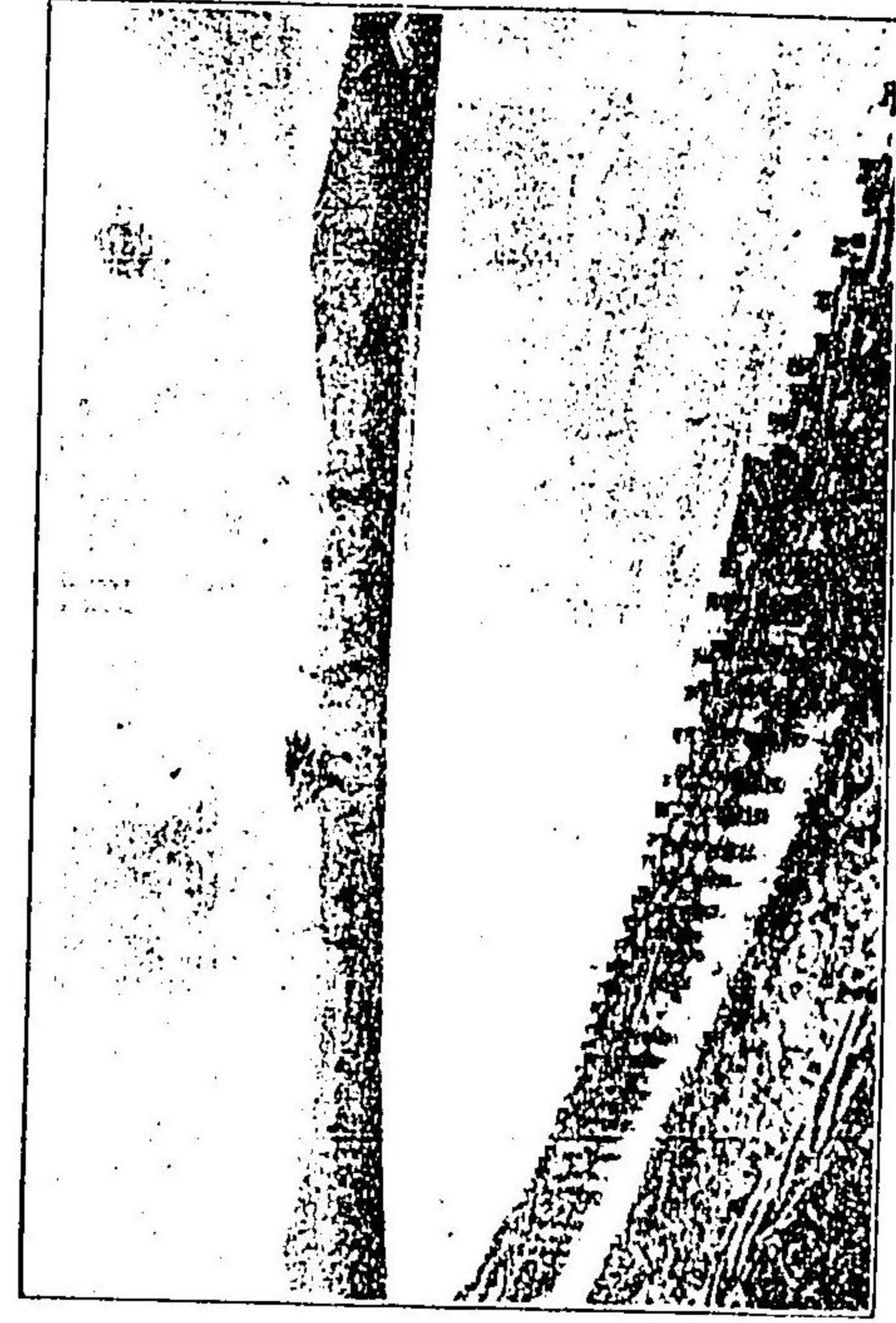


北海道ノ絶景上川郡神居古潭ノ景

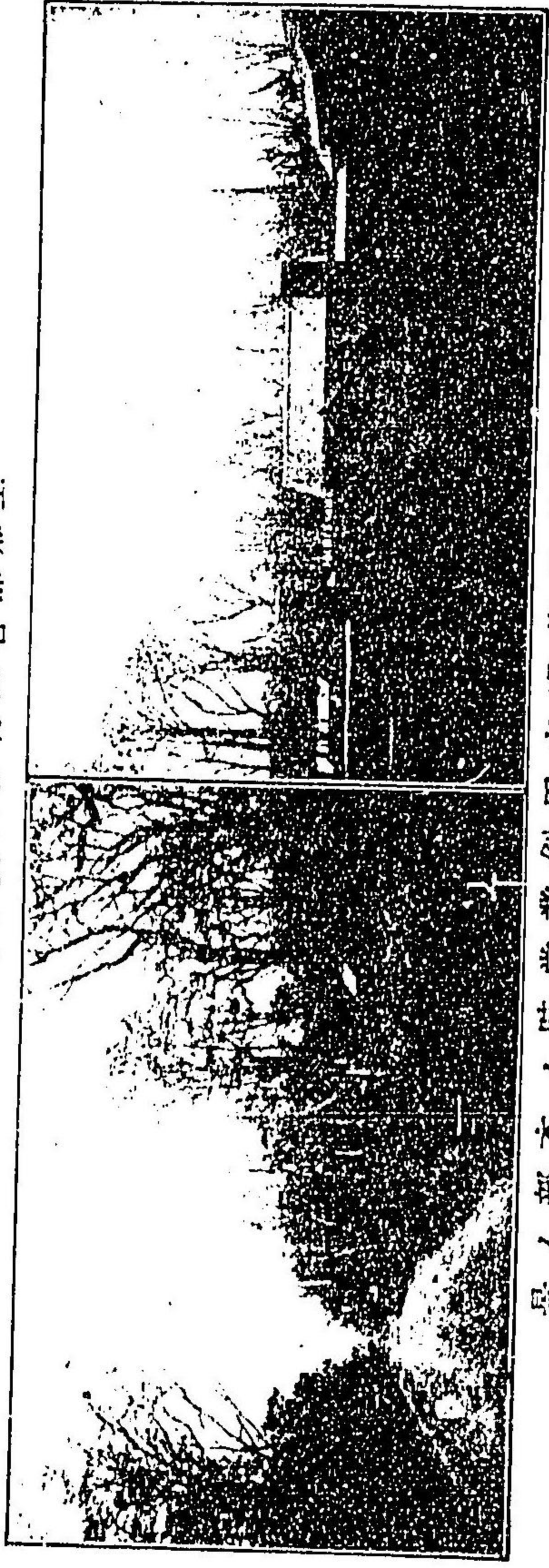


天鹽上川郡劍淵村常高尋常小學校ノ校園景

北

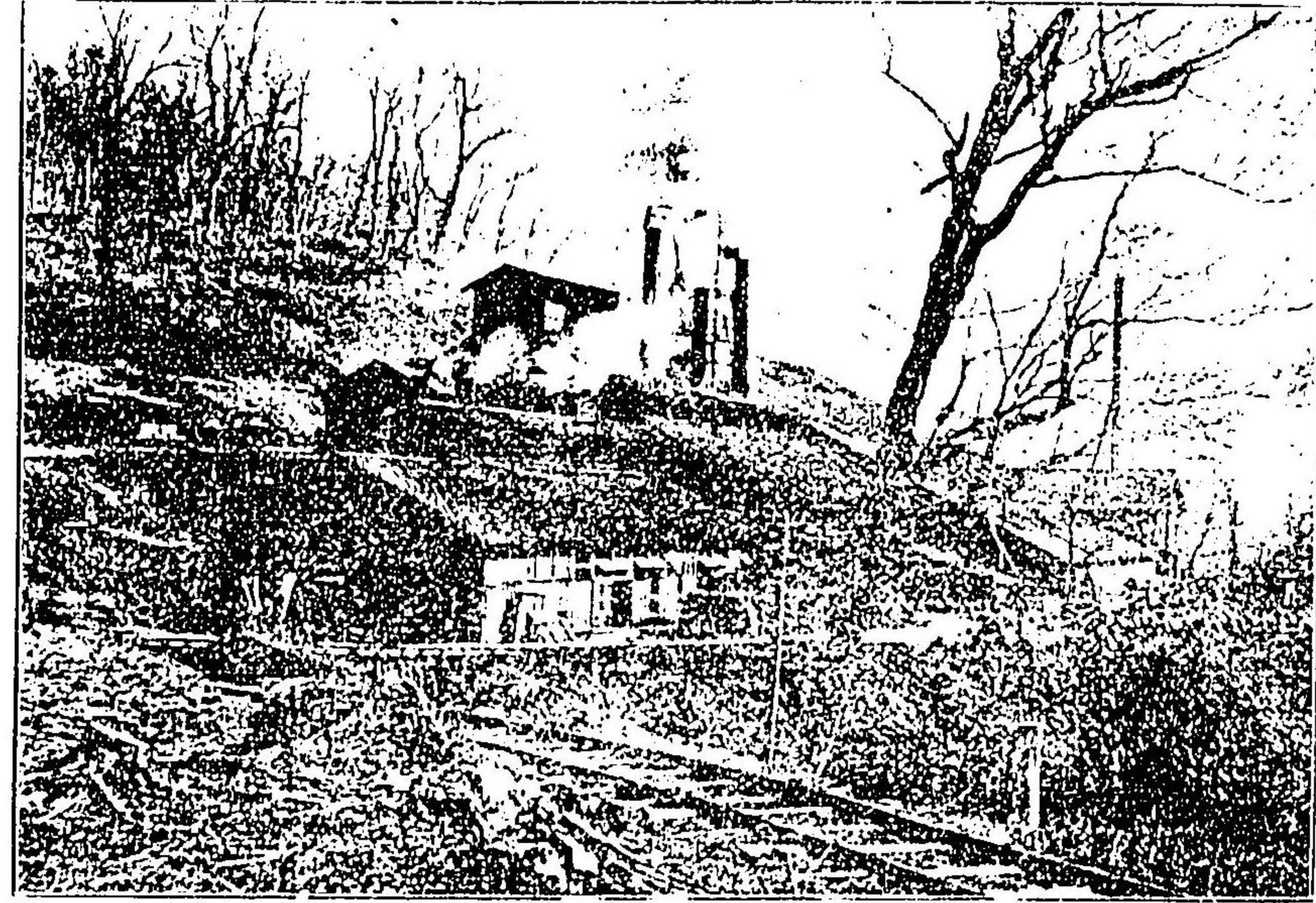


空知郡音江村多田渡船ノ景

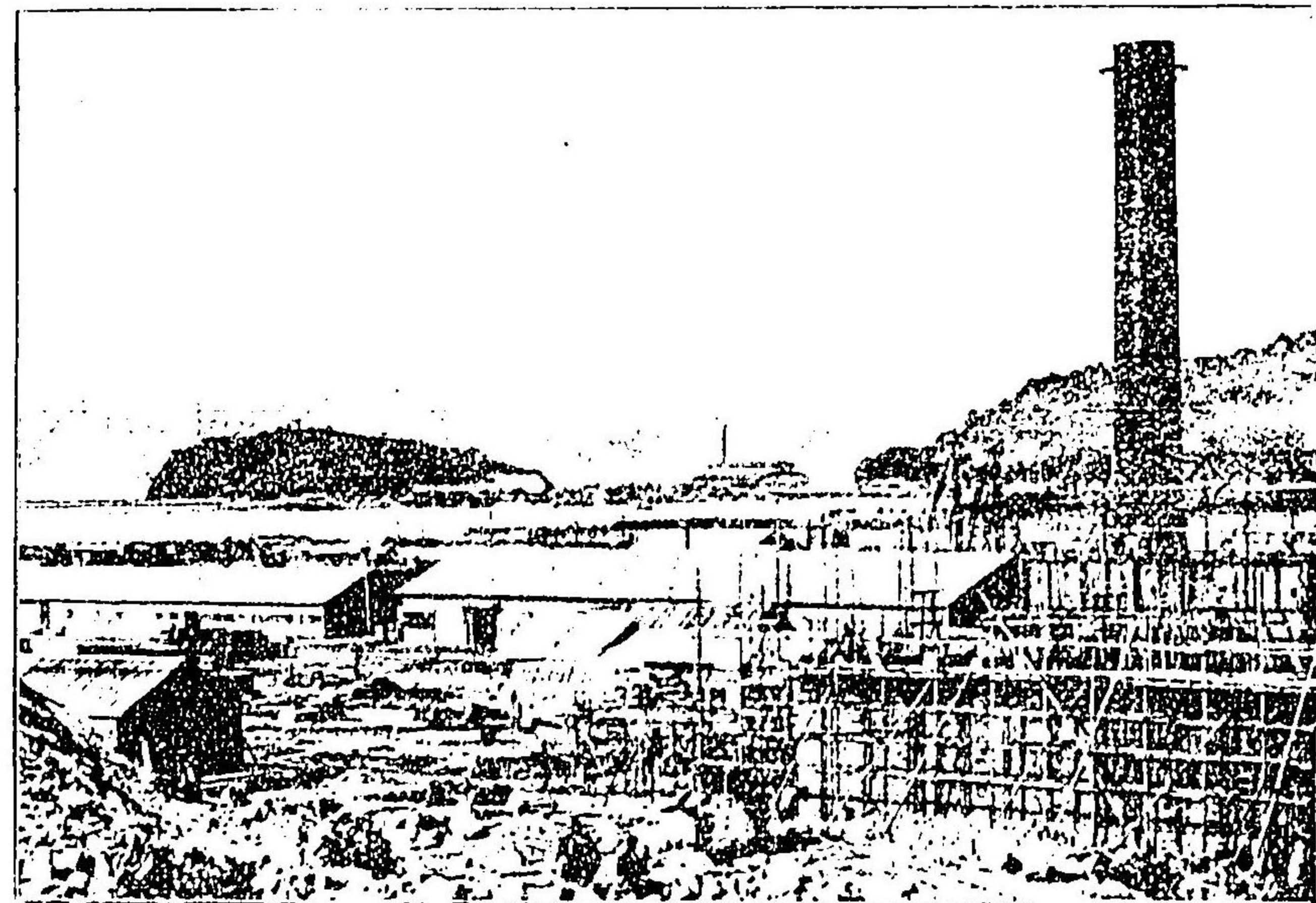


空知郡沼貝村美田屯電業創田ノ時ノ本ノ景

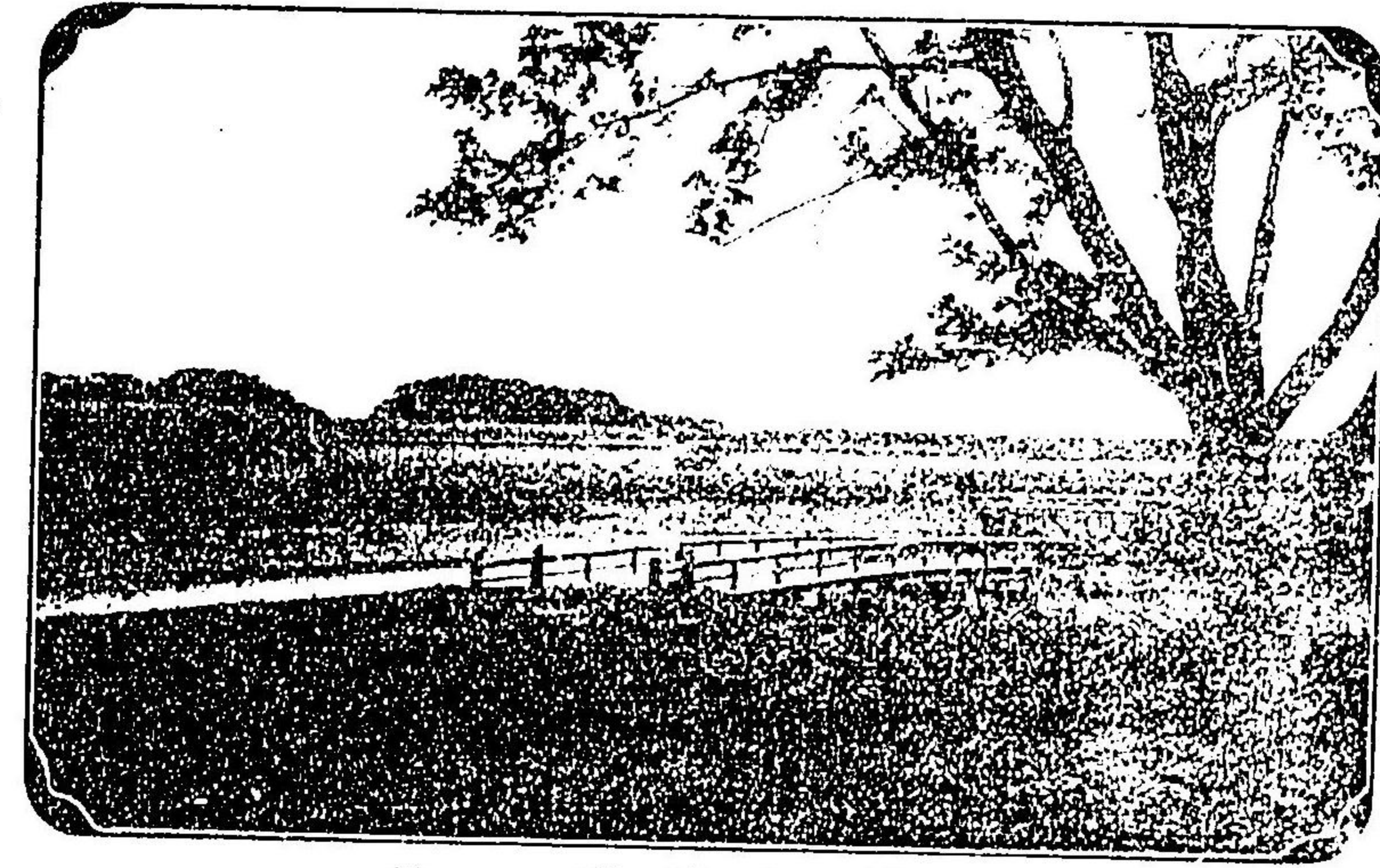
の



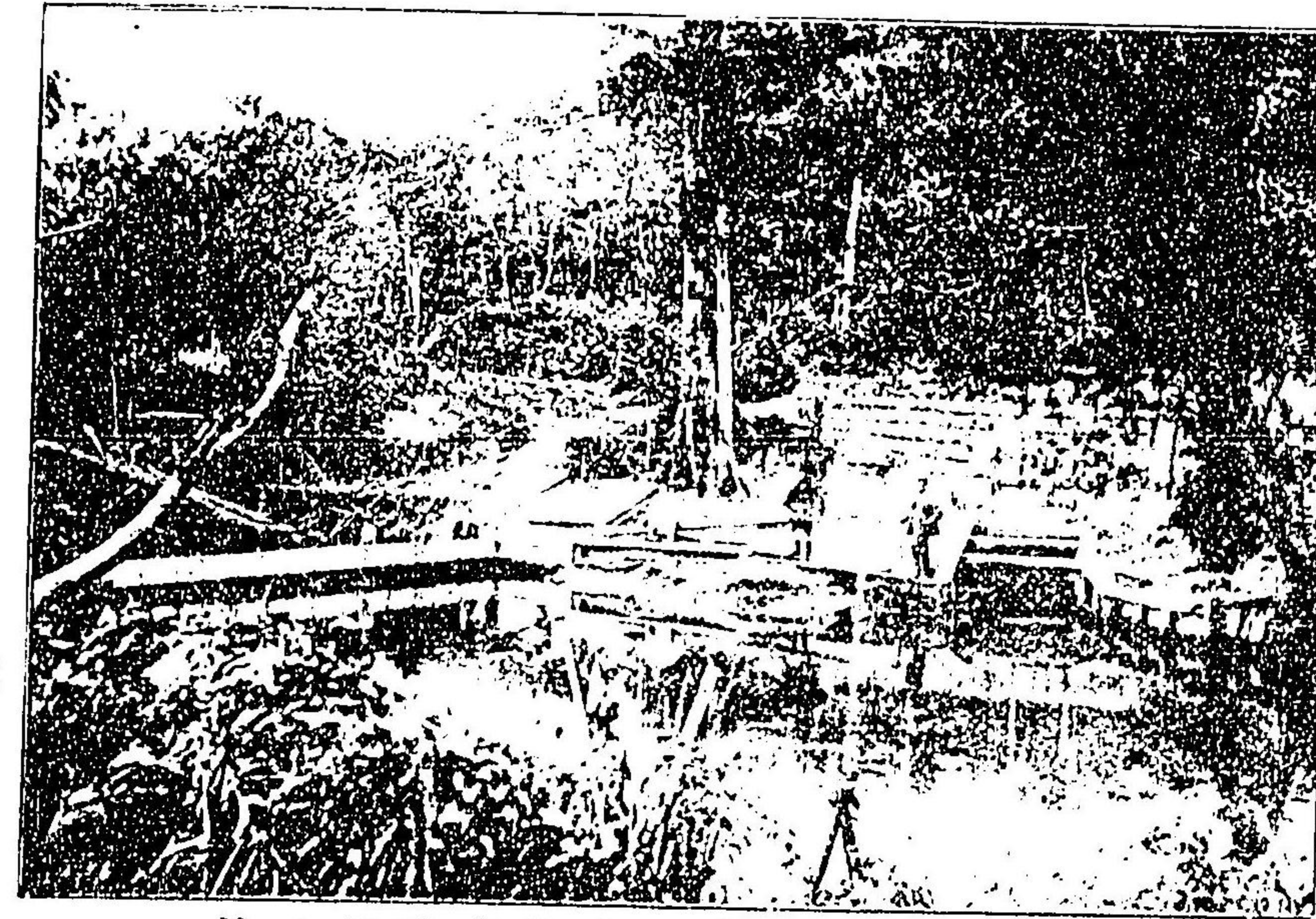
景ノ場煉製山鐵別觀



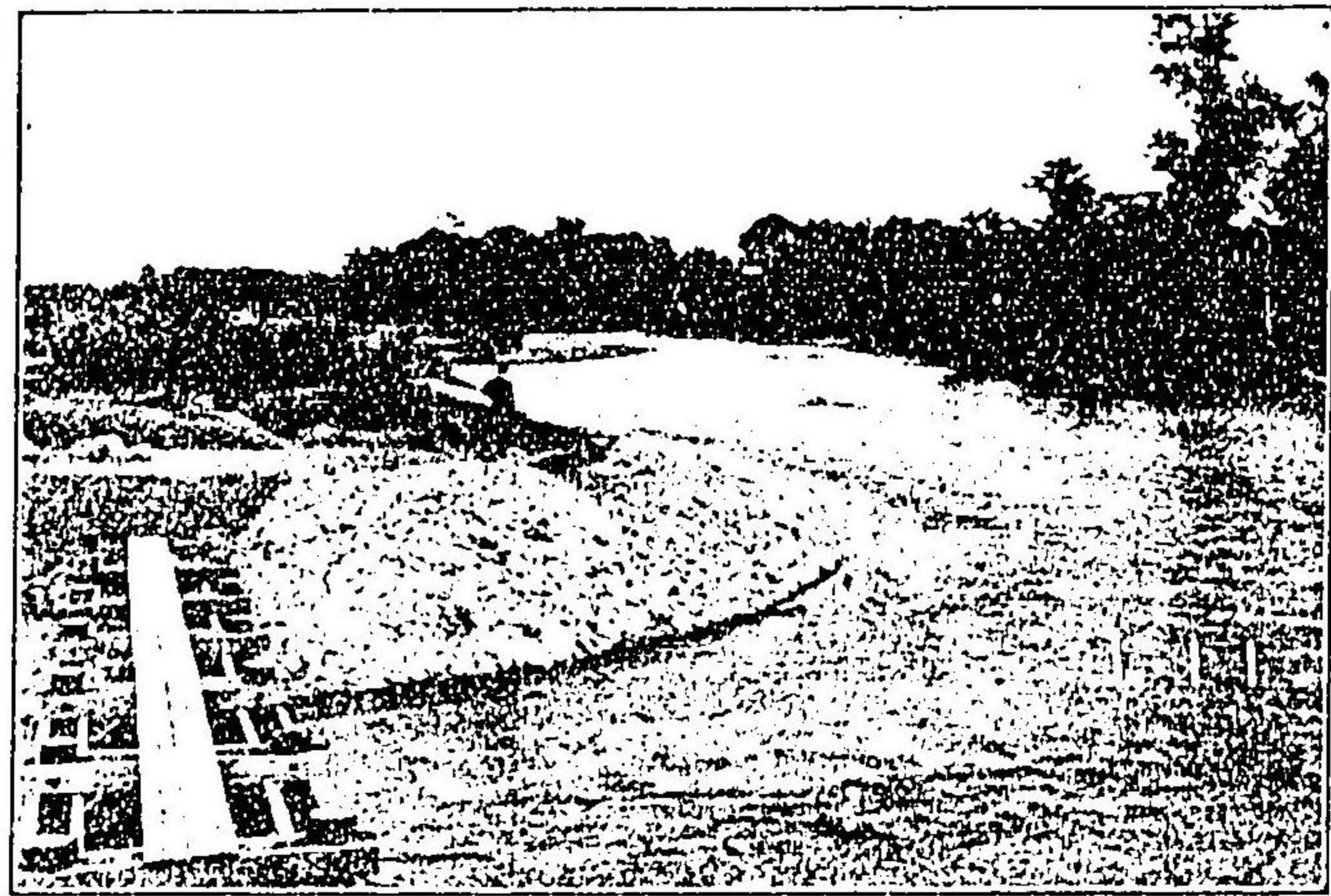
景ノ中事工所鋼製本日戀母



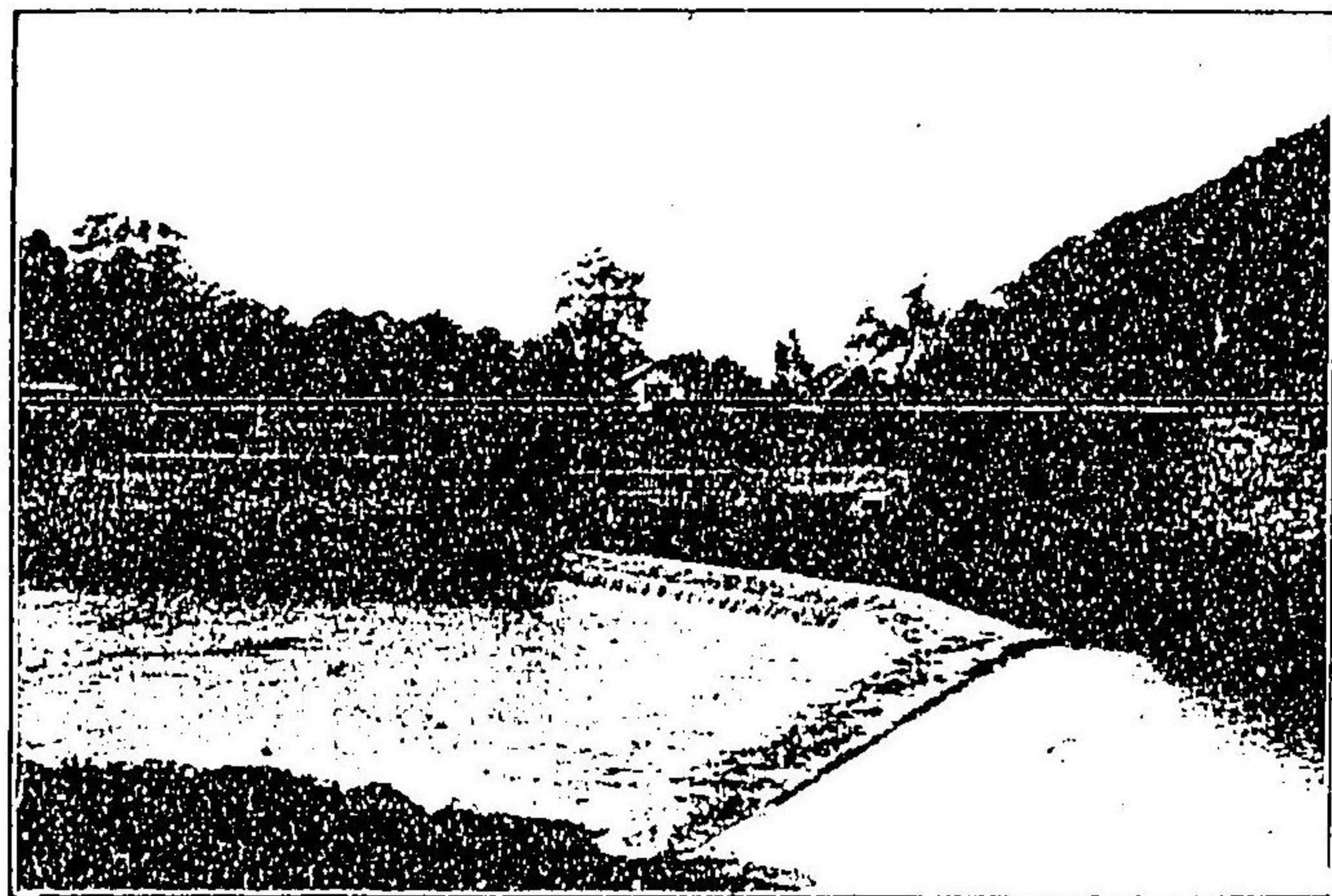
景ノ廓陵五館兩



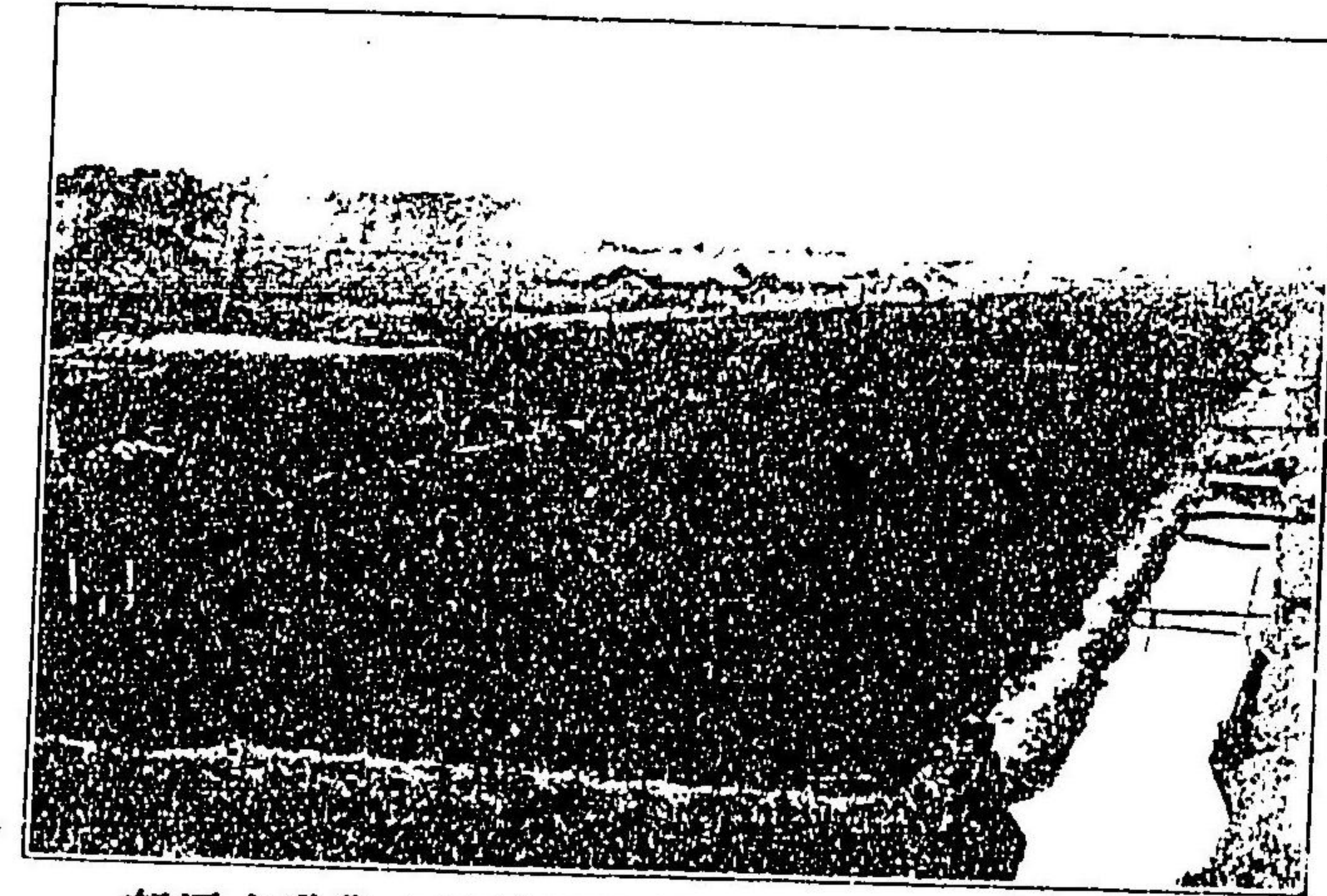
景ノ口路水場農合組村與厚郡拂勇



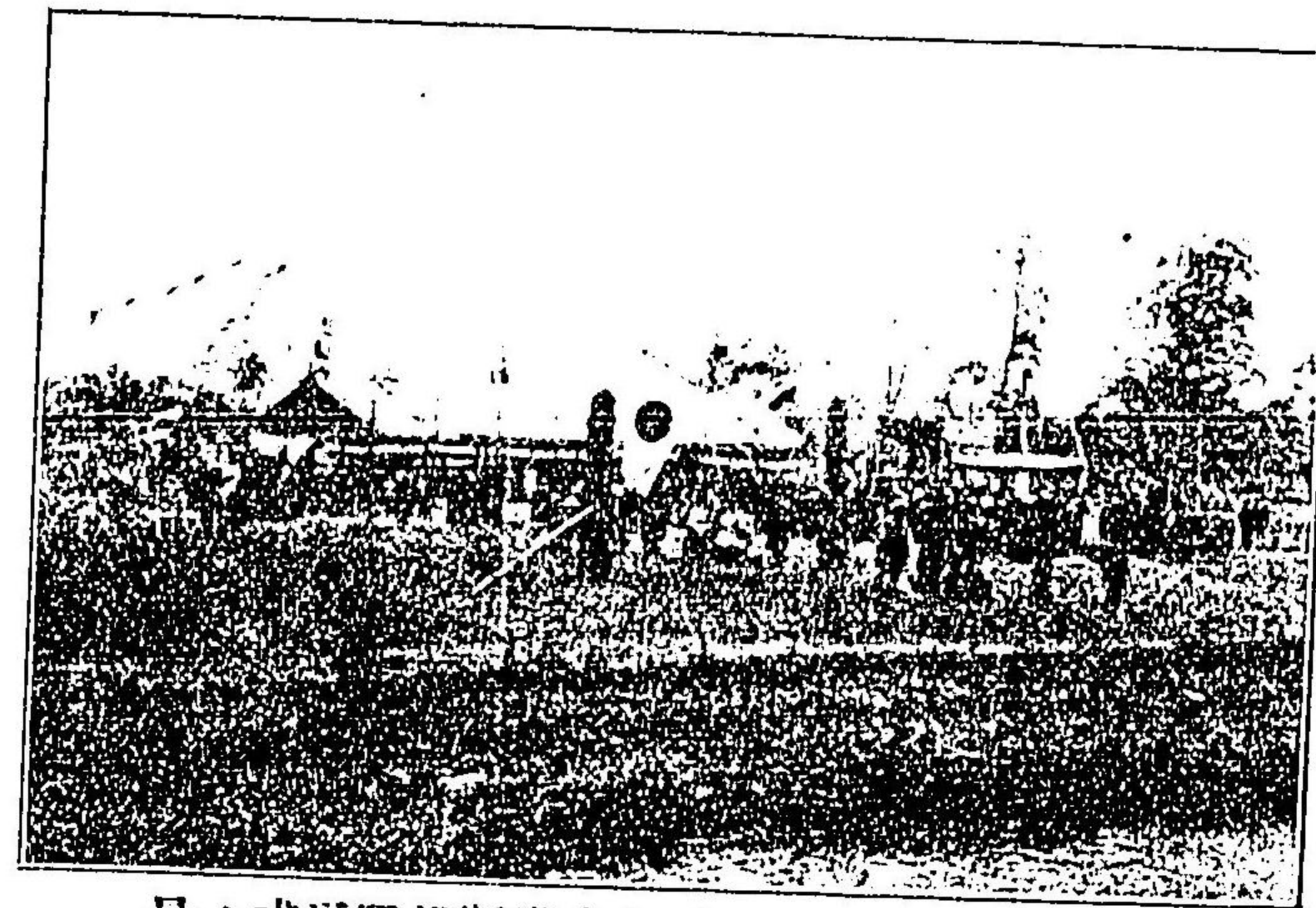
口入引リヨ流本川狩石溝既灌村栖鷹郡川上



景ノ堰洗及門水導布比村栖鷹郡川上



部田水場農ノ氏郎三元子金文志町澤見岩郡知空



景ノ式通開溝既灌合組功土文近村栖鷹郡川上

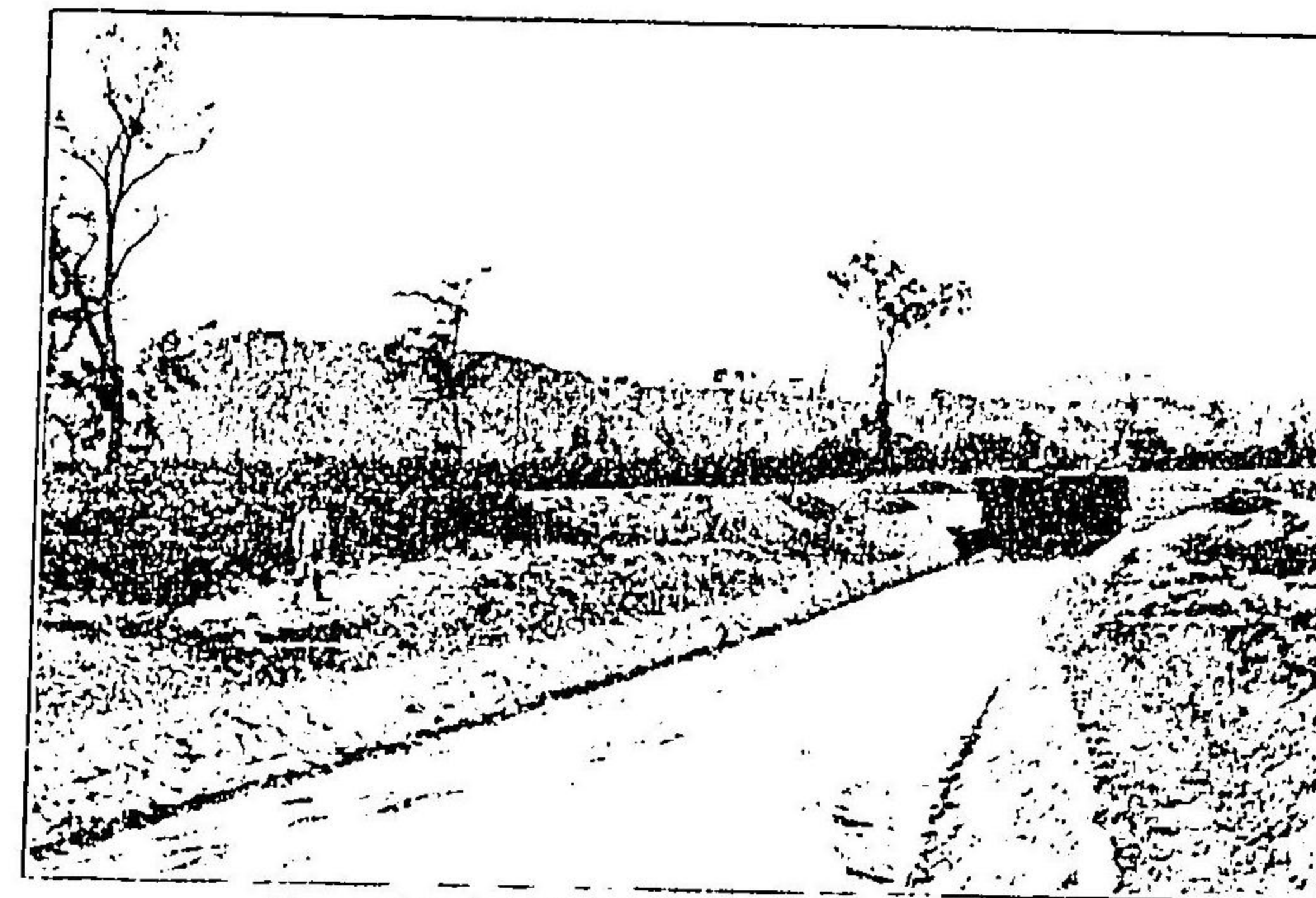
け 食



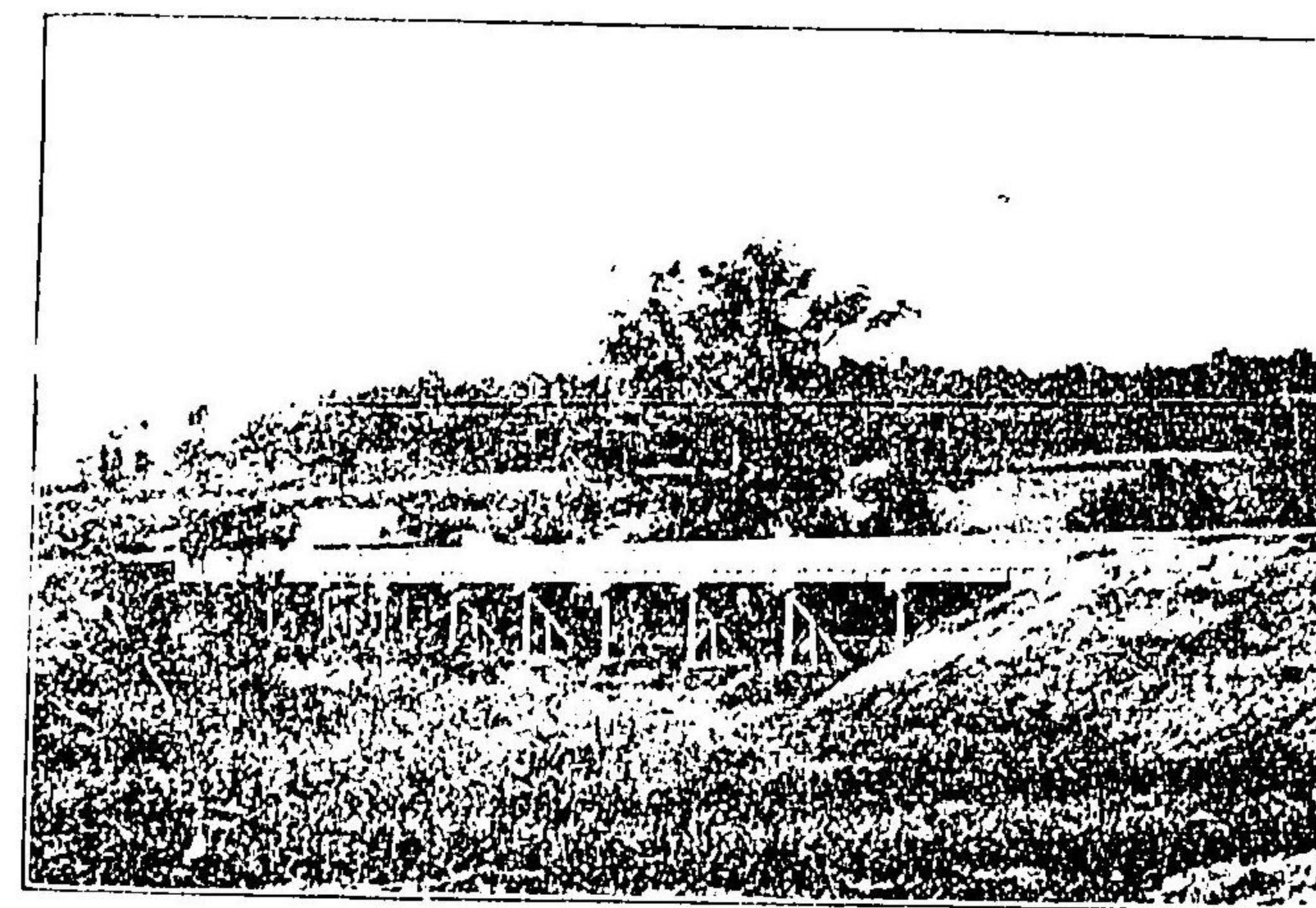
川上郡別所村安足間松尾農場ヨ
リマカクシムベシ山ヲ望ム



川上郡別所村安足間松尾農場耕作ノ景



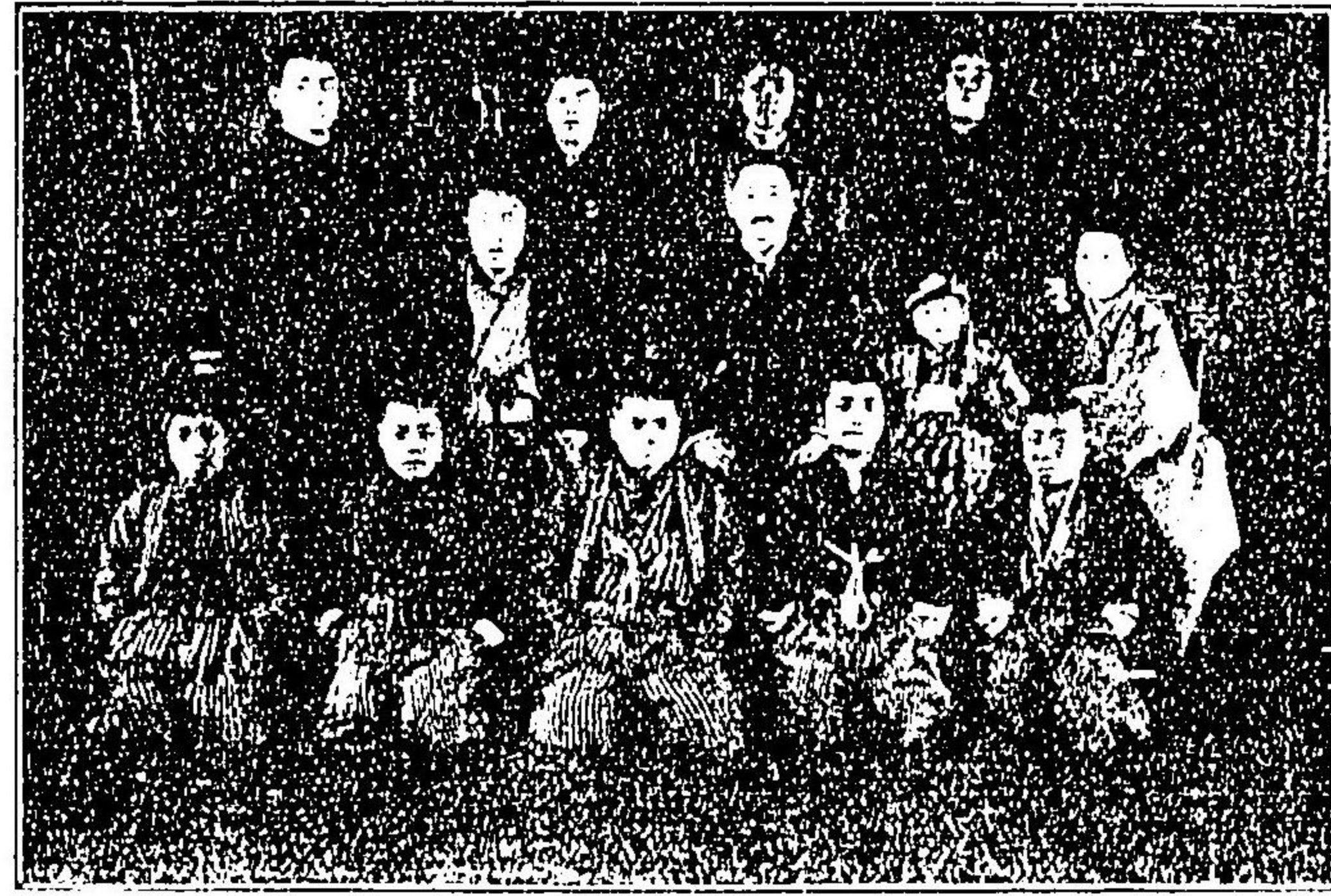
川上郡鷹栖村灌漑水門ノ景



川上郡鷹栖村灌漑大掛樋ノ景

乙

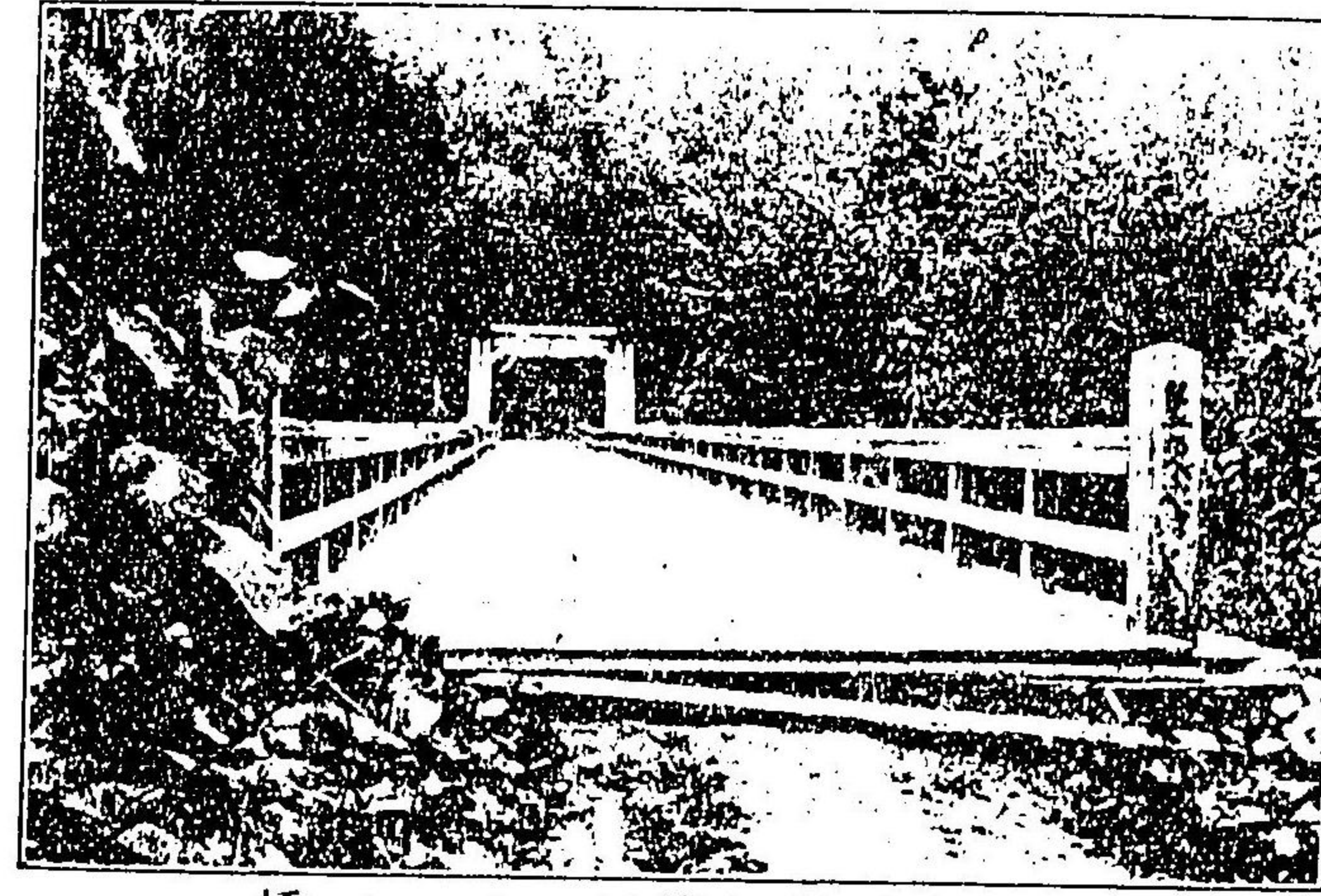
ふ



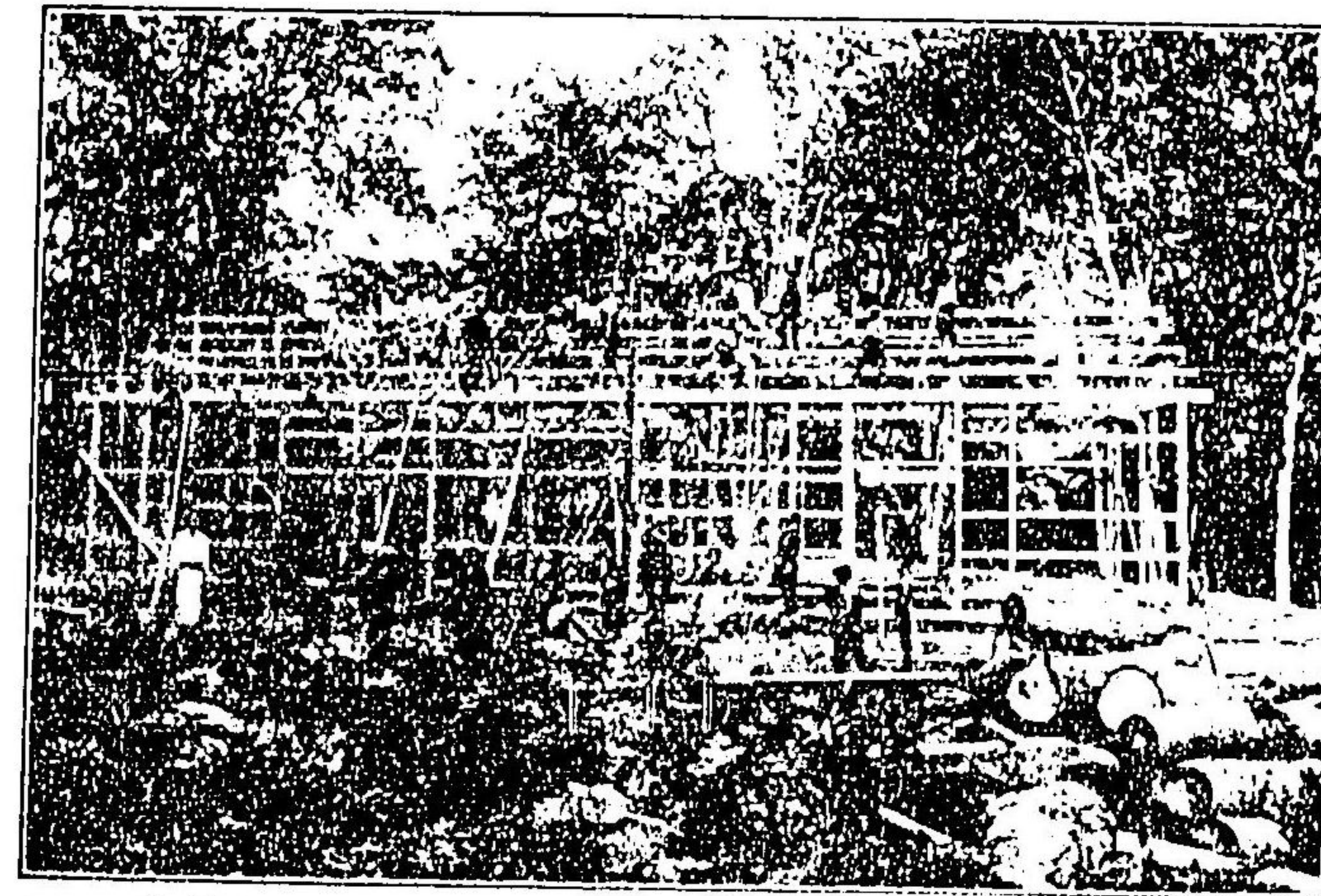
空知郡砂川村赤平尋常小學校卒業式ノ景



空知郡見澤町上志文尋常小學校卒業生ノ景



上川郡別村第二ベルシ橋

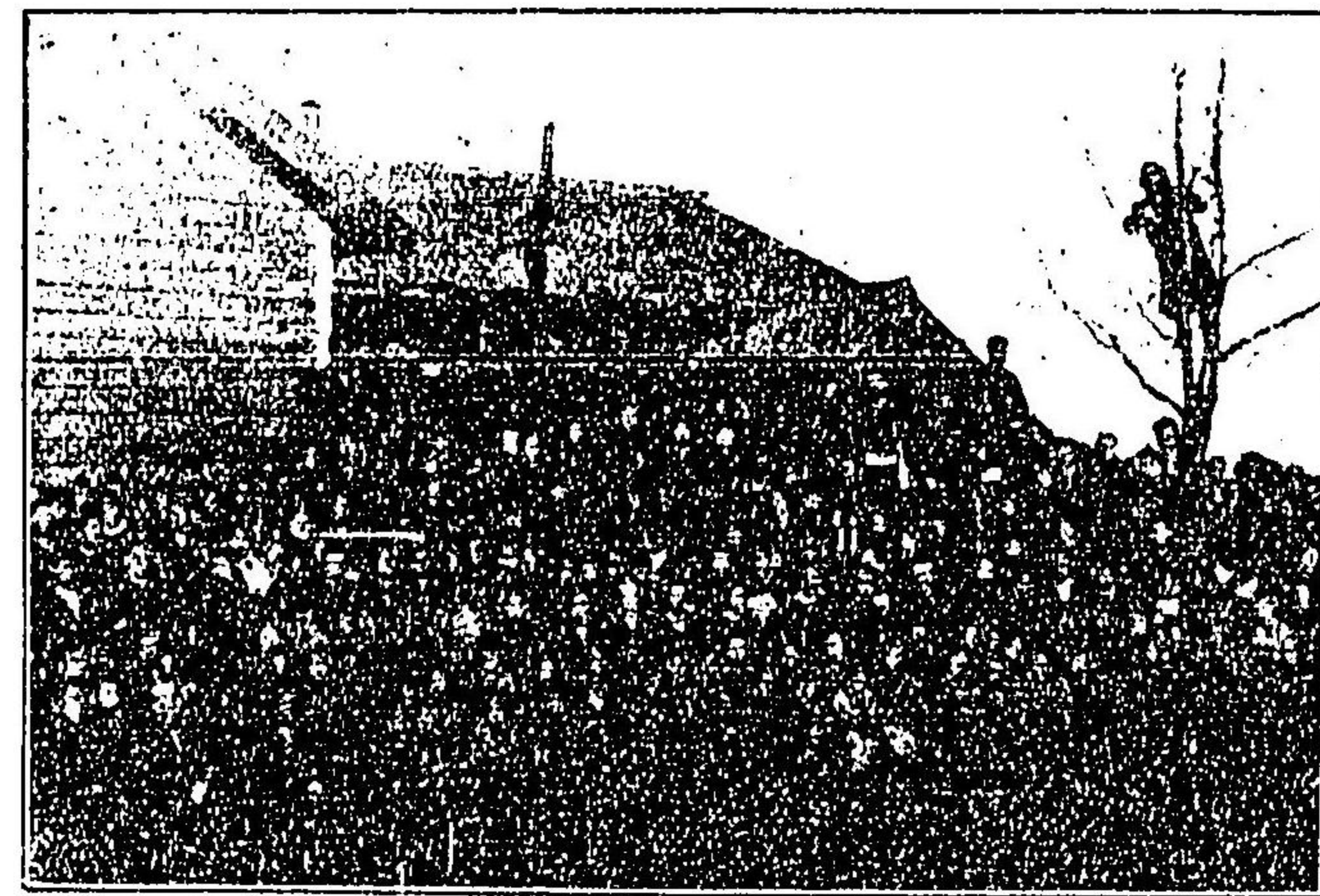


上川郡別村ヨウコウイナ田牧事務所建築中ノ景

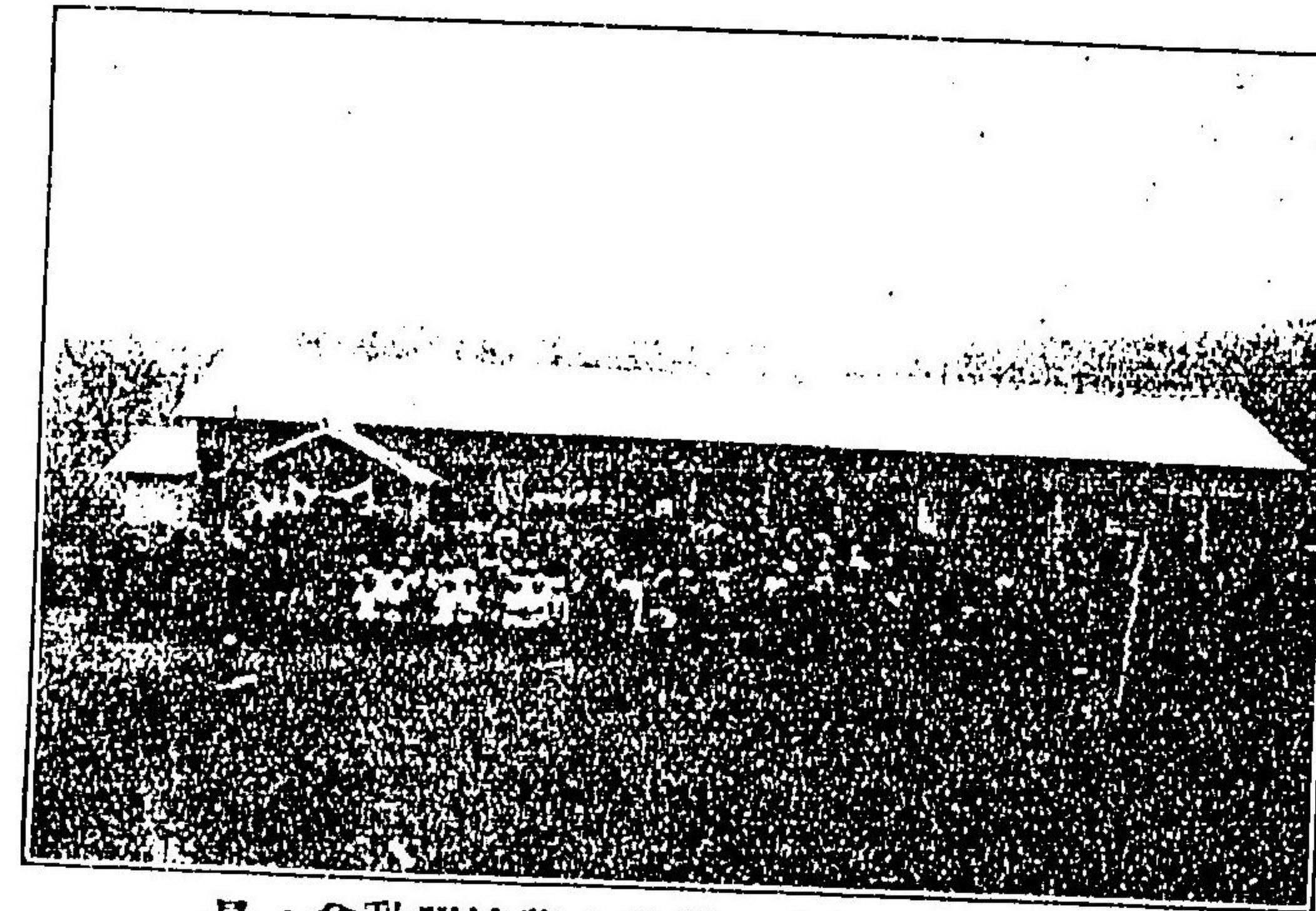
て
2



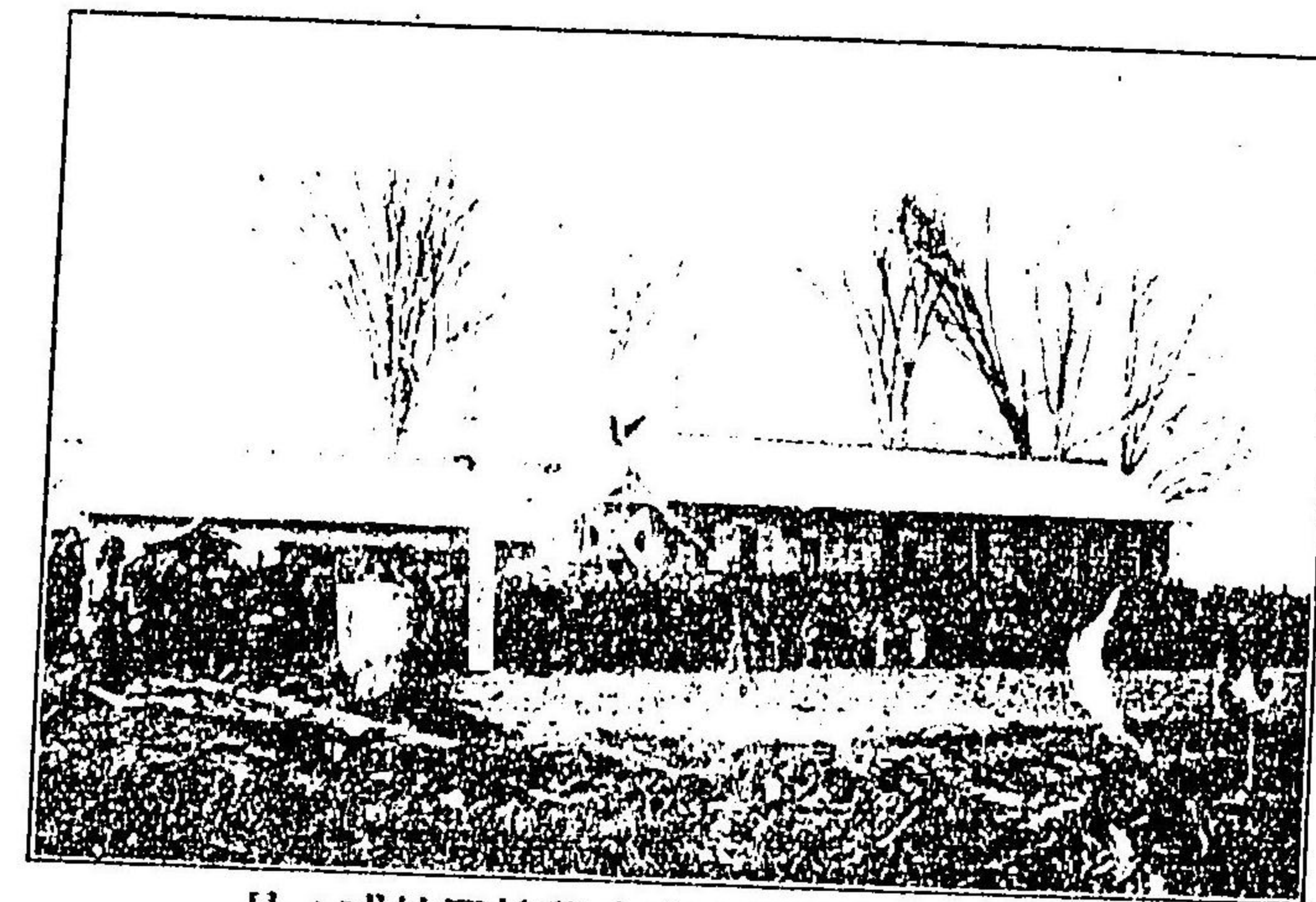
景ノ式成落校學小石白上村石白郡幌札



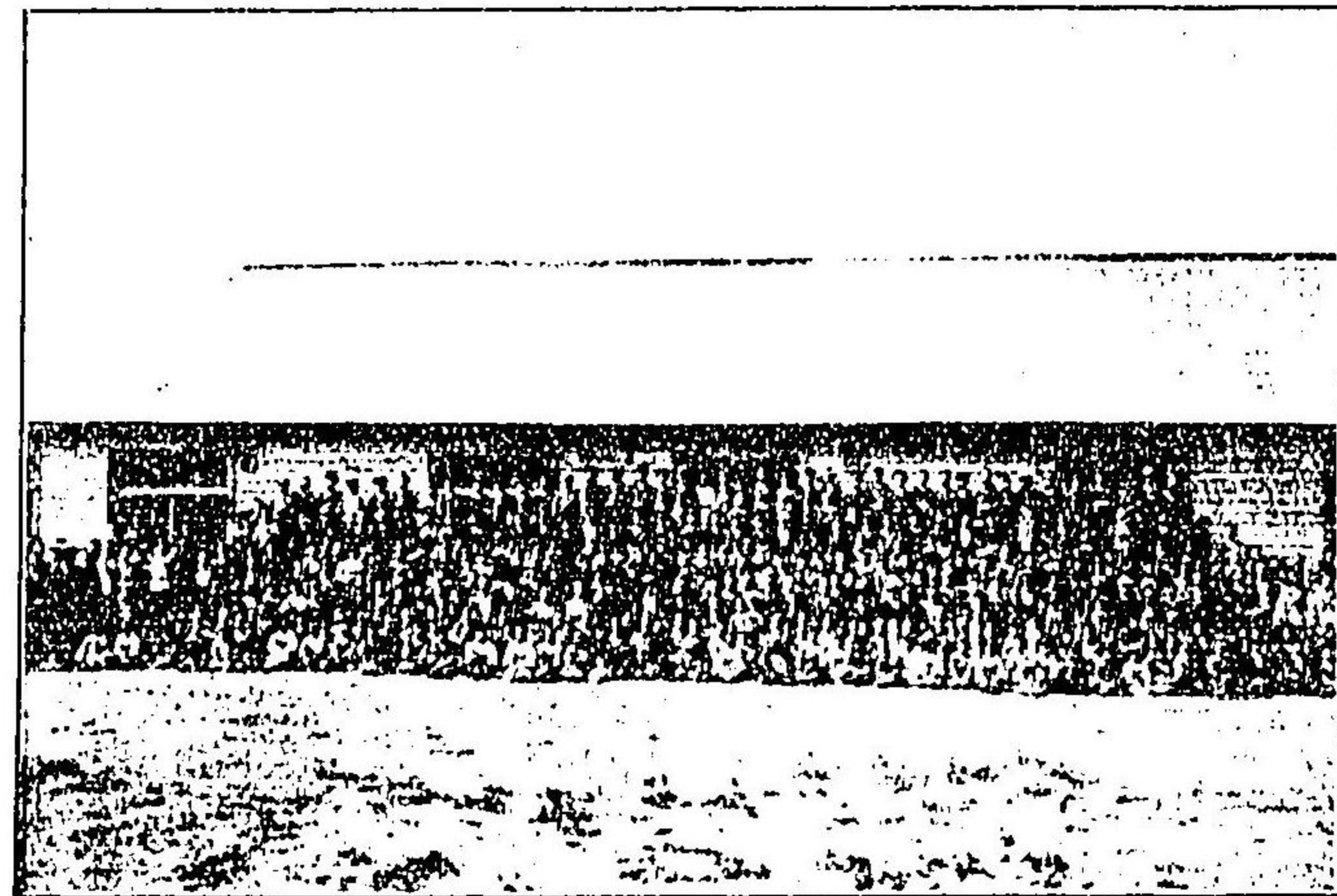
景ノ式成落校學小常尋布比烈字村幌札郡幌札



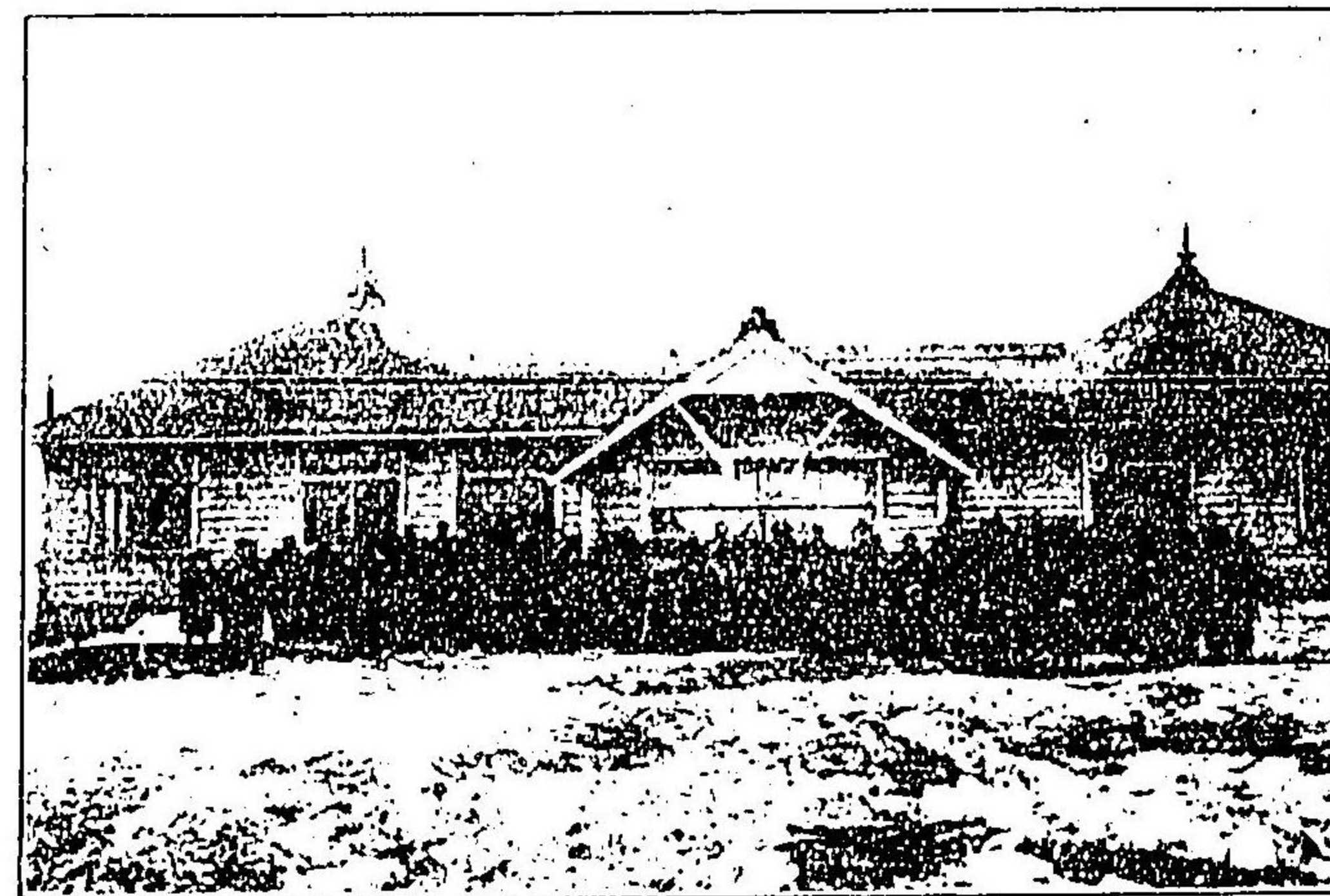
景ノ會動運校學小常尋足安村別愛郡川上



景ノ式校開校學小文志町澤見岩郡知空



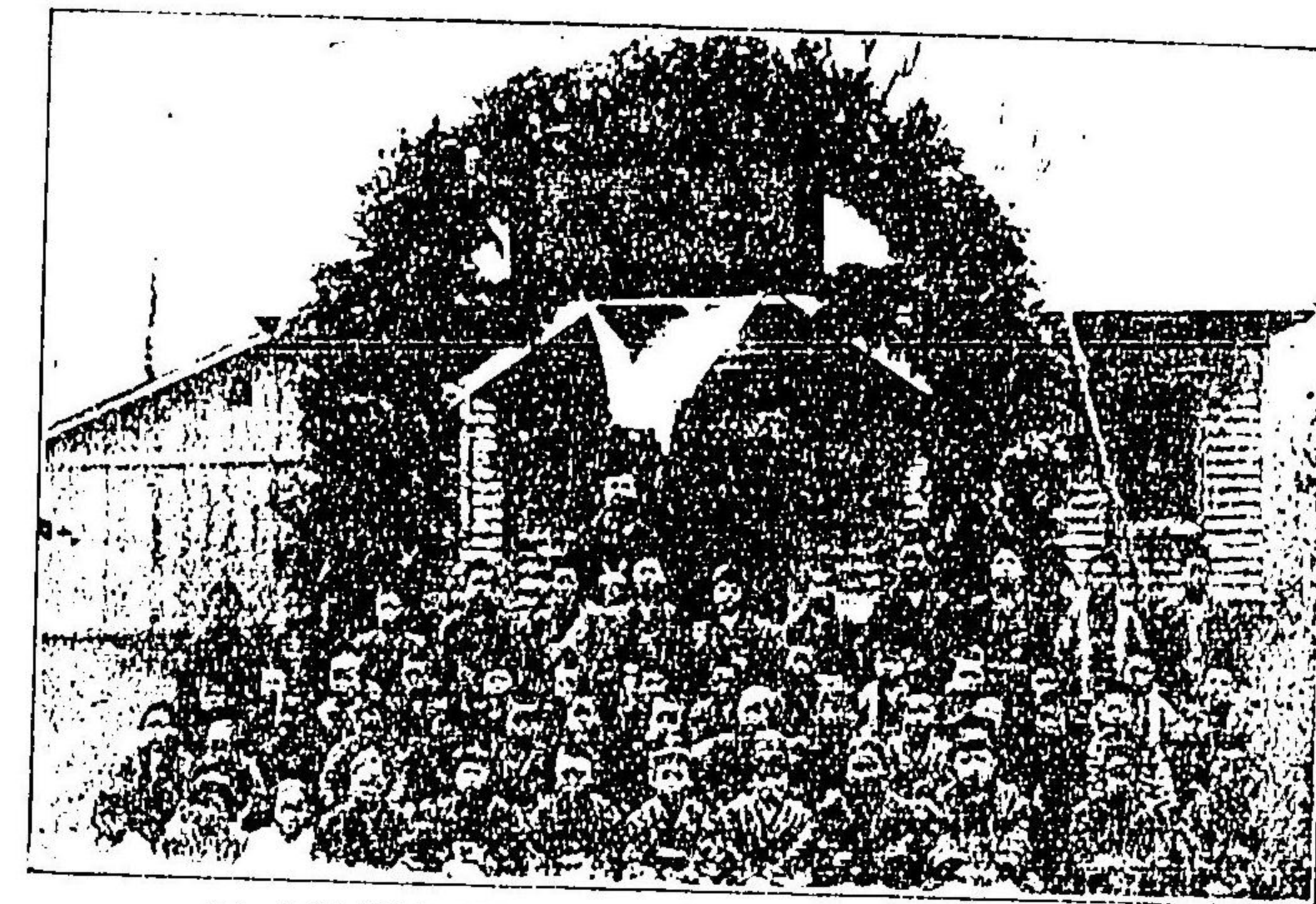
景ノ式成落校學小一第村幌札郡幌札



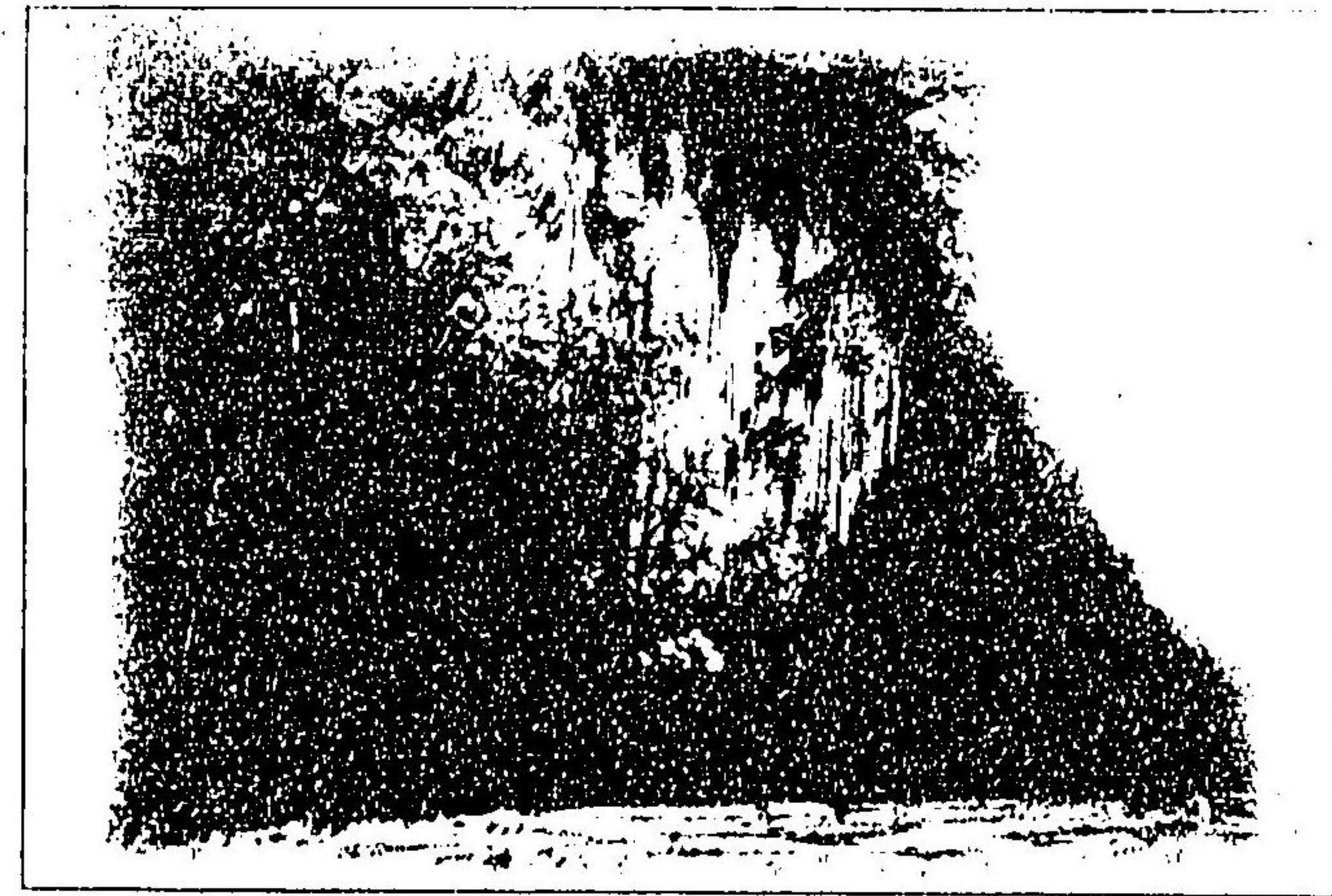
景ノ式成落校學小常尋珠丘村幌札郡幌札



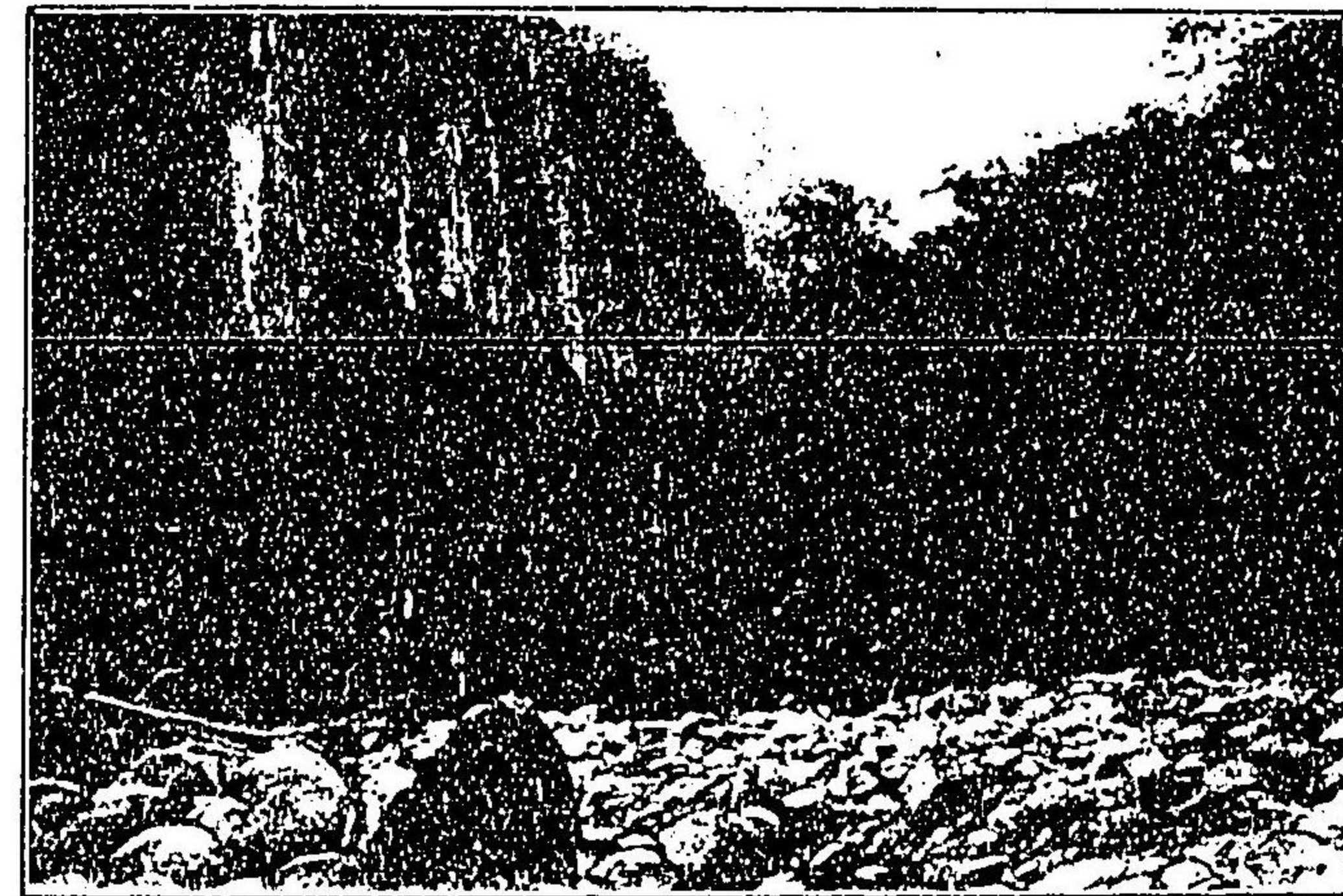
景ノ式校開所育教内札於村白浦郡戸樺



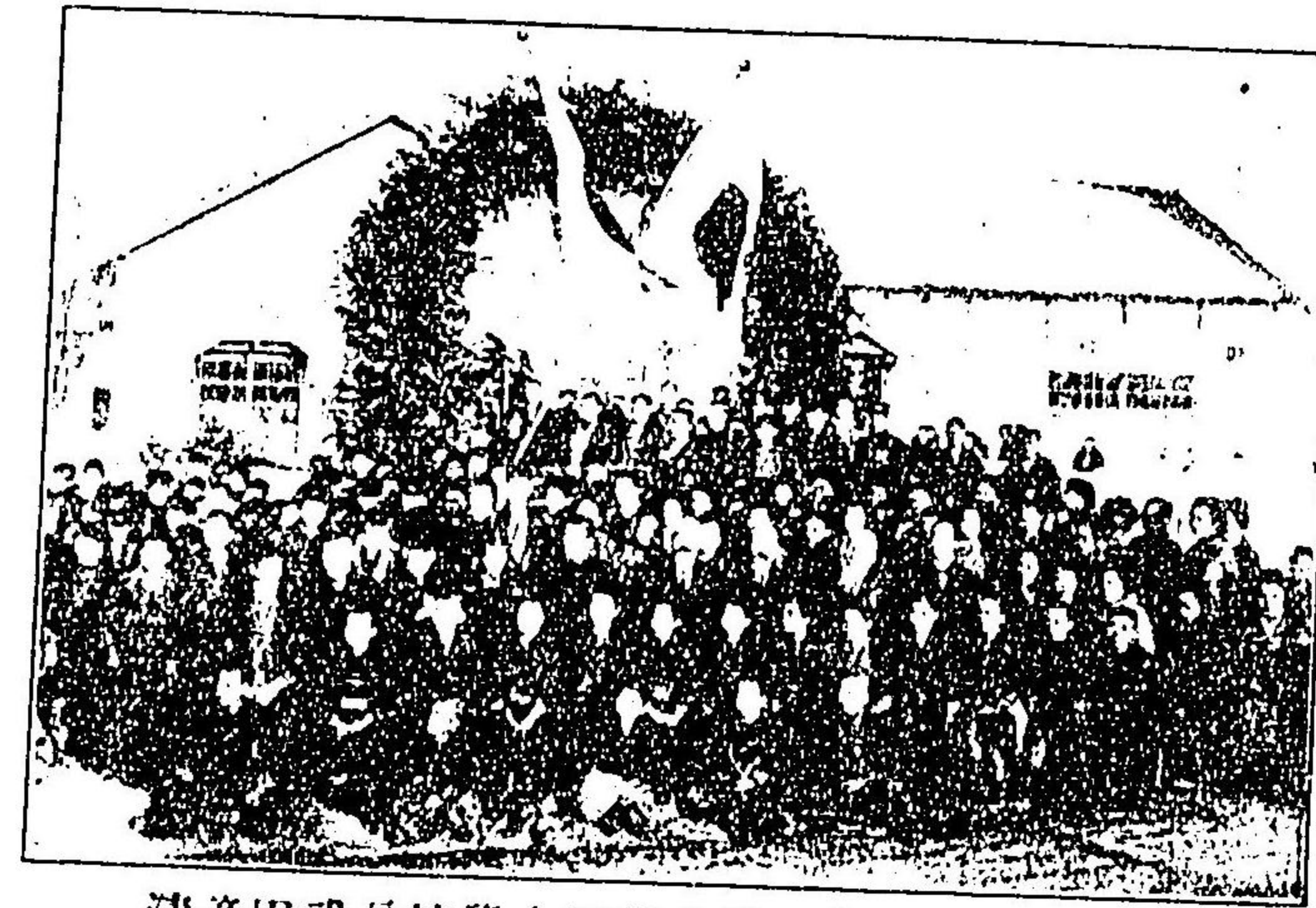
景式校開校學小常尋内生晩村白浦郡戸樺



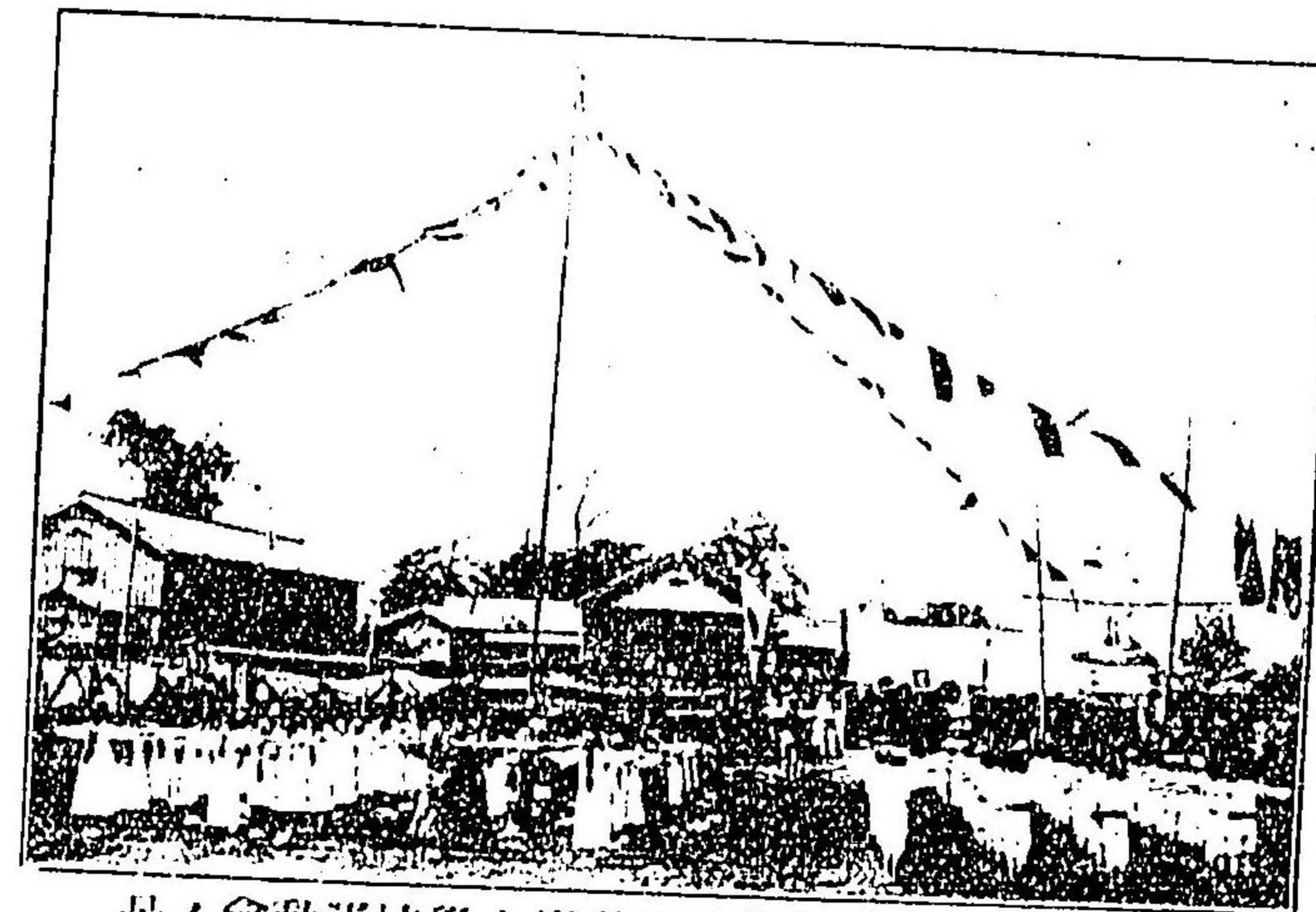
一 共 景ノ曲大流上川別忠郡川上



二 共 景イナソウツク流上川別忠郡川上



滑義田武長校學小等高常尋田角村田角郡張夕
景ノ會賀祝會窓同志有付=獎選リヨ省部文氏



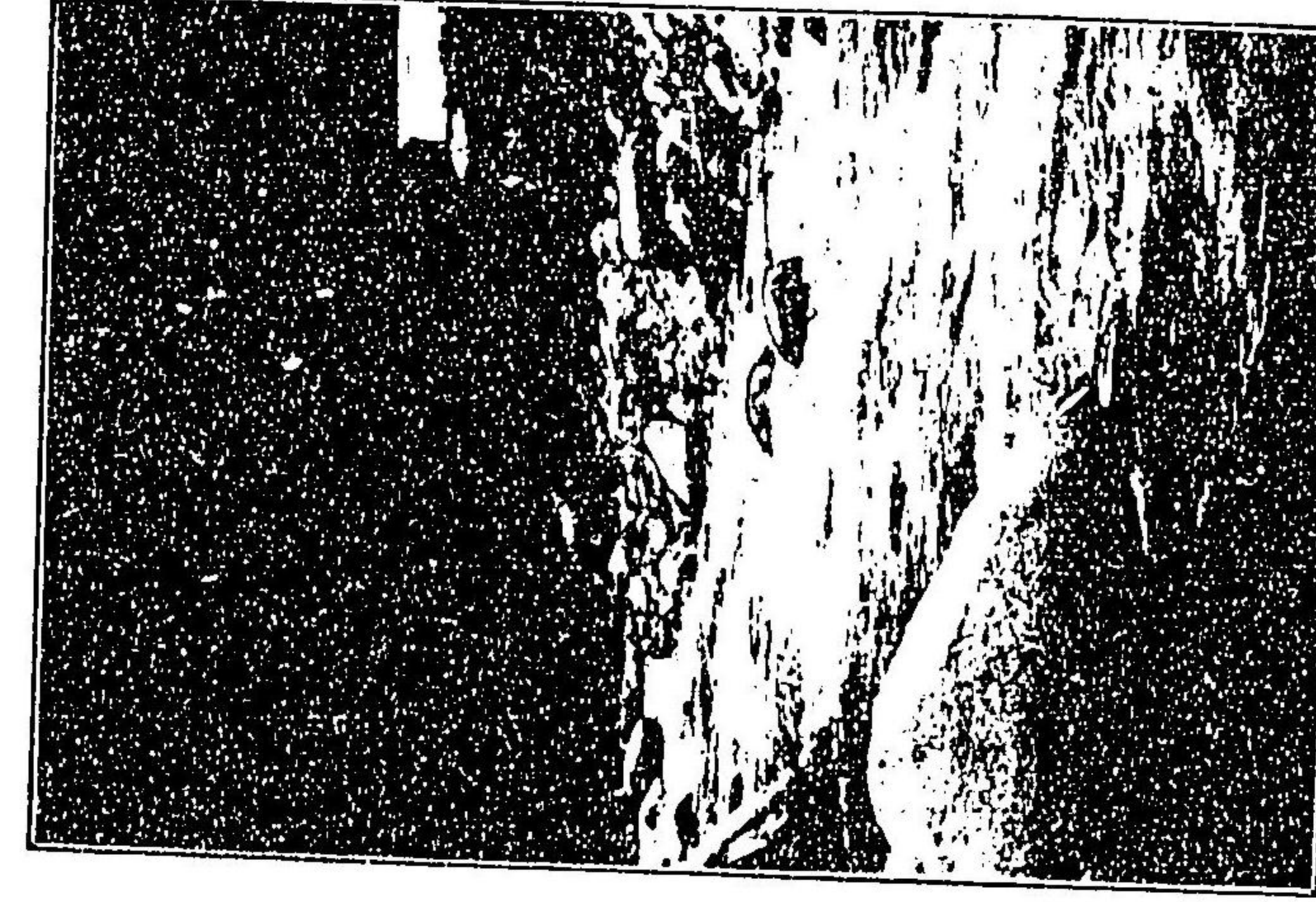
景ノ會動運校學小等高常尋鎮北川旭立私郡川上



五 其 泉 温 流 上 川 别 忠 郡 川 上



六 其 瀧 大 流 本 川 别 忠 郡 川 上



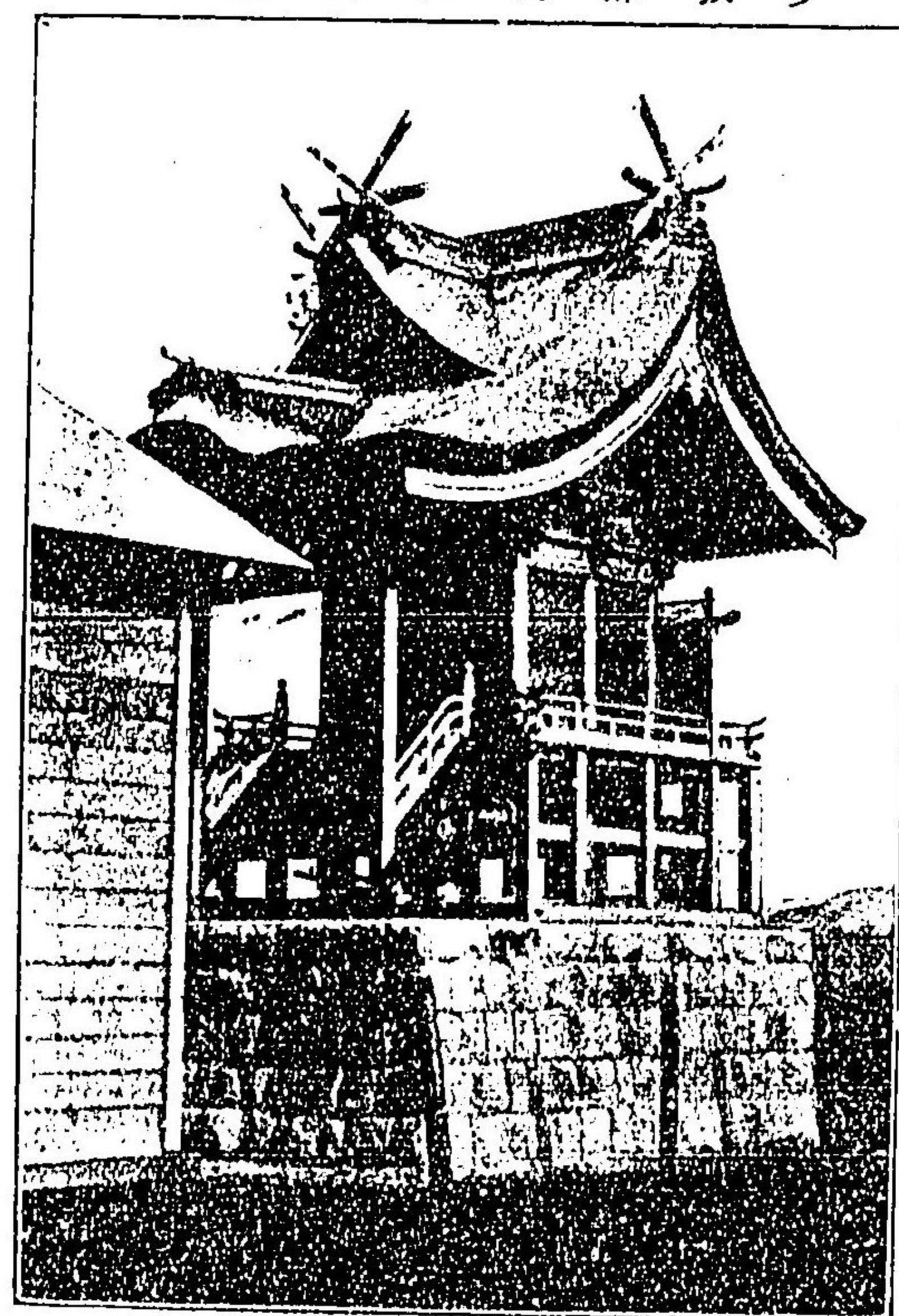
三 其 景 ノ 宿 泉 温 流 上 川 别 忠 郡 川 上



四 其 景 ノ 瀧 泉 温 ツ ボ シ ャ イ ア 流 上 川 别 忠 郡 川 上



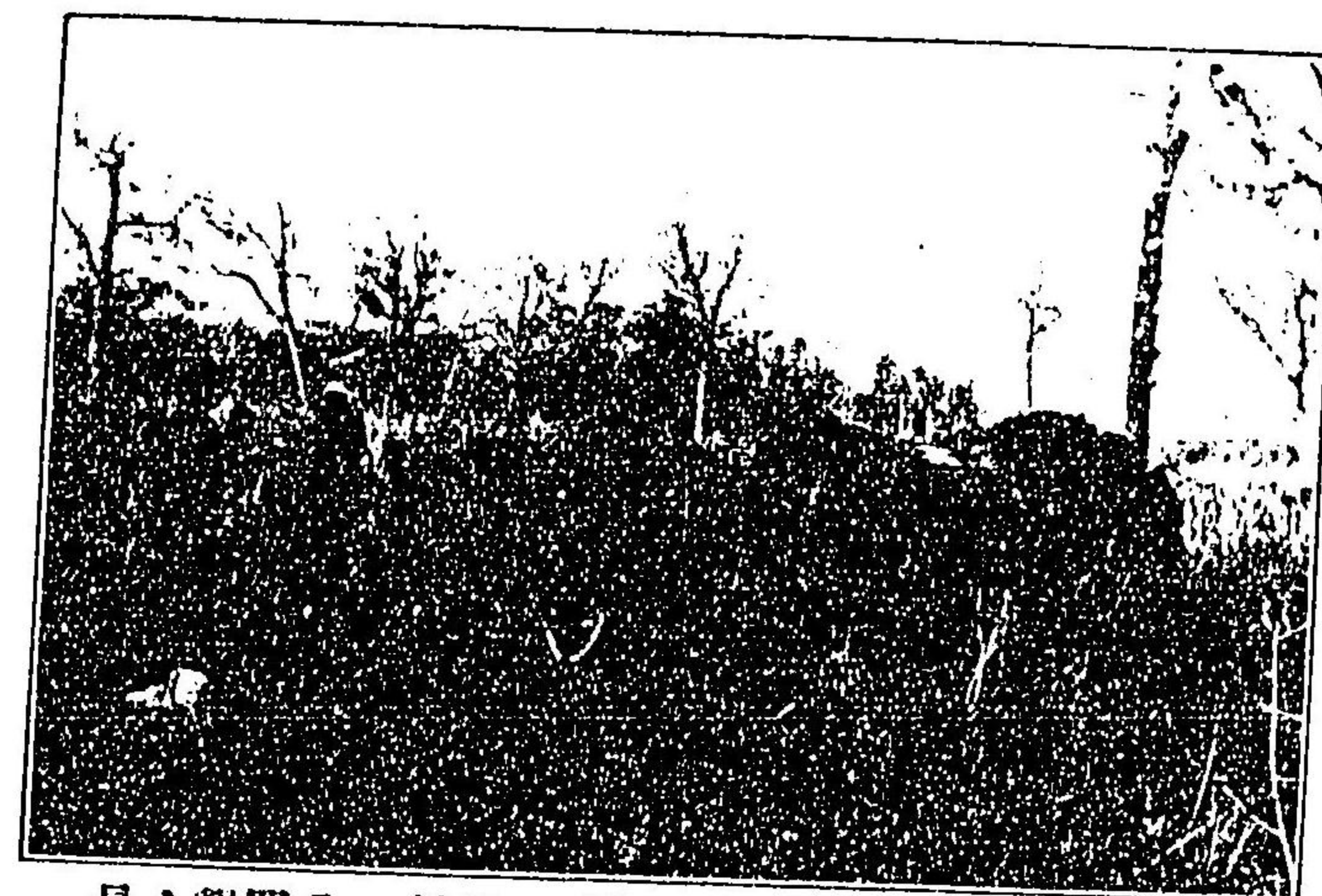
夕張郡角田村神社



上川郡神樂村御料地神樂神社



上川郡別流川上流アッホシイア鐵泉七其



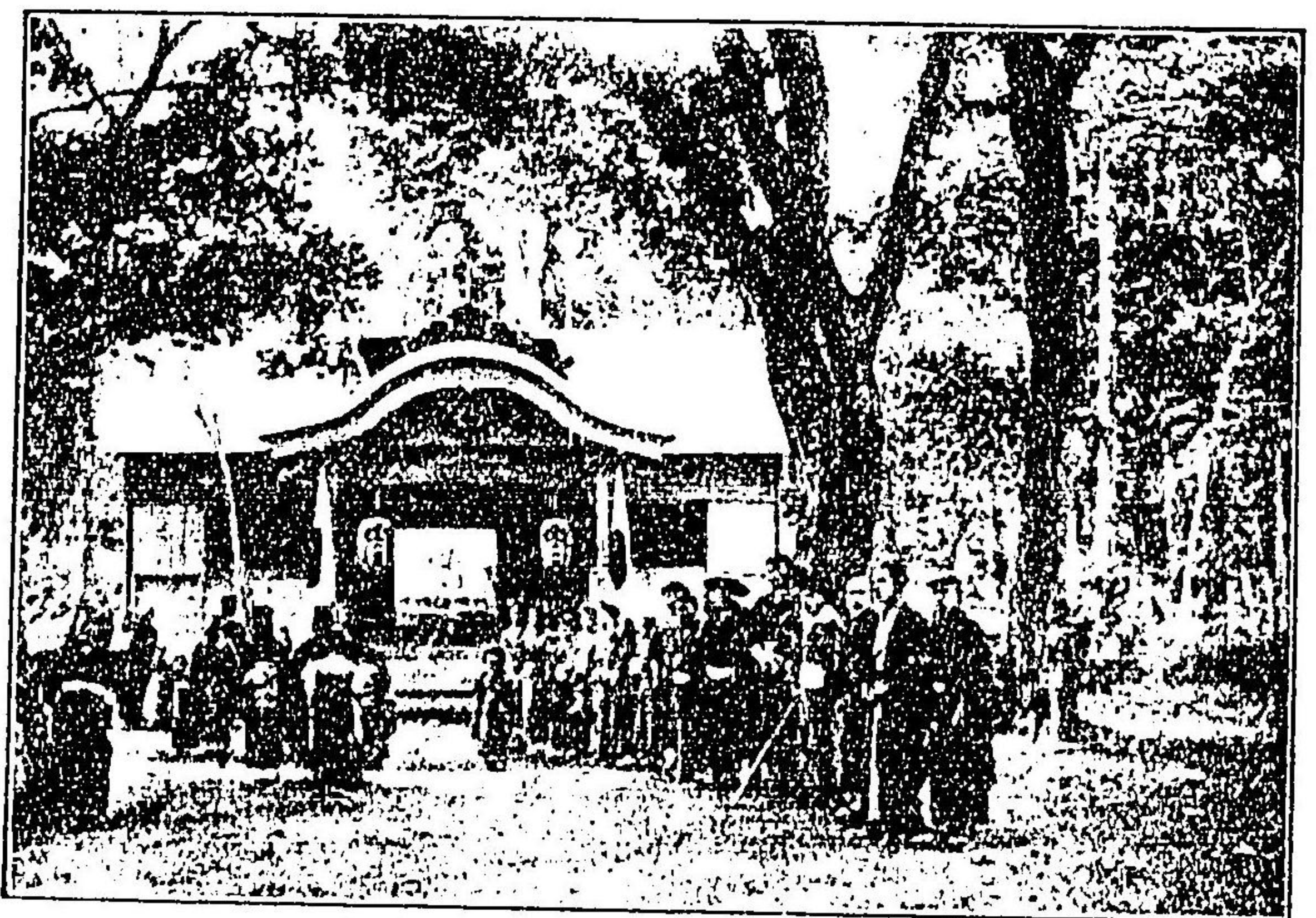
上川郡市村峠白出二頭ノ民社ニテニ田ノ母

北海道發達史口繪寫眞目次

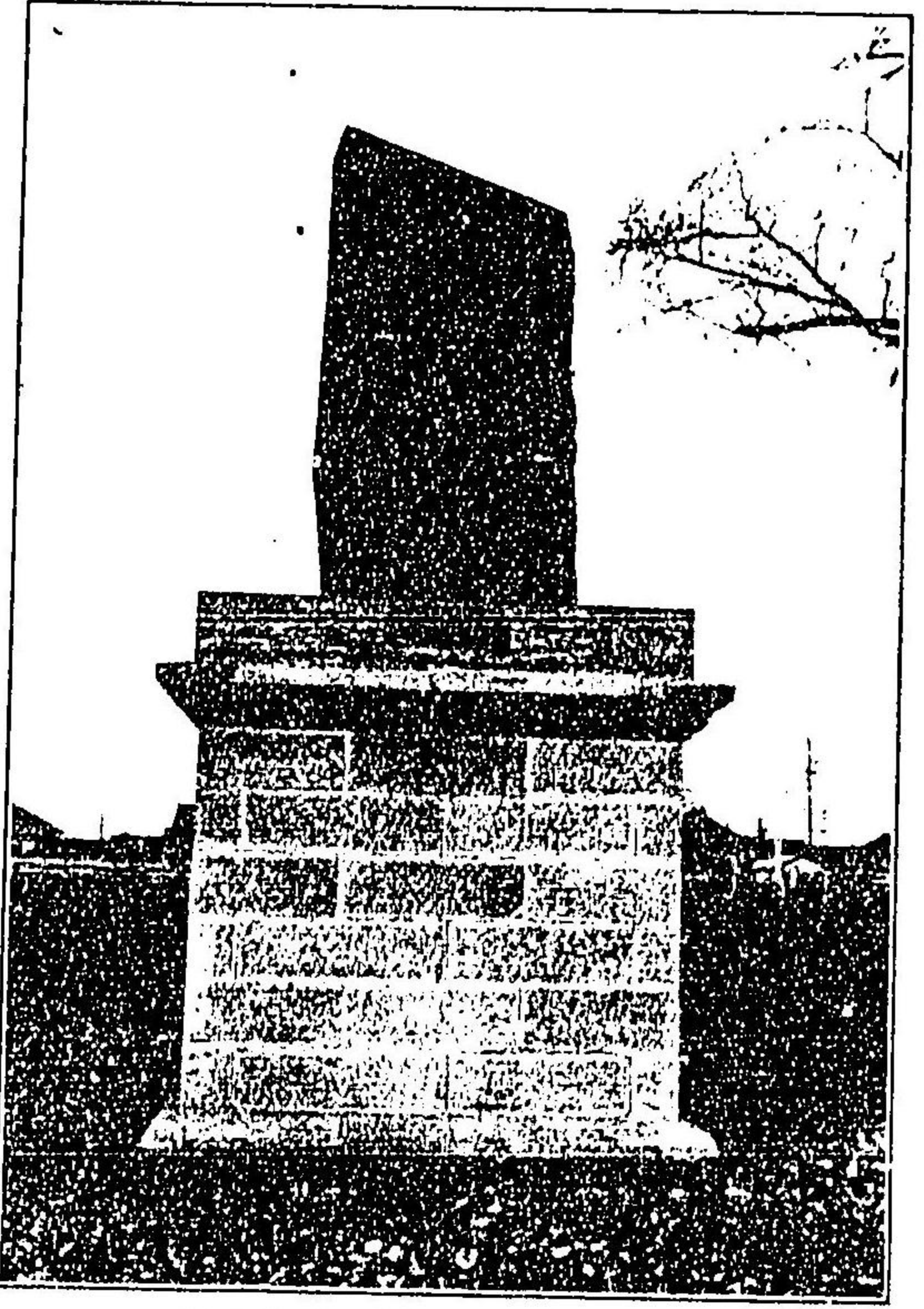
(一)

- (い) 上川 郡 士 別 村 奉 置 所
- (ろ) 樺 戸 郡 浦 臼 村 …… 男 爵 岩 村 入 作 氏
- (は) 夕 張 郡 角 田 村 …… 泉 麟 太 郎 氏
- (に) 同 郡 同 村 …… 故 福 井 正 之 氏
- (は) 上 川 郡 士 別 村 …… 奥 野 小 四 郎 氏
- (へ) 同 郡 樺 柳 村 …… 田 中 市 太 郎 氏
- (と) 同 郡 同 村 …… 内 田 海 氏
- (ち) 旭 川 町 五 條 通 …… 尾 泉 良 太 郎 氏
- (り) 夕 張 郡 角 田 村 …… 武 田 義 清 氏
- (ぬ) 元 屯 田 陸 軍 歩 兵 少 佐 故 家 村 住 義 氏
- (る) 樺 戸 郡 浦 臼 村 …… 關 矢 才 五 郎 氏
- (を) 同 郡 同 村 …… 澤 田 實 氏
- (わ) 樺 戸 郡 新 十 津 川 村 …… 中 島 龜 吉 氏
- (か) 深 川 村 字 妹 春 牛 …… 柳 町 静 一 郎 氏
- (よ) 雨 龍 郡 深 川 村 …… 東 野 虎 吉 氏
- (た) 樺 戸 郡 新 十 津 川 村 …… 下 野 鶴 太 郎 氏
- (れ) 同 郡 浦 臼 村 …… 青 木 六 藏 氏
- (そ) 上 川 郡 東 旭 川 村 …… 菊 田 熊 之 助 氏

- (つ) 角 田 村 鳩 山 和 夫 氏 農 場 別 莊
- (ね) 空 知 郡 砂 川 村 一ノ澤…木 原 慶 輔 氏
- (な) 角 田 村 農 科 大 學 校 第 五 農 場 看 守 所
- (ら) 同 上 第 六 水 田 部 ノ 景
- (む) 同 上 (其ノ二)
- (う) 市 來 知 村 更 科 氏ノ 茄 子 大 角 豆 植 付ノ 景
- (ゐ) 登 別 温 泉 瀧 本 旅 館ノ 景
- (の) 空 知 郡 香 江 村 多 田 渡 船 場ノ 景
- (ね) 沼 貝 村 美 唄 屯 田 創 業 當 時ノ 本 部
- (は) 上 川 郡 神 居 古 潭ノ 絶 景
- (こ) 上 川 郡 劍 淵 尋 常 高 等 小 學 校ノ 園
- (く) 函 館 五 陵 廓ノ 景
- (同) 厚 真 村 組 合 農 場 水 路 口ノ 景
- (や) 幌 別 嶺 山 製 煉 場ノ 景
- (ま) 母 戀 日 本 製 鋼 所ノ 景
- (同) 空 知 郡 志 文 金 子 元 三 郎 氏 農 場
- (同) 鷹 栖 村 近 文 土 工 組 合 灌 漑 溝ノ 景
- (け) 同 郡 同 村 比 布 導 水 門 及 洗 堰ノ 景



社 神 白 浦 村 白 浦 郡 戶 樺



碑 念 記 村 兵 村 川 旭 東 郡 川 上

(一)
 (同) 同郡 鹿柄村 灌溉溝石狩川引入口
 (ふ) 同郡 鹿柄村 灌溉溝水門ノ景
 (同) 同上 大掛ヶ樋ノ景
 (こ) 同郡 愛別村 松尾農場ノ景
 (同) 同上 耕作々業ノ景
 (じ) 同郡 同村第二ルベシ橋ノ景
 (同) 同村 矢田牧場事務所建築ノ景
 (て) 砂川村 赤平尋常小學校卒業式ノ景
 (同) 空知郡 上志文尋常小學校卒業式ノ景
 (あ) 愛別村 安足小學校運動會ノ景
 (同) 岩見澤町 志文小學校開校式ノ景
 (さ) 札幌郡 白石村小學校落成式ノ景
 (同) 同郡 宇烈比布小學校落成式ノ景
 (き) 浦臼村 於札内教育所開校式ノ景
 (同) 同村 晩生内小學校開校式ノ景
 (ゆ) 札幌村 第一小學校落成式ノ景
 (同) 同村 丘珠小學校落成式ノ景
 (め) 角田村 尋高小學校祝賀會ノ景
 (同) 旭川 北鎮尋高小學校運動會ノ景

(み) 上川郡 忠別川上流大曲ノ景
 (同) 同上 クワツンナイノ景
 (し) 同上 温泉宿ノ景
 (同) 同上 アイシホツ鑛泉ノ景
 (ろ) 同上 アイシホツ鑛泉ノ景
 (同) 同上 上流温泉其五
 (同) 同上 上流温泉其六
 (ひ) 同上 アイシホツ鑛泉ノ景
 (同) 上川郡 東川村 岐阜農場ノ景
 (も) 夕張郡 角田村 神社
 (同) 上川郡 神樂村 神樂神社
 (せ) 樺戸郡 浦臼村 浦臼神社
 (同) 東旭川村 兵村 記念碑

北海道發達史各村誌目次

一 夕張郡 角田村
 二 空知郡 栗澤村
 三 上川郡 鹿柄村
 四 上川郡 東旭川村
 五 上川郡 東川村
 六 上川郡 愛別村
 七 雨龍郡 一巳村
 八 旭川町 々勢一班
 九 上川郡 比布村
 十 上川郡 當麻村
 十一 上川郡 永山村
 十二 西川郡 永山村

(三)

(四)

北海道發達史寫真行像氏名目次

- 八 坂東 佐助氏
- 九 花井 作次郎氏
- 一〇 坂東喜代太氏
- 一一 長谷部吉兵衛氏
- 一二 長谷川長七氏
- 一三 橋本 勘次氏
- 一四 西山 要平氏
- 一五 西尾 英藏氏
- 一六 星川 辨吉氏
- 一七 星川 半助氏
- 一八 星川 鐵三氏
- 一九 堀 清吉氏
- 二〇 本多 直敬氏
- 二一 本田 喜市氏
- 二二 堀 駒吉氏
- 二三 本田 石次郎氏
- 二四 豐田 藤吉氏
- 二五 富澤紋三郎氏
- 二六 千葉 金樹氏
- 二七 塚田 彦太郎氏
- 二八 筒井 龜太郎氏
- 二九 尾花 兵藏氏
- 三〇 尾花 綱藏氏
- 三一 渡邊 大助氏
- 三二 渡邊 茂治氏
- 三三 渡邊 政治氏
- 三四 脇野 安信氏
- 三五 和田 林次郎氏
- 三六 若木 伊平氏
- 三七 兼子 豊藏氏
- 三八 兼俊 鹿次郎氏
- 三九 川上 コノサライ 氏
- 四〇 佃 又三郎氏
- 四一 龜淵 勘藏氏
- 四二 角谷 重三郎氏
- 四三 田中 常吉氏
- 四四 川村 綱吉氏
- 四五 川村 保衛氏
- 四六 加賀 城理氏
- 四七 川上 和平氏
- 四八 加藤 鋤三郎氏
- 四九 河野 幸太郎氏
- 五〇 高橋 松造氏
- 五一 故竹 中勝治氏
- 五二 谷 周吉氏
- 五三 爲岡 和三郎氏
- 五四 田中 京七氏
- 五五 原 虎作氏
- 五六 故濱 田利正氏
- 五七 常盤 房次氏
- 五八 渡邊 利助氏
- 五九 川畑 新太郎氏

(五)

- 同 吉野 慶助氏
- 同 吉岡 勤氏
- 同 吉田 藤吉氏
- 同 吉川 源太郎氏
- 同 吉田 與三松氏
- 同 米田 久次郎氏
- 同 横地 松太郎氏
- 同 吉村 彦九郎氏
- 同 田中 富三郎氏
- 同 多田 フジ子氏
- 同 瀧川 岩松氏
- 同 瀧 喜四郎氏
- 同 高橋 伊八氏
- 同 高木 九十郎比
- 同 田副 德三氏
- 同 多羽 田元治氏
- 同 田中 伊之吉氏
- 同 高橋 直躬氏
- 同 園田 仁右衛門氏
- 同 坪田 伊三郎氏
- 同 續木 房市氏
- 同 露口 竹次郎氏
- 同 辻村 直四郎氏
- 同 中嶋 岩藏氏
- 同 中村 磯吉氏
- 同 中川 郡藏氏
- 同 中西 俊太郎氏
- 同 長尾 彌次郎氏
- 同 中田 喜平氏
- 同 中島 豊次郎氏
- 同 中村 龜治氏
- 同 中田 吉次郎氏
- 同 滑川 文次郎氏
- 同 中川 宗一郎氏
- 同 中田 菊次郎氏
- 同 中橋 勇助氏
- 同 高橋 勇助氏
- 同 中橋 勇助氏
- 同 村上 富士太氏
- 同 向井 龍吉氏
- 同 村尾 龜藏氏
- 同 白井 三代吉氏
- 同 後木 織吉氏
- 同 宇川 頼渡氏
- 同 上中 福男氏
- 同 上原 忠五郎氏
- 同 野村 伊次郎氏
- 同 大東 福藏氏
- 同 黄木 善助氏
- 同 岡本 篤太郎氏
- 同 大西 吉次郎氏
- 同 大橋 安藏氏
- 同 岡和 田仁太郎氏
- 同 小池 透平氏
- 同 小笠 惣吉氏
- 同 小川 勝治氏
- 同 大池 惣平氏
- 同 奥野 治郎右衛門氏
- 同 岡嶋 宗平氏
- 同 國廣 清吉氏
- 同 工藤 傳三郎氏
- 同 窪田 清作氏家庭
- 同 栗山 國四郎氏
- 同 國安 徳五郎氏
- 同 八木 橋幸作氏
- 同 柳橋 政右衛門氏
- 同 山田 重次郎氏
- 同 山城 元平氏
- 同 山本 永之丞氏
- 同 山城 唯次氏
- 同 山本 丑松氏
- 同 山口 恒次郎氏
- 同 山下 甚藏氏
- 同 山口 久八氏
- 同 故山 上又作氏
- 同 山崎 永太氏
- 同 山本 權太郎氏

(六)

一四〇 山崎 久吉氏
 同 山下 惣吉氏
 一四一 山田 爲吉氏
 同 山城唯次氏、水田
 一四二 山本 助七氏
 同 山本助七氏店舖
 一四三 前田 要吉氏
 同 松本知三郎氏
 一四四 松本 五朔氏
 同 松林 伊作氏
 一四五 眞鍋喜三郎氏
 同 牧野 長吉氏
 一四六 藤川 惣吉氏
 同 深澤 龍平氏
 一四七 藤田茂三郎氏
 同 藤田兼次郎氏
 一四八 福島 清藏氏
 同 深田佐市郎氏
 一四九 藤井勘兵衛氏
 同 久原 又吉氏
 一五〇 故藤井久三郎氏
 同 藤井カノ子氏
 一五一 小川權平氏、故藤吉氏
 一五二 駒嶺末次郎氏
 同 紺野忠次郎氏
 一五三 近藤久三郎氏
 同 小林 九平氏
 一五四 海老名廣吉氏
 同 新井 鬼司氏
 一五五 姉帶 留藏氏
 同 荒谷 初吉氏
 一五六 赤松 惠聞氏
 同 安部勝三郎氏
 一五七 東福 太郎氏
 同 安原淺次郎氏
 一五八 東 吉 宗氏
 同 青山 教山氏
 一五九 淺野 德藏氏
 同 青地初三郎氏
 一六〇 榊本 好美氏
 同 齋藤才次郎氏
 一六一 佐々木善吉氏
 一六二 佐藤 喜作氏
 一六三 佐藤 嘉七氏
 同 佐藤 米吉氏
 一六四 更谷 氏 居宅
 同 更谷辰太郎氏
 一六五 坂田 要藏氏
 同 佐々木左市郎氏
 一六六 澤崎山三郎氏
 同 故佐々木種千代氏
 一六七 佐々木端政氏
 同 酒井 茂作氏
 一六八 佐々木彦治郎氏
 同 坂井 與一氏
 一六九 故野藤市藏氏
 一七〇 澤田仁三郎氏
 同 岸本芳太郎氏
 一七一 木村與八郎氏
 一七二 北野 作松氏
 同 吉川十七藏氏
 一七三 菊地 吉藏氏
 一七四 菊田 繁八氏
 同 木村元右衛門氏
 一七五 木村 勝衛氏
 同 菊地 定吉氏
 一七六 山井 兵平氏
 同 三浦 助七氏
 一七七 宮地吉五郎氏
 同 光田松太郎氏
 一七八 水野實三郎氏
 同 宮崎健三郎氏
 一七九 三好利三郎氏
 同 南 三太郎氏
 一八〇 三谷彦三郎氏
 同 故三谷淳次郎氏

(七)

北海道發達史

一 三谷 重治氏
 二 南才次郎氏
 同 宮本 久太氏
 三 三浦条太郎氏
 四 宮原仁兵衛氏
 五 庄司長太郎氏
 同 庄野 梅吉氏
 六 篠原喜五郎氏
 同 芝崎千代吉氏
 一 白山勝四郎氏
 同 新谷 留吉氏
 二 白石源太郎氏
 三 庄田 庄藏氏
 四 樋口 文藏氏
 同 飛彈野佐助氏
 五 森本 儀平氏
 一 森田巳三太氏
 同 森嶋林之丈氏
 二 森川 鹿助氏
 同 森川常五郎氏
 三 關原 清藏氏
 同 昔農 修作氏
 四 鈴木庄三郎氏
 同 鈴木 庄藏氏
 一 須賀 大作氏
 同 鈴木 常治氏
 二 鈴木 久重氏
 同 杉山 清助氏
 三 清水 善作氏
 同 志々見德松氏
 四 末津 伊助氏
 同 故菅原取九氏
 五 菅原 文夫氏
 一 男爵岩村八作氏
 二 泉 麟太郎氏
 三 故福井正之氏
 四 奥野小四郎氏
 五 松平直亮氏農場
 六 武田 義清氏
 七 柳町靜一郎氏
 八 東野 虎吉氏
 九 關矢才五郎氏
 一 下野熊太郎氏
 二 青木 六藏氏
 三 木原 慶輔氏
 四 菊田熊之助氏
 五 稻葉助右衛門氏
 六 今井勘右衛門氏
 七 故市村與三郎氏
 八 井原彦太郎氏
 九 伊藤 熊吉氏
 一 伊藤和三郎氏
 二 伊藤 豐藏氏
 三 池田 孫七氏
 四 板橋仁三郎氏
 五 石川大三郎氏
 六 岩波勇五郎氏
 七 伊藤久三郎氏
 八 石川通太郎氏
 九 五十嵐國松氏
 一 花井作次郎氏
 二 花里 壽氏
 三 長谷部吉兵衛氏
 四 板東 淺吉氏
 五 濱田 利和氏
 六 原 虎作氏
 七 橋野安太郎氏
 八 金子元三郎氏農場
 九 長谷川長七氏

三三三 橋本勘次氏
 三三二 橋詰繁馬氏
 三三〇 近藤久三郎氏
 三二九 坂東佐助氏
 三二八 渡邊利助氏
 三二七 西山要平氏
 三二六 西尾英藏氏
 三二五 西原安太郎氏
 三二四 西村君之助氏
 三二三 本谷英雄氏
 三二二 本多要藏氏
 三二一 本多喜市氏
 三二〇 本多直敬氏
 三一九 堀駒吉氏
 三一八 本田石次郎氏
 三一七 星川志米氏
 三一六 星川鐵三氏
 三一五 堀清吉氏
 三一四 星川辨吉氏
 三三三 星川半助氏
 三三二 鳥居仲吉氏
 三三一 豊田藤吉氏
 三三〇 宮澤紋三郎氏
 三二九 常盤房次氏
 三二八 千葉金樹氏
 三二七 土屋鍋次郎氏
 三二六 尾花兵藏氏
 三二五 渡邊政治氏
 三二四 脇野安信氏
 三二三 渡邊大助氏
 三二二 和田林次郎氏
 三二一 若木伊平氏
 三二〇 渡會悅次郎氏
 三一九 鷲見條吉氏
 三一八 川上和平氏
 三一七 故川畑三藏氏
 三一六 側又三郎氏
 三一五 川村綱吉氏
 三三三 加賀城理氏
 三三二 川上ヨササアイマ氏
 三三一 角谷重三郎氏
 三三〇 加藤鋤三郎氏
 三二九 菅野嘉猷氏
 三二八 河野幸太郎氏
 三二七 加藤三也氏
 三二六 川崎奈良之助氏
 三二五 龜淵勘藏氏
 三二四 兼子豊藏氏
 三二三 兼俊鹿次郎氏
 三二二 吉岡勳氏
 三二一 横地松太郎氏
 三二〇 吉田嘉市氏
 三一九 米田久次郎氏
 三一八 吉川源太郎氏
 三一七 吉田與三松氏
 三一六 吉野慶助氏
 三一五 田中茂留氏
 三三三 故竹中勝治氏
 三三二 竹原岩吉氏
 三三一 田中菊次郎氏
 三三〇 辰田善一郎氏
 三二九 田中常吉氏
 三二八 多田入子氏
 三二七 多羽田元治氏
 三二六 田中末一氏
 三二五 高木九十郎氏
 三二四 谷周吉氏
 三二三 田中富三郎氏
 三二二 谷口伊八氏
 三二一 玉置喜平氏
 三二〇 高橋直躬氏
 三一九 田中伊之吉氏
 三一八 高屋敷平作氏
 三一七 高橋伊八氏
 三一六 瀧見彌吉氏
 三一五 瀧喜四郎氏

三三三 瀧川岩松氏
 三三二 田中京七氏
 三三一 爲岡利三郎氏
 三三〇 則武巖雄氏
 三二九 園田仁右衛門氏
 三二八 辻村直四郎氏
 三二七 筒井龜太郎氏
 三二六 坪田伊三郎氏
 三二五 辻野小四郎氏
 三二四 塚本與吉氏
 三二三 塚田彦太郎氏
 三二二 露口竹次郎氏
 三二一 續木房市氏
 三二〇 中村龜治氏
 三一九 中西俊太郎氏
 三一八 中田喜平氏
 三一七 滑川巳之助氏
 三一六 中田吉次郎氏
 三一五 中田菊次郎氏
 三三三 中川宗一郎氏
 三三二 中島豊次郎氏
 三三一 長尾彌次郎氏
 三三〇 中島岩藏氏
 三二九 中橋勇助氏
 三二八 長細忠三郎氏
 三二七 中村磯吉氏
 三二六 長澤神悟氏
 三二五 中川郡藏氏
 三二四 宗隆靈瑞氏
 三二三 村尾龜藏氏
 三二二 向井龍吉氏
 三二一 村上富士太氏
 三二〇 後木絨吉氏
 三一九 上中福男氏
 三一八 宇川頼渡氏
 三一七 白井三代吉氏
 三一六 梅田巳之助氏
 三一五 上原忠五郎氏
 三三三 野崎宏氏
 三三二 野村伊次郎氏
 三三一 大村龜太郎氏
 三三〇 大橋安藏氏
 三二九 太田萬壽太氏
 三二八 岡本篤太郎氏
 三二七 大屋常次郎氏
 三二六 奥野治郎右衛門氏
 三二五 大野芳藏氏
 三二四 岡島吉次郎氏
 三二三 小川勝治氏
 三二二 岡和田仁太郎氏
 三二一 小笠原惣吉氏
 三二〇 岡村鹿太郎氏
 三一九 岡木善助氏
 三一八 大西吉次郎氏
 三一七 大東福藏氏
 三一六 小川權平氏
 三一五 大池惣平氏
 三三三 工藤傳三郎氏
 三三二 工藤友二氏
 三三一 國安徳五郎氏
 三三〇 窪田清作氏
 三二九 國廣清吉氏
 三二八 故山上又作氏
 三二七 山口恒次郎氏
 三二六 山下甚藏氏
 三二五 山下永太氏
 三二四 山下惣吉氏
 三二三 柳橋政右衛門氏
 三二二 山田利信氏
 三二一 山本萬作氏
 三二〇 山本助七氏
 三一九 山田重次郎氏
 三一八 山本丑松氏

四八……山城 唯次氏
 四九……山口 久八氏
 五〇……山内 鹿熊氏
 五一……山出 留次氏
 五二……山本權太郎氏
 五三……山城 元平氏
 五四……山本永之丞氏
 五五……安原淺次郎氏
 五六……前田 要吉氏
 五七……前田 忠四郎氏
 五八……松本菊次郎氏
 五九……松本 五湖氏
 六〇……松林伊太郎氏
 六一……牧野 常吉氏
 六二……松本知三郎氏
 六三……牧野 長吉氏
 六四……源内松太郎氏
 六五……福井 忠吉氏
 六六……久原 又吉氏
 四九……藤田茂八郎氏
 五〇……深田佐一郎氏
 五一……福島 清藏氏
 五二……藤本儀右衛門氏
 五三……藤川 惣吉氏
 五四……藤井勘兵衛氏
 五五……藤森 忠藏氏
 五六……藤森 忠敬氏
 五七……藤森 忠敬氏
 五八……藤森 忠敬氏
 五九……藤森 忠敬氏
 六〇……藤森 忠敬氏
 六一……藤森 忠敬氏
 六二……藤森 忠敬氏
 六三……藤森 忠敬氏
 六四……藤森 忠敬氏
 六五……藤森 忠敬氏
 六六……藤森 忠敬氏
 六七……藤森 忠敬氏
 六八……藤森 忠敬氏
 六九……藤森 忠敬氏
 七〇……藤森 忠敬氏
 七一……藤森 忠敬氏
 七二……藤森 忠敬氏
 七三……藤森 忠敬氏
 七四……藤森 忠敬氏
 七五……藤森 忠敬氏
 七六……藤森 忠敬氏
 七七……藤森 忠敬氏
 七八……藤森 忠敬氏
 七九……藤森 忠敬氏
 八〇……藤森 忠敬氏
 八一……藤森 忠敬氏
 八二……藤森 忠敬氏
 八三……藤森 忠敬氏
 八四……藤森 忠敬氏
 八五……藤森 忠敬氏
 八六……藤森 忠敬氏
 八七……藤森 忠敬氏
 八八……藤森 忠敬氏
 八九……藤森 忠敬氏
 九〇……藤森 忠敬氏
 九一……藤森 忠敬氏
 九二……藤森 忠敬氏
 九三……藤森 忠敬氏
 九四……藤森 忠敬氏
 九五……藤森 忠敬氏
 九六……藤森 忠敬氏
 九七……藤森 忠敬氏
 九八……藤森 忠敬氏
 九九……藤森 忠敬氏
 一〇〇……藤森 忠敬氏

五六……南 三次郎氏
 五七……宮崎健三郎氏
 五八……宮地吉五郎氏
 五九……光田松太郎氏
 六〇……宮原仁兵衛氏
 六一……宮崎 政輔氏
 六二……水野實三郎氏
 六三……三浦 七助氏
 六四……三好利三氏
 六五……宮崎 唯輔氏
 六六……宮本 久太氏
 六七……三谷彦三郎氏
 六八……白石 勝平氏
 六九……庄司長太郎氏
 七〇……白山勝四郎氏
 七一……庄野 梅吉氏
 七二……庄田 庄藏氏
 七三……新谷 留吉氏
 七四……白石源太郎氏
 五九……飛彈野佐助氏
 六〇……樋口 文藏氏
 六一……森川常五郎氏
 六二……森川 鹿助氏
 六三……森本 儀平氏
 六四……森本 菊藏氏
 六五……森脇林之丈氏
 六六……森 磯平氏
 六七……森 啓藏氏
 六八……森田巳三太氏
 六九……關原 清藏氏
 七〇……若農與四太郎氏
 七一……須賀 大藏氏
 七二……芝崎千代吉氏
 七三……清水 善作氏
 七四……篠原喜五郎氏
 七五……末津 伊助氏
 七六……菅原喜久治氏
 七七……故菅原環丸氏
 六六……志々見德松氏
 六七……杉山 清助氏
 六八……鈴木 常治氏
 六九……鈴木 久重氏
 七〇……鈴木 金七氏
 七一……尾花 綱藏氏
 七二……高橋 松藏氏
 七三……藤井か子女史
 七四……深澤 龍平氏
 七五……北野 作松氏
 七六……三浦余太郎氏
 七七……海老名廣吉氏

北海道發達史各村誌

札幌 博光社出版部編纂

夕張郡角田村

▲位置 石狩國夕張郡の東部に位し、東方夕張郡の支流ツオホコマツプ及びエキモアンル、の二流に由りて同郡登川村に接し、西南は夕張川を以て山仁長沼二村と接し、北はクツクリ山脈を以て空知郡栗山村と相隣りす。

▲廣袤 東西三里、南北七里其の地積一萬七千六百六十町歩餘あり

▲戸數人口 戸數二千六百七十七戸人口一万三千八百餘人を算す(四十三年未現在)

▲沿革 明治二十年五月中、宮城縣角田郷の人石川光親及び其の一族等より成る『夕張開墾起業組合』の三腦泉麟太郎が始めて室蘭より移つて此地に入れるもの、是を本村創立の初めと爲す、後ち明治二十四年に至り高木勇衛、實吉子爵、福井正之、伊藤廣幾、湯地定基、杉武一郎の大農場を經始するあり、越えて二十七年北海道炭礦鐵道の停車場を栗山驛に設けて新市街を創立する有り、札幌農

(一)

(二)

學校附屬農場の設置ニ夕所に及ぶ有り、而して帝國製麻會社は地を栗山に相して製線所を設くる等、地方發展の機運漸やくに熟し、移住者は月に加はり、農耕の業歳と共に進む、加ふるに明治三十三年中夕張川を引用せる一大灌漑溝の完成するに及び、農村發展の基礎を確立するに至れり、斯くて其の初めに當り本村開發の恩人たる先住者の功勞に因みて角田村と命せるも、行政は岩見澤村戸長役場の所轄に屬したりしが、二十六年二月山仁村戸長役場に轉屬し、三十三年七月始めて角田村戸長役場を設置せられて行政區劃の獨立を見、明治三十五年四月に至り二級町村制を施かれ、後四十年四月一級町村制を實施せらるゝに及び、茲に始めて獨立自治の一村を爲して今日に及べり。

▲移住民 本村は叙上の如くにして今日の域に達せるが、各府縣の移住民中最も多數なるは富山縣の五百七十四戸にて、石川縣の四百二十戸是に次ぎ、徳島の百七十九戸、宮城縣の百二十五戸及び新潟縣の百二十三戸福井縣の百九戸等これに次ぎ、其他奥羽六縣よりの移住ありと雖も、四五十戸に過ぎず、其他の府縣移住者は少數にして記するに足る無し。

▲農耕地積 本村に於ける土地にして農耕其他生産に關係ある地積左の如し、

地目	官有地		村有地		民有地	
	地	料	地	料	地	料
水田	九,900		七,800		九,210	

地目	官有地		村有地		民有地	
	地	料	地	料	地	料
畑地	九,185	7,000	一,691	9,000	二,611	9,000
牧場	一,811	6,000			8,527	7,000
植樹地					337,000	
貸付林地	9,400	5,600	8,000		313,000	
山林	9,210	6,775			133,000	
未開地	一,596	6,833	1,122		7,110	9,200
合計	一,596	6,833	1,122		7,110	9,200

▲生産物 本村主要の生産物は、米の一万五千三百九十石、燕麥の一万五千石を最とし、大豆(一万三千百二十石)、小豆(一万三千石)これに並ぎ、小麦(二千六百石)、裸麥(千五百石)、玉蜀黍(千四百四十石)等の雜穀及び、馬鈴薯(百八万九千五百五十貫目)、玉葱(九万貫目)、亞麻莖(八万貫目)、亞麻種(七百四十六石)等を主要農産物となす、而して養蠶事業に至つては、年度の收購僅かに八十石にして、未だ其成績を誇るに足るもの無し(數量は四十三年末統計に據る)

▲生産額 本村に於ける一ヶ年度の成作物は清酒九百二十八石、醤油五百九十六石、味噌一千五百貫目、澱粉七万八千斤、亞麻纖維五十六万三千六百六十六斤也。

(三) ▲生産額 以上の生産物價格を推算するに、農産物五十七万三千二百餘圓、牧畜産三万八千七百三十圓、作成物十二万五千圓、林産物二万六千七百四十五圓、合計七十六万三千六百八十餘圓に達す

(六) 爾來年を経る二十三年其の間各府縣の單獨移住民相混じりて現今の村勢を成せり、今最近の概況を記すれば左の如し

耕地其ノ他

田反別畑	同宅地	同牧場	地貸付地	同
11000000	62150000	1070000	111260000	14000000

備考 貸付地は田及畑の目的地として貸付を受け未だ開墾せざるもの

戸口 (年末調査に属するもの)

年別種別	戸	人口		計
		男	女	
四十年	1,699	5,699	5,180	10,879
四十一年	1,846	5,710	5,271	10,981
四十二年	2,089	6,158	5,715	11,873
四十三年	2,037	5,598	5,266	10,864

行政

一、新十津川村役場、村の中央にあり明治二十三年戸長役場として設置せられ三十五年四月北海道二

級村制を施行せられ、四十年四月全一級村制を施行せらる

執行機關は村長、助役、収入役各一名、書記六名、附屬員五名を置く而して行政區域を十六部に分ち、各部に部長及部長代理者を置き各部長を三組乃至五組に分ち組頭を置き村行政事務を補佐せしむ

職事機關は村會議員定員二十名にして外に常設委員七名、學務委員拾名を選挙し村行政其の他の事件に付補佐す

一、警察、巡査駐在所三ヶ所あり明治二十三年開村と同時に一ヶ所、三十九年一ヶ所、四十一年に一ヶ所設置各巡査一名駐在せり

議員選舉有權者數

村會議員選舉有權者	北海道會議員選舉有權者	衆議院議員選舉有權者
393	355	36
		52

基本財産

田	畑	宅地	墓地	計	地	建	物	金	員		
						學校	役場其他	現金	預金	公債	計

(七)

(八)

三〇四	一ノ町	五五町	八六町	六〇〇	五七八町	一五八二坪	二六四坪	一八四六坪	四一七坪	九〇五五坪	一一、六五〇	二、二二三
七八一	二ノ町	五五町	八六町	六〇〇	五七八町	一五八二坪	二六四坪	一八四六坪	四一七坪	九〇五五坪	一一、六五〇	二、二二三
七八一	三ノ町	五五町	八六町	六〇〇	五七八町	一五八二坪	二六四坪	一八四六坪	四一七坪	九〇五五坪	一一、六五〇	二、二二三

基本金は移住常時 畏れ多くも 皇室より御下賜せられたる就業資金貳千圓と舊郷十津川村より分與せられたる金參万圓とを基礎として蓄積し來りしが、屯田兵志願者九十餘戸に四千五百餘圓を分割し其の他村有畑地開墾費及先年燒失したる新十津川尋常小學校改築費に支消せしため、前題の額に減じたるも小學校改築費に要せし九千五百二十五圓は、四十一年度より村費の内より年々九百五拾貳圓五拾錢宛蓄積補填しつゝあり

義倉貯蓄

義倉貯蓄は罹災者救助の目的を以て明治二十七年五月之を創設し、年の豊凶に依り毎年秋季に於て村民より穀物又は現金の寄附を募り積立を續行せり、現在積立金額は壹千貳百六拾六圓五拾四錢貳厘あり而して本金の村經濟外に分立せるは、篤志者の義捐に依り成立せると臨時應急處分の便あるが爲なり

村經濟

種別	年度	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年
村費總額		三、七九四、九〇三	三、七〇二、一三三	三、七九四、九〇六	四、二七一、八四二	四、四七三、四一七
村費賦課額		二、一三八、七八四	二、一七八、九一〇	一、六八六、九六〇	一、七三三、九三九	二、五〇三、八八〇
全上一戸當り		一、三三三、二	一、二七九、九	八〇七、五	八五〇、五	一、九二二、三
教育費		二、一九七、七九八	一、三九六、八二八	二、四五四、三二六	一、二六三、八三〇	二、五六九、二五六
全上一戸當り		一、二五三、五	七五九、七	一、一七四、九	六二〇、二	七四七、三
全児童一人當り		一、五二四、一	八七三、〇	一、三六三、五	六四一、三	七五八、一

六	一	三	九	二八	二	三〇〇	男	九四七	八三	一、〇三〇	一三	一四	一九
一	二	九	二八	二	三〇〇	女	七六三	三四	七八六	三	五	九	一九
計	一七	一七	一七	一七	一七	計	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七

備考 明治四十三年度及四十四年度は豫算に記載せり
附記 本經費の外各部人民毎年積雪中勞力を以て里道の砂利敷等修繕工事を爲せり、之を金に換算すれば一ヶ年四千餘圓に達すべし

教育

(1) 學校數其他

四十四年三月一日現在

尋常	高等	特別	校數	尋常	高等	校數	尋常	高等	校數	正	准	員	代	用	計	數
六	一	三	九	二八	二	三〇〇	男	九四七	八三	一、〇三〇	一三	一四	一九	二	九	一九
一	二	九	二八	二	三〇〇	女	七六三	三四	七八六	三	五	九	二	九	一九	一九
計	一七	一七	一七	一七	一七	計	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七

附記 教員二名缺員なり

(九)

(0-)

四十四學年新入學兒童四百二十餘名あり

四十四學年には兒童の増加に伴ひ四學級を増し三十四學級編制の見込みなり
特別教授所は尋常四學年程度迄を教授す
高等科の修業年限は延長して三ヶ年となせり

(2) 學齡兒童就學成績

男女別	年 度		男	女
	三十九年	四十年		
男	九六六三	九八五五	九八六〇	九八九五
女	九二八五	九五七五	九五二八	九五七六
合 計	九四八〇	九七二九	九六九八	九八七一
男			九七四五	九八三六
女				

(3) 兒童出席成績

等 科	年 數		高 等 科	尋 常 科
	三十九年	四十年		
高 等 科	八八六六	八八八七	九三二六	八八八二
尋 常 科	八六八七	八六九五	八七三九	八八八二
合 計	八八六六	八八八七	九三二六	八八八二
			九三七五	八八八二
				八八九九
				九三九〇

新十津川尋常高等小學校には遠路又は雪中通學不便なる兒童の爲め、男女各五十人を容るべき寄宿舎

の設備あり寄宿生は、一日米三合麥一合五勺及一ヶ月雜費料金七十錢宛持参り同校小使をして之が炊事の取扱ひをなさしめたり舎監は校長に囑託す、尙ほ同校高等科兒童に對し膽力練磨の爲め放課後一時間乃至二時間擊劍を教授せり

衛 生

一、衛生組合、明治三十三年の設立にして執行機關としては組合長、副組合長各一名あり村行政區域の各部長は之が補佐たり、毎年春秋の二期毎戸に就き清潔法を勵行せしめ、又傳染病患者ある場合は組合長其の忠家に就き消毒の完全を期せり
一、醫院、村立醫院一ありて村醫一名を置き毎年村費より三百圓の手當を支給し明治二十三年以來存續せり外に三名の開業醫あり

社 寺 宗 教

一、玉置神社、奈良縣吉野郡十津川郷社玉置神社の御分靈を迎へ奉祀す本社財産現金壹千五百圓土地一町六反六畝十歩あり、社務所を設け社掌一名を常住せしむ尙ほ本社は目下村社に昇格手續中あり
一、教會所、出雲大社教新十津川教會所及天理教南海大教會雨龍支教會新十津川宣教所の二あり
一、寺院及説教所、眞宗大谷派寺院一、及説教所二あり

(一)

(二)

十津川出身者は一般に神道を遵奉し他府縣人は主に佛教を崇拜せり

通信機關

- 一、新十津川郵便局、明治三十四年本村菊水町に新設三十六年電信事務を開始せり
- 一、西德富郵便局、明治四十三年三月本村西德富に設置せらる

交通

- 一、道路は假定縣道及里道の二種あり假定縣道は延長十四里三町、里道は延長約百三十里にして何れも完全なる道路なり、假定縣道は南北は浦臼、雨龍に東南は濱益、瀧川に通ず而して石狩川を隔て、砂川、瀧川の鐵道停車場に達するを得、加ふるに石狩川に架する鐵橋は本村と瀧川町を聯絡するを以て交通甚だ便なり、尙各部落に屬する里道は惣て其の部民に於て修繕を負擔し冬期間馬又は人夫を以て毎年毎戸十日以上出役砂利敷其の他修理をなし道路の完全を期せり、此習慣は明治二十五年以來一年として休止せず今尙は存續せり

組合

- 一、無限責任新十津川信用組合、明治三十五年の設立に係り時運の狀勢に鑑み明治四十三年定款の改正を行ひ加入者の便途を開き組合員募集の結果九十三名の加入者あり、在來の組合員を合して百八十八名に達し出資金六千九百四十圓、積立金五千六百四十三圓九十一錢を有し、運轉資金貳万

四千百九拾五四三十五錢二厘を融通し本村の産業に資すること尠ならず、事業益々鞏固に發展の現況にあり、尙は本組合は明治四十二年四月大日本産業組合中央會々頭より名譽ある表彰狀を授與せられたり

- 一、上德富土功組合、明治四十年之を設立し水田八百町歩を開發するの目的にして其の事業は四十二年度に全部竣功し既に水田七百餘町歩を開發せり
 - 一、下德富土功組合、水田千二百町歩開發の目的を以て明治四十二年五月設立の許可を受け工費六万餘圓を投じて灌漑溝を開設し、昨年迄に五百餘町歩の水田を造成したるも尙導水門の築設其の他補修を要するものあるを以て同年北海道拓殖銀行より六万七千圓の借入を了したるを以て、本年中に竣功せしむる豫定なり
 - 一、中德富水田組合、明治三十八年の設立に係り豫期の如く全部成功を告げ水田三百五十餘町歩を造成せり
- 以上土功組合事業全部竣功の上は其の他のもの四百餘町歩を合せ、本村に於ける水田參千餘町歩に達するは蓋し遠きにあらざるべし

工場

- 一、新十津川工業組合、工業の發達を企圖し組合員の職業を保護する爲め明治四十三年七月之を創立

(三)

大豆	3,100	3,800	小豆	1,150	1,150
菜豆	50	600	蕎麥	1,200	2,000
莖子	5,000	5,900	亞麻	3,000	5,100
計	1,600	1,280	其他	3,000	10,000
		8,581,300			

一、牛馬數、四十三年末現在左の如し

牛、四十六頭 馬、千四百五十一頭

特種ノ事業

一、新十津川青年會、明治三十八年八月の組織に係り十五歳以上參十歳以下の青年を以て會員となす本部を村の中央に設け支部を十六ヶ所に分置せり會長、副會長、各一名、幹事七名會計書記各一名、支部長十六名の役員を置き現今會員七百余名を有す

本會の目的は會員相互の親睦を保ち、品性を陶冶し尙武の氣風を養ひ兼て地方福利の増進を謀るにあり今本會は銳意施設しつゝある概要を擧ぐれば左の如し

(イ) 青年各自の勤勞を以て貯蓄を爲すこと

(ロ) 冬期各支部に夜學會を開き學校職員を聘し學術の研究道徳の修養をなすこと

(ハ) 四十三年六月圖書館を設立し常に有益圖書の閱讀をなし専ら智識の發達を計ること

(ニ) 時々擊劍を催し武道を練磨すること

(ホ) 四十三年より村農會と協力し各支部に二反歩づゝの試作地を設け青年來つて試作に従事し、以て農業の發達に資すること

(ヘ) 村行政事務の補佐たる各部組頭の事務を擔任し、一般村民に納稅其の他諸般の義務を履行すべく督勵し其手當金(年額約貳百五拾圓)を以て本會經常費の維持を計ること

(ト) 幻燈器を購し時々幻燈會を催し風俗の改良其他時宜に適合したる必要の事項を獎勵すること猶四十三年三月内務省より時に戊申詔書の際本を下附せられ、又同年四月文部省より補習教育の施設宜きを得たる旨により、金參拾五圓を授與せられ名譽ある表彰を受けたるを以て更に一段の奮勵を爲し以て御聖旨に奉答し且つ表彰の主旨に副はんことを期せり

一、帝國在郷軍人會新十津川村分會、明治三十九年設立の新十津川在郷軍人團を四十三年十月十六日本會に組織變更し分會長一名、副長一名、及村行政區域十六部に委員一名づゝを置き現今會員四百三十名あり、本會の目的は在郷軍人相互に氣脈を通じ親睦を厚くし一致團結尙武の氣象を養ひ軍人の体面を保持し公益を計る等にて現今行ひつゝある事業を掲ぐれば左の如し

(イ) 毎年入營すべき壯丁及補充員に對し、一ヶ月間壯丁研究會を開き在郷軍人上等兵以上の者數名

(八一)

教師となり軍隊的教育を施せり

(ロ) 時々青年會と協同整剣會を開催し武術を練磨せり

(ハ) 毎年一回以上總會を開き勸諭を奉讀し、會長は軍人の遵守すべき要件を講話し軍人の体面を保持せしむ

(ニ) 軍銃を抛下げ射的練磨の途を講じつゝあり

一、新十津川勤儉貯蓄組合、本組合は戊申詔書の御聖旨に奉答の爲め設置せるものにして組合貯金を區別して學校教員、役場吏員、一般住民、學校生徒の四種とし學校役場は四十二年十一月より實行し毎月俸給支拂日に給料の内より一人金五拾錢以上を貯蓄せしめ、住民及兒童は四十三年四月より實施し住民は生徒外の貯金にして毎月一人拾錢以上を、生徒は毎月一人五錢以上を貯蓄せしむ而して生徒貯金の財源としては一、生徒一人に對し鶏一番を飼養せしめ其の産卵より生ずる收入二、學校に於て手工として状袋を作製せしめ學校役場用に供給せしめ此が收入、三、其他學用品の節約等なり尙ほ組合貯金の教員吏員は退職又は不時の災厄に罹りたるを、住民は他村へ轉住若くは不時災難に遭遇したるとき、生徒は退學の時にあらざれば拂戻をなさざる不助貯金なり全村役場に於て取扱に係る四十四年二月末現在額を擧ぐれば左の如し

組合貯金名	貯金額	貯金者人員	貯金者一人平均額
學校教員	三、七三〇.三三	二七	一、三九七.〇
役場吏員	三、四九一.五三	一一	二、九〇九.六
學校生徒	六、三二二.〇七	四六三	一、三六六
一般住民	三、三九九.九	一七	一九四.一
計	一、三九〇.五六三	五二八	二、六八四

備考 貯金は新十津川信用組合に利付預けとせり

空知郡栗澤村

▲位置 石狩原野の東部に位し、東は夕張山脈を以て郡内三笠山村字幾春別に境し、西は幌向原野基線をして同村に接し、南は夕張川及クッパッ山脈の分水嶺を以て角田長沼兩村に界し、北は幌向川及び石油の澤を以て岩見澤町に隣す。

▲地形 東部は元栗澤山林と稱し、一帯の地東方に蜿蜒して山澤多く、西部は平原にして地味豊饒なる沃野を以て大部を満たさる。

▲廣袤 東西七里半南北二里半、面積十八方里餘あり、而して村の中央部以東は丘陵多く西部は平原なり。

(九一)

(〇二)

▲戸口 戸數二千五百九十五、人口男五千七百餘、女四千九百餘合計一万六千六百餘人にして内二千四百餘は非本籍者、而して本村より他地方への出寄留者は千人餘也。

▲沿革 明治二十三年中夕張川沿岸幌向川下流に點々移民を見たるもの、是れ本村の創始にして明治二十五年始めて栗澤村と命名せられ、明治二十六年幌向原野の區劃設定、並に大排水開鑿せらるゝに至り大に移民の招來を促がし、同年中富山縣人本田幸彦團体に長として「彌波團体」百戸を率いて移住し、大野龜三郎外一名の經營に係る美濃開發、岐阜殖民社及び必成社の農場相踵で開始せられ備後團体三十五戸並びに富塚農場、板東農場、富山團体等相前後してモセウシ方面に移住して移民の勤勞は天賦の沃野と相俟ち、戸口日に増加し、今や山間谷も炊煙の騰らざるなく、田圃相亘らなり、雞犬の聲聞へ、星霜爰に二十年今や石狩原野中屈指の大村を形成するに至りぬ。

▲交通 本村の中樞部を貫通せる室蘭線鐵道は明治二十五年四月中完成し、清真布停車場は二十七年七月を以て開始せられ、附近には志文、栗山、幌向の三停車場あり、鐵道線と相並び夕張道路を以て岩見澤町及栗山由仁に達し尙數條の里道通じて四通八達をなし、交通頗る至便なり。

▲農耕地積 民有に係る總反別九千六百三十四段一畝十九歩にして、其の内譯は水田八十五町九反七畝十八歩、畑地五千八百七十九町二反一畝十六歩にして、殘餘の三千六百三十八町二反二畝十五歩は山林其他に屬する地積なり。

(一)

▲農業家 本村も農本位の地にして、現住戸數を其營業に比較するに 農業者六分五厘、商業従事者一分、其他職業従事者二分五厘を占む、即ち農業家は專業とするもの自作七百五十八戸四千五百十五人、小作四百三十戸千九百三十八人、自作にして小作と兼ねるもの百二十五戸五百九十一人、農耕を兼業とするものは百五十九戸六百三十一人にして、合計千四百六十七戸七千三百餘人なりとす。

▲商業家 本村に於ける生産物輸出は、多く札幌小樽に搬出せられ、日用品其他の供給地は多くは輸出地よりせられ、居住民の供給地は清真布、岩見澤並に志文栗山幌向の各市街地等にして、其最も主要の地を清真布市街地と爲す、左に本村商業別を表示せん。

種別	戸數	種別	戸數	種別	戸數
物品販賣業	三	製業	四	運送業	一
代辨業	二	質屋業	四	土木請負業	一
旅人宿	五	料理店	四	勞力請負業	三
仲立業	三	買業	一	湯屋業	五
代書業	五			飲食店	一
					七

▲工場 帝國製麻株式會社の清真布製線工場は明治二十九年の設置に係る規模宏大の工場にして本村及附近村落より産出する亞麻を買収して製線するが故に地方の収益尠ならず、而して原動機は

(一)

實馬力四十五を有する蒸汽機關一臺にして、一ヶ年の亞麻纖維三十八万六千三百四十斤此の價格十六万二千八百五十九圓餘を製出す。

▲教育 本村に於ける小學校は、南尋常高等小學校の外、東、西、岐阜、上幌の茂世丑尋常小學校及び第一、萬字、瀧之上の三教育所ありて就學兒童一千四百五十八餘を有す

▲衛生 村醫の外醫院二ヶ所同出張所一ヶ所有りて、三名の醫員一般の診療に従事し、隔離病舎の設けありて不時の流行病に備ひ、十四の衛生組合は各々衛生事務の普及に努めつゝ有り。

▲宗教 栗部、茂世丑、礪波の三神社を通じて三百六十餘の氏子を有し、眞宗派寺院に常照寺、清眞寺、報恩寺の三ヶ寺の外、四ヶ所の説教所ありて、約一千の壇信徒を有す。

▲警備 明治三十五年八月設立せる公立清眞布消防組の外製麻會社製線工場に私立消防の組織せらるゝ有り、市街各所に火防用水井戸六ヶを設け、尙附近に貯水池あるを以て、火防上最も至便なり

▲生産 本村の生産額は燕麥の一万七千二百石を最とし、各種の農産額を通じて三十四万九千餘圓を算す。

▲經濟 本村に於ける一ヶ年度の歳出は、一万七千九百餘圓にして、重なる歳入は村税一万九千餘、基本財産よりの収入四百二十七圓とす。

▲風俗 人情は概して敦厚淳朴なり、殊に住民の大半は眞宗の信徒たるが故に法話講演の感化頗

ぶる篤く、剛健質實の俗風をなし、偶々陋態を演ずる者あるも部落の節制能く力を爲して、漸く其の跡を絶つゝの良風ありとす。

鷹 栖 村

第一節 位置境界地勢

旭川町の西北に方り東南石狩川に沿ふ師團背後の大原野を鷹栖村となす、上川郡の西北隅にありて北は一帶の山脈を以て深川村と劍淵村に、東南は石狩川を以て永山村旭川町神居村と相對すオサラツペ川及び江丹別川は北方國境山脈より發源し南流石狩川に注ぎ水田灌漑溝は横縦に土地を潤す、近文原野は石狩川の沿岸より西北に擴大せる大原野にして中央に近文臺の丘岡あり、西をオサラツペと呼び、東を近文と云ひ半面山を隔て、江丹別原野あり地味は能く水田造成に適し交通頗便なり戸數二千四百、人口一万四千、面積廿六方里餘にして農耕適地七千八百餘町歩を包有す。

第二節 沿革

(三二) 本村は明治廿四年殖民地を區畫して埼玉縣人數名移住し、廿五年鷹栖村を置かれて永山村戸長役場に屬し翌年七月より旭川村戸長役場の支配に歸し、廿八年六月初めて戸長役場を設く、石狩川以西を管轄す即ち今の比布村及び旭川町の一部たる近文一線以西を包含せしなり、卅二年近文の一角が師

(四二)

團用地に指定せられて建築工事に着手するや、人夫職工商人等の移住者非常に多く翌年よりは將校下士の轉籍者も多からざりしが、卅五年五月旭川町に町制を施行せらるゝに當り行政區畫を變更し本村中近文六號道路以南を旭川町に編入せらる、卅九年より内田游等卒先近文土功組合を組織し灌漑溝を開鑿して今や二千七百餘町歩の水田を見るに至れり、同年四月二級町村制を敷かれしが四十二年四月よりは更に一級制を施行せらる。

第三節 公 職

廿八年初めて役場を設置するや近文一線一號にて事務を扱ひしが、廿九年に至り一線千號に新築移轉せり開村以來の村長には花里壽來海實太田善三郎、住谷勝賢等任命せられしが昨年六月村會選舉の結果板倉才助、本谷英雄、下總要太郎、長谷川庄四郎、山田一清、岡島吉次郎、蛭田貞雄、山田爲吉、川田石郎、西村吉之助の諸氏、田中茂龍、五十嵐善四郎、白井龍吉、向井簡衛、西村勇次、渡邊謙次、眞對富三郎、側又三郎、中山照重、伏見某の諸氏當選付長には田中茂龍氏收入役には本谷英雄氏選舉せられたり。

第四節 教 育

村内廣漠なるが故に各部落各々教育所を建設して子弟を教育す、今其の位置校名校長等を擧ぐれば左の如し

近文第一尋常高等小學校	石 九 官	三近文一線九號
同 第二尋常小學校	伊藤和三郎	十線十號
同 第三尋常小學校	小山田忠恕	四線十六號
同 第四尋常小學校	山川榮太郎	十二線三號
同 第五尋常小學校	坂井尙三郎	十七線十一號
同 第六尋常小學校	宇川 頼渡	十五線十七號
第三 教 育 所	瀬川熊次郎	廿一線十五號
川 崎 教 育 所	鎌田 芳郎	川崎牧場
上伊丹別小學校	藤田兼次郎	上伊丹別
下伊丹別小學校	高橋 直躬	下伊丹別
突 哨 教 育 所	山内騰一郎	十線廿一號

村内にて校長會議及教育會ありて毎月例會を開く

第五節 重なる農牧場

四十二年四月同村役場の調査に依れば同村の重なる農牧場は概ね左の如し

(五二) 所有主 坪 數 所有主 坪 數

(六二)

本田市三郎	七万三千坪	江藤恭太郎	六十七万坪
谷口伊八郎	二百四十万坪	松山 爲藏	五十七万九千坪
川崎奈良之助	三百十四万坪	中居 周吉	五十六万坪
藤野四郎兵衛	八十万坪	佐々木源六	九十二万坪
小澤喜三郎	九十八万坪	松平 直亮	三百五十九万坪

第六節 風俗習慣其他

本村の將來面積廣潤土地肥沃にして猶未開地數百町歩を除すが故に他より移住し來る者多く、近く管内第一流の繁盛を來すに至るべし。

村民の風俗習慣は概して質朴にして公共心に富む各移住團體競争の姿を以て財を積むの形勢なり農事に對する村民思想農村なるが故に一般農業に頗る熱心にして年に農事に改良を加へ、灌漑工事を起し水田の造成を勉めつゝ、あり五十町歩以上所有者十三人あり

内諒水田畑目的は七人牧場目的は六人なり、農耕適地反別は六千五百四十五町二反餘にて内成耕地畑二六四五、二反水二九二七〇反歩半成耕地畑一六〇〇反水田一六〇〇反未成耕地二六八〇三八六〇なり

自作者戸數七百四十戸にて千七百廿二反、小作者は千三百戸にて三千八百五十二ヶなり農家の重なる

副業一に木炭製造、二に運搬業にて木炭製造高は年十八万餘貫價額七千四百圓に達すべしと

施肥の情況、水田畑等尤も多く施肥に供するは人糞にて次で馬糞とし以て過燐酸肥料とす

人糞は各自貯藏の外七師團及び旭川町より供給す

水田發達の沿革明治廿五年山崎仙松氏なるもの始めて水田を開墾苦心せしも失敗に終り、同廿七年より田中市太郎及び中山照重等天然川の水を利用して稻田を開き種々研究の結果漸次盛大なるに至り、

同卅九年より土功組合を組織し盛に灌漑溝を開鑿して今日の隆盛を見るに至れり、近年田中氏は自費を以て全道各地を遊歴して盛に水田の利益を鼓吹しつゝあり、現に本村に於て田中式の水田を開墾せ

られし世人も田中式を模範として美田を造成せらるる商工業者二百廿戸千三百廿人あり

工業及製造場としては肥料製造澱粉製造精米石灰製造等あり

土功組合

鷹栖村沿革の概要

地勢及地質

水田の起源及水利調査會

近文灌漑溝の水源及溝路

近文土功組合

(七二)

(八二)

創立費

灌漑溝堀鑿費年期及支出方法

水田見込反別

加入申込及其状況

工事の概況及工費

起債

収入と支出

議員及役員並に職員

土地價格と小作料

一反歩に對する地益

水田反別増加の狀況

區域及溝路圖

沿革の大要

應栖村は元近文と稱し上川郡の總稱忠別と並唱せらる。明治十八年八月岩村通俊永山少將(當時)及長谷部農商務大書記官の諸氏本部を探見せるとき札幌を發して一週日の間極風沐雨の辛苦を経、初めて

(九二)

近文川に登るを得たりと云ふ、之れ即ち此舉ある嚆矢にして上川の今日ある端緒たらずんばあらず翌十九年殖民地探定の業を興し本郡は乃ち其翌廿年に臻り調査に着手したる者の如し、其報文に曰く明治十九年(内田氏)殖民地探定主任の命を奉し、其八月下旬を以て十河定道君と共に初て此調査に着手し、明治廿年更に柳本通義福原鐵之助二君及助手二人を増し海等を合せて六人となし三組に分ち石狩川沿岸の原野を跋涉し悉く其調査を了す(中略)明治廿年福原鐵之助君は石狩國上川原野の調査に着手し殆んど半歳を費し漸く結了せり蓋し當時荆棘地に滿ち道路未だ通せず、其札幌を發するや刻木舟に頼りて石狩川を廻り、神居古潭より舟を捨て徒行し九日を経て上川に達するを得たり云々(後略)依之二十年の既往を想察すれば、滿地藜莽無涯の曠原にして魍魅熊鷹の風を以て充たされたるや瞭なり今を以て是を觀る其感果して如何、越へて二十四年埼玉縣の人、河野矢島(字八)鹽野谷(辰藏)の諸氏二線一號附近に移住す二十五年應栖村と稱す(鹽野ハ「チカフニ」ヲ意譯セシモノニシテ即チ「チカフニ」ハ大島ノ樹ム名ト爲)又二十七年山梨縣人中山照重外數名團體を率ひ「ヲサラツベ」に移り開墾に従事す爾來本村に移住するもの年々増加し二十八年に至り、戸長役場を置き戸數六百九十餘戸に達せり後ち三十二年第七師團を本村に設置せらるゝに及て戸數頓に増加し將に三千に達せんとす、然れども三十五年行政區域の變更により一線より六線に至る六號より西南の地を悉く旭川町に編入したると、三十九年四月比布村分村したるとを以て幾分戸數の減少を觀るに至れり今二十四年よりの戸數を掲ぐれば

年次	戸数	人口	年次	戸数	人口
二十四年	二〇(不詳)	三十二年	二十八年	二九(不詳)	三十四年
二十五年	三三(不詳)	三十四年	二十九年	三〇(不詳)	三十五年
二十八年	三九(不詳)	三十八年	三十年	三三(不詳)	三十八年
三十年	四〇(不詳)	四十年	三十二年	三六(不詳)	三十九年
			三十四年	三九(不詳)	四十年
			三十五年	四一(不詳)	
			三十八年	四四(不詳)	
			三十九年	四五(不詳)	
			四十年	四六(不詳)	

地勢及地質

鷹栖村は石狩國上川郡の東北旭川停車場を距る管里二十丁の地點にあり、ユタンベツ、ヲサラツペ、ウツペチ、近文、ヒツ(ヒツアハ三十九年四月分村セリ)の各原野より成り西は一帯の山脈を以て雨龍郡深川村に界し、南は石狩川を隔て、神居村に對し、東は同じく石狩川を以て永山、常麻の兩村に又愛別川を以て愛別村に接し、北は天塩川上郡に連り其區域最も廣大なり、近文原野は石狩川の沿岸より西北に擴延せる原野にして中央に近文系の丘陵あり西を「ヲサラツペ」と稱し「ヲサラツペ」の二川其間を貫流し東を近文と云ふ「ウツペチ」川近文系の東側を貫流し「トツシヨ」山脈を隔て、「ヒツア」原野あり西南「チカブニ」山を隔て、「エタンベツ」原野あり地勢東より西に傾斜し「ウツペツ」川の盡頭より「ヲサラツペ」川の落合に至る高低の差は大約一百尺餘今乃ち近文灌溉溝の區域に屬する「チカブニ」「ヲサラツペ」「ウツペツ」に就き土質及面積の梗概を記せば近文系以西(七線ヨリ二十線ニ至ル)「ヲサラツペ」

は土質概して粘土濕潤にして上層三寸乃至一尺面積約八百八十萬坪又中には泥炭不毛の地あり、東方石狩川沿岸の近文及近文と「ヲサラツペ」川上流との間にある「ウツペチ」とは二原野共に其質肥沃豊壤面積七百四拾九萬坪餘なりとす。

鷹栖村水田の起源及水利調査會

鷹栖村の水田は、明治二十七年京都府の人山本又三郎十一線九號に約一町歩の水稲を試作したる事ありしも灌溉の季節に至り源泉涸渴し其目的を達せず、同年和歌山縣の人田中市太郎氏地を十三線四號に相し天然の小流を以て灌溉水となし水稲を試作せり氏は灌溉と肥培の方法を考慮し、熱心經營の結果成績佳良秋收大に觀べきものあり、漸次擴張して數丁歩と爲せり、之れ實に本村水田の嚆矢なりと云ふべし、次て十四線十三號附近及「シユウマン」川等を利用し灌溉溝となし水田起業を企つるものあり、又三十二年松平農場四線十九號に試作して是亦良好なる成績を収むる等將來倍々水田事業の有望を證するに至れり。

且つ夫れ近村永山、東旭川、雨紛等の水田は著しく發達し其成績も亦歳を経るに従ひ益々佳良其收穫畑作の比にあらざるを觀以て水田の開墾を試むるもの年次多を加ふ、然れども天然の小流は夏季灌溉の時に至て水源悉く涸渴し爲めに其目的を達するを得ず、皆以て遺憾とせり茲に於てか明治三十三年十月「ヲサラツペ」吉村、市田、紺野、眞對、窪倉の諸氏相會し灌溉水路墾鑿に關し協議する所あり然

(二三)

るに先づ「ヲサラツペ」川より分水し小規模の計畫を以て堀鑿せんとするものと近文「ヲサラツペ」を區域とし石狩川より分水し村事業として經營せんとするものとあり、數時集會を重ね折渉する所あり三十四年時の總代田中市太郎、板倉才助二氏に謀る二氏更に中山、小暮、吉野、下總、岡本の諸氏に協議し遂に之れを内田氏に謀り以て決する所あらんとす、後ち相連ねて訪ふ時恰も氏が主幹する農場に於て既に水田開鑿の計畫あり、一線十五號より石狩川に至る間に幹線を堀鑿し給水溝と爲さんとするに會せり要之本村中「チカツニ」「ヲサラツペ」「ウツペチ」三原野は耕勸適地總面積五千三百四十五丁を有するに拘はらず約五分の二は沮洳濕潤の地にして年歲開鑿の度進むに従ひ、益々濕潤の度を加へ耕勸すべからざるの現況を呈し遂に之れを不毛の地とし亦顧みるものなし、若し夫れ灌溉水路を開鑿し澗溜疏通の方法を講じ、水田を開鑿するにせば如上不毛の地を利用すると共に他の幾部分の畑も水田となるに至らば獨り農家の經濟を助くるのみならず、延て地價の騰貴を來すは自然の結果にして本村一般の福利を増進する所以の礎因たらざらんやと、即ち議期せずして一致す茲に於てか明治三十四年十月始めて水利調査を組織し會員各若干金を醸出し調査に着手するの機運に達せり、是より先き土地の状況と資力の程度とを參酌し、假りに一千五百間歩の水田に灌溉するを限度とし工事に着手の計劃を爲したり、而して内田清、中山照重、板倉才助、岡本篤太郎の諸氏を委員とし、小池研成に書記を囑托し別に又常務委員を置き會務を處理し先づ果して豫定の如く石狩川より分水し「ヲサラツ

ペ」方面に灌溉し得べきや否やは當時の疑問に屬せるを以て一面上川支廳へ出頭し技師の派遣を受け本年十一月若山某實地を踏檢し茲に全く豫想の如くなるを確め、旭川町及川新藏伊藤能道横山初三郎の諸氏に測量設計を囑托し各線の豫測を開始し、翌三十五年十一月全部結了を告ぐるに到れり。

近文灌溉溝の水源及溝路

近文灌溉溝の水源は石狩川にして、比布村字中島附近に導水門を設置し之れより引水し一度比布川に放流し比布川「トツシヨ」山麓字石炭山附近に第二導水門を設け更に分水して山麓に沿ひ「ウツペチ」「ヲサラツペ」原野を包括して「ヲサラツペ」川の下流南三號に放流す延長一万三千三百七十間之を幹線と爲し幹線七十五鎖より分岐し左折して西北近文原野一線道路に沿ひ九號に至り右折「ウツペチ」川に放流す更に又近文臺の東測に沿ひて再び「ウツペチ」川に至りて放流し延長四千七百間之を第一岐線となす、第二岐線は幹線二百四十七鎖より分岐し測點二百七十六鎖より更に分水して「ヨノカスベ」川に一は近文臺の西麓を迂回して「ヲサラツペ」川に放流す延長六千五百五十間水路勾配千分の一乃至二千分の一にして一反歩給養水量は、〇〇五を計算し工費總額五萬八千七百六拾參圓九拾八錢五厘之れを各線に區分すれば

(三三)

金四万四千四百四拾四圓參拾壹錢五厘
 金六千百參拾五圓參拾七錢八厘

幹線工費
 第一技線工費

(四三)

金壹万千八百八拾四圓貳拾九錢貳厘

第二枝線工費

上記の如く調査を了り工事に着手せんとするに際し、時恰も法律第拾貳號を以て北海道土功組合法の發布せらるゝあり會員皆此の法律により土功組合を設立せん事を望む、故に同法の規程に基き創立委員を選任し同年十二月廿六日第一回の總會を召集し、議事規程近文土功組合規約及前記設計並に工費等を決議し、明治三十六年三月を以て組合設立の申請をなし、三十八年二月二日を以て認可せらるゝに至れり

近文土功組合

近文土功組合は即ち本村中近文外二原野に灌漑する溝路の堀鑿を以て目的とするは、既に前掲記述を經たる所の如し是より先き區域を二區に分ち其の一區は近文縣西北八線を界し「ヲサヲツベ」「ウツベ」の一部を包含し其東南近文一帯を二區とす三十八年三月議員の選舉を行ひ一區六人二區十二人を選出せり(氏名別表)同時組合長以下役員の互選を行ふ爰に組合運用の機關始て具はり諸般の事務を開始せり當時所定の諸規程を掲ぐれば
旅費支給規則、實費辨償金並に報酬金規程、議事規則、會計事務規程、反別割賦課徴集規程、出納検査執行手續、組合費賦課金滯納者督促規程、水門番服務規程、溝路巡視服務規程、營造物使用並使用料徴集規程、加入金徴收規程等にして第一回の職員會に於て決議したる事項は

組合創立費決算、明治三十八年度歳入歳出豫算、灌漑溝堀鑿費年期及支出方法、起債に關する件、工事及設計を北海道廳へ申請するは諸件等にして之れを細別すれば
一創立費決算高貳千七百五拾八圓九拾壹錢壹厘

内 譯

金四百八拾八圓〇壹錢	雜 給	旅費、事務員手當、辨當料雇人料等
金百〇壹圓八十五錢參厘	需用費	備品、消耗品費、通信費
金千四百拾參圓九拾參錢九厘	測量費	幹支線並に比較線測量設計費
金七百五拾五圓拾錢九厘	公債費	前記費用支拂の爲め借入れたる利子

灌漑溝堀鑿費年期及支出方法

創立總會に於て決議したる工費額五万八千七百六拾參圓九拾九錢五厘は、即ち最終工事完成迄の工費にして一時に巨額の支出を負擔するは頗る至難の事に屬するを以て、先づ千五百町に灌漑する程度の工事を施行し漸次擴張するの方針を採り明治三十八年度より、明治四十三年度迄六ヶ年間に配分し、初年貳万圓二年壹万貳千圓三年六千四圓四年七千圓五年七千圓六年六千七百六拾參圓九拾九錢五厘を支出すべく決定し其筋の認可を受けたり

(五三)

水田見込反別 創立當時調査したる水田見込反別は左表の如し

(八三)

三十九年	三	次	5,000,000	全	四十年五月三十一日迄	全
十月三十一日					五,四七七,三〇〇	

備考 本表の借入金合計は拾壹万壹千圓にして一次の分は四十一年上半期、二次の分は全下半年より分償に移り、三次は四十二年上半期より分償するものにして四十二年より壹万二千五百拾九圓六拾五錢を五月三十一日及十一月三十日の二期に拂込むものなり

工事の概況

近文灌漑溝路掘鑿工事當初の設計に關しては前項既に述ぶる所の如し、然れども本郡は特に山川の分布天與の利を享け氣候水田に適し爲めに組合に加入するもの(前項加入ノ部)三千五百丁歩の多きに達し、之れを企畫の當時に比すれば、將に三倍に近からんとするの現況にして之れが完成を六年の後に俟つか如きは産業上得策ならざるのみならず、一般加入者に對する用水分配上工事状態を變更すると同時に經年期的方法を短縮し速かに竣工するの策を講じ此の要求に應ずるの急務なるを感じたり、則ち幹線引入口より比布川に至る六百五十五間及第二枝線分岐点に至る、千八百八十間が本工事中の最も主要なる部分に屬するを以て調査設計を北海道廳に請願し河村泰治氏の担任する處となり、澤連藏坂本清重の二氏測量に従事す以下幹線溝路位置は七線十九號より稍々東方「トツシヨ」山麓に移し十二線十七號に於て甚しく迂回し「セウマン」川を經て二十一線十七號より十七線十二號に更に十九線

(九三)

十二號を迂回して十六線十號に至る等延長五千八百余間一區域面積六百七十余丁、人員六十五人を加し及一般加入反別増加に伴ひ、水量の増給も亦自から必要の事に屬せる等により工費に金五万を増額するに至れり、如斯にして明治三十八年十月第一枝線及第二枝線の幾部を起工し明治四十年六月卅一日に全部竣工を告ぐるを觀る總延長十四里二十六丁余今即ち其工費と工事の種類を記せば

- 一金拾万七千七百四拾四圓七拾參錢九厘 工事費總支出高
- 内
 - 金壹万八千參百七拾四圓八錢四厘 明治三十八年度支出高
 - 金八万九千參百七拾四圓五拾五錢五厘 明治三十九年度支出高
- 而し各線土功作工及工費を區分掲記すれば
- 幹線工事及工費
 - 一金八万五千七百七拾四圓四拾貳錢八厘 幹線總工費
 - 此延長壹万九千七百七拾二間一尺溝路敷巾 法二割乃至一割

- 内 譯
- 金五万七千四百六拾貳圓七拾四錢八厘 土 功 費
- 金千五百七拾參圓八拾七錢七厘 橋梁十六ヶ所

金四千百拾貳圓五拾九錢五厘
 金參千六拾壹圓九拾六錢九厘
 金千百七圓貳拾六錢參厘
 金六百貳拾九圓貳拾貳錢壹厘
 金貳百貳拾圓拾壹錢貳厘
 金八百五拾壹圓八拾八錢參厘
 金貳百四拾四圓參拾四錢六厘
 金八百貳拾七圓貳拾五錢
 金八百九拾參圓五拾六錢參厘
 金七拾六圓六拾壹錢五厘
 金五拾九圓參拾六錢貳厘
 金貳百七拾圓七拾貳錢
 金參千五百七拾壹圓七拾四錢四厘
 金四千八百拾四圓七拾七錢貳厘
 金千六百九圓九錢壹厘

板棚二ヶ所
 架樋四ヶ所
 槽段七ヶ所
 暗渠八ヶ所
 水拔樋二ヶ所
 導水渠二ヶ所
 粗梁棚一ヶ所
 斜段二ヶ所
 木樋三十八ヶ所
 洗堰三ヶ所
 埋樋二ヶ所
 石垣下捨土敷一ヶ所
 此布川護岸二ヶ所
 全導水門二ヶ所
 堤防二ヶ所

金百壹圓
 金百七拾參圓參錢壹厘
 金千七百四拾壹圓貳拾五錢壹厘
 金五百參圓四拾錢九厘
 金貳拾七圓拾壹錢
 金千八百四拾壹圓四參九錢六厘
 第一技線工事及工費
 一金五千六百九拾七圓九拾九錢七厘
 此延長四千八百八拾貳間一尺
 溝路敷巾^四二尺五寸

縮切一ヶ所
 堰止樋門二ヶ所
 洗堰及洗深門一ヶ所
 導水門前余水路一ヶ所
 下水浚渫及掘鑿一ヶ所
 附屬工事費
 本線及山手線總工費
 法一割
 土功費
 橋梁六ヶ所
 板棚三ヶ所
 架樋二ヶ所
 槽段二十二ヶ所

(二四)

金五百七拾貳圓六拾貳錢九厘
金拾八圓拾貳錢
金八拾參圓七拾七錢五厘

第二技線工事及工費

一金壹万貳千參百參拾圓六拾貳錢
此延長七千七百七拾八間一尺

溝路敷巾三尺

內 譯

金六千七百拾參圓七拾六錢貳厘
金貳百七拾八圓拾參錢七厘
金千五百八拾七圓九拾參錢八厘
金貳百參拾九圓參拾七錢
金貳百八拾貳圓貳拾錢七厘
金七百貳拾七圓〇八錢九厘
金四拾參圓貳拾錢
金百五拾六圓六拾六錢八厘

分水門二ヶ所
暗渠一ヶ所
附屬工事

總工費
法一割

土工費
分水門二ヶ所
階段二十ヶ所
堰上六ヶ所
暗渠七ヶ所
板柵三ヶ所
放水溝一ヶ所
所堀鑿
斜段一ヶ所

(三四)

金八百五拾參圓五拾八錢貳厘
金六百七圓貳拾九錢六厘
金貳百貳圓七拾參錢四厘
金百貳拾貳圓九拾錢
金貳百九拾七圓四拾四錢
金貳百拾八圓貳拾九錢七厘

雜工事及諸費

一金千七百八拾九圓八拾貳錢壹厘

內 譯

金九拾六圓貳拾四錢
金六拾四圓
金百壹圓六拾貳錢五厘
金千五百貳拾七圓九拾五錢六厘
石狩川引入口上流左右護岸工事工費
一金貳千百五拾壹圓八拾七錢參厘

架樋三ヶ所
橋梁九ヶ所
埋樋十ヶ所
石垣及張石工一ヶ所
土管埋設五ヶ所
附屬工事費
各線總高

臨時給水費
假架橋十二ヶ所
各線手直工費
雜種

(四四)

本項の金額は總工費四千貳拾四圓貳拾六錢を以て經營すべきものの内、用材類の購入に屬するものなりとす
尙ほ明治三十八年度より三十九年度までの収入と支出を掲記せば

科	款	項目	金額	
			三十八年度	三十九年度
收入	組合費賦課金	反別割	五〇七六三〇〇	九九九六六六〇
		借入金	三三〇〇〇〇〇	八七〇〇〇〇〇
		雑収入	一〇〇〇〇	二六九六六
		全	〇	二五八六五九九
		全	七九五七八	一、〇七五五五
		地方費補助	六四五〇〇〇	四、〇八八〇〇〇
		前年度繰越金		六、〇一三〇九七
		前年度繰越金		一〇二七八〇
		過年度収入		一〇九、〇四四六五
		合計		一三、八八五五四六九
支出	雑給	雑給	七六三二九	六四〇〇〇
		需用	一、四三三八八六	一、九〇三三七三
		修繕	九九五〇五五	一、一三三三三
		雑給	一九三七〇	一八、一三〇
		需用	一、三二五〇	六、四三〇〇
		雜用	四九〇〇〇	六、四三〇〇
		債還	一九二二六一	
		債還	八三六二八五	四、二〇〇一八〇
		起債	八三三〇	六、五二〇
		臨時部事務所費	三〇〇〇〇〇	五、七四四四七
事務所費	俸給	俸給	二、六三二九	一、九〇三三七三
		雑給	一、四三三八八六	一、一三三三三
		需用	九九五〇五五	一、一三三三三
		修繕	一九三七〇	一八、一三〇
		雑給	一、三二五〇	六、四三〇〇
		需用	四九〇〇〇	六、四三〇〇
		債還	一九二二六一	
		債還	八三六二八五	四、二〇〇一八〇
		起債	八三三〇	六、五二〇
		臨時部事務所費	三〇〇〇〇〇	五、七四四四七
公債	立費	立費	二、六三二九	一、九〇三三七三
		雑給	一、四三三八八六	一、一三三三三
		需用	九九五〇五五	一、一三三三三
		修繕	一九三七〇	一八、一三〇
		雑給	一、三二五〇	六、四三〇〇
		需用	四九〇〇〇	六、四三〇〇
		債還	一九二二六一	
		債還	八三六二八五	四、二〇〇一八〇
		起債	八三三〇	六、五二〇
		臨時部事務所費	三〇〇〇〇〇	五、七四四四七
公告費	測量	測量	九、〇〇〇	八、〇〇〇
		土地其他購買費	一八、三三七一八	八、九三三〇五五五
		灌漑溝堀整費	四、三三三三三	二、〇七三三三
		監督費	七、〇〇〇	七、〇〇〇
		組合費取扱費	六、二二五	六、二二五
		造營物管理費	三、五八〇三三七一	一、〇三九三三九八
		合計	三、五八〇三三七一	一、〇三九三三九八

(五四)

科	款	項目	金額	
			三十八年度	三十九年度
收入	組合費賦課金	反別割	五〇七六三〇〇	九九九六六六〇
		借入金	三三〇〇〇〇〇	八七〇〇〇〇〇
		雑収入	一〇〇〇〇	二六九六六
		全	〇	二五八六五九九
		全	七九五七八	一、〇七五五五
		地方費補助	六四五〇〇〇	四、〇八八〇〇〇
		前年度繰越金		六、〇一三〇九七
		前年度繰越金		一〇二七八〇
		過年度収入		一〇九、〇四四六五
		合計		一三、八八五五四六九
支出	雑給	雑給	七六三二九	六四〇〇〇
		需用	一、四三三八八六	一、九〇三三七三
		修繕	九九五〇五五	一、一三三三三
		雑給	一九三七〇	一八、一三〇
		需用	一、三二五〇	六、四三〇〇
		雜用	四九〇〇〇	六、四三〇〇
		債還	一九二二六一	
		債還	八三六二八五	四、二〇〇一八〇
		起債	八三三〇	六、五二〇
		臨時部事務所費	三〇〇〇〇〇	五、七四四四七
事務所費	俸給	俸給	二、六三二九	一、九〇三三七三
		雑給	一、四三三八八六	一、一三三三三
		需用	九九五〇五五	一、一三三三三
		修繕	一九三七〇	一八、一三〇
		雑給	一、三二五〇	六、四三〇〇
		需用	四九〇〇〇	六、四三〇〇
		債還	一九二二六一	
		債還	八三六二八五	四、二〇〇一八〇
		起債	八三三〇	六、五二〇
		臨時部事務所費	三〇〇〇〇〇	五、七四四四七
公債	立費	立費	二、六三二九	一、九〇三三七三
		雑給	一、四三三八八六	一、一三三三三
		需用	九九五〇五五	一、一三三三三
		修繕	一九三七〇	一八、一三〇
		雑給	一、三二五〇	六、四三〇〇
		需用	四九〇〇〇	六、四三〇〇
		債還	一九二二六一	
		債還	八三六二八五	四、二〇〇一八〇
		起債	八三三〇	六、五二〇
		臨時部事務所費	三〇〇〇〇〇	五、七四四四七
公告費	測量	測量	九、〇〇〇	八、〇〇〇
		土地其他購買費	一八、三三七一八	八、九三三〇五五五
		灌漑溝堀整費	四、三三三三三	二、〇七三三三
		監督費	七、〇〇〇	七、〇〇〇
		組合費取扱費	六、二二五	六、二二五
		造營物管理費	三、五八〇三三七一	一、〇三九三三九八
		合計	三、五八〇三三七一	一、〇三九三三九八

備考 三十八年度の剩餘金四十七圓五十四錢は三十九年度へ、三十九年度の五千百貳拾圓六十六錢九厘は四十年年度へ繰越せり

議員

第一回(明治卅八年三月十二日)當選議員は左の如し

細野忠次郎 本谷英雄 市田重太郎 田中茂沼 中山照重
 由井兵平 岡本助三郎 阿部勝三郎 長尾彌次郎 三浦助七
 五十嵐善四郎 眞對富三郎 吉田嘉市 板倉才助 武田徳太郎
 長谷川庄四郎 窪田清作 内田 澗

第二回明治四十年三月十二日改選の結果は左記の通り異動し他は重任せり

中山 照重(職退) 市田重太郎(退) 阿部勝三郎(退) 五十嵐善四郎(退) 武田徳太郎(退)
 森田己三太(新選) 津木貞二郎(新) 藤井六太郎(新) 山下 甚茂(新) 側又 三郎(新)

就職年月日	退職年月日	職名	氏名
三十八年四月二十五日	三十八年十二月二十日	組合長(現任)	内田 澗
三十八年四月二十五日	三十九年五月二十四日	理事	武田 徳太郎
		事務	五十嵐善四郎

三十九年三月十九日	全	全	吉田 嘉市
全 年五 二十五日	全	全會計担任(全)	田中 茂沼
三十八年五月四日	全	書記	貞光 公明
四十年四月一日	全	技術員(現任)	野澤 左門
三十八年五月四日	全	全	横山 初三郎
全 六月 五日	全	全	助川 順平
三十九年一月十二日	全	全	左近 伸太郎
全 五月十四日	全	全	齋藤 四郎
全 三月十三日	全	全	北守 虎二
全 九月四日	全	全	柳川 憲之助
四十年四月二十七日	全	全	武田 捨吉
三十八年八月十六日	全	全	永峯 利三郎
三十八年十二月五日	全	全	鈴木 源太郎
三十九年三月二十三日	全	全	小島 吉太郎
全 八月二十三日	全	全	須藤 市藏
全 十月八日	全	全	佐々木保之進
全 十一月二日	全	全	立花 豊松
	全	全	具谷 庄作
	全	全	山本 庄四郎

四十年三月一日 四十年七月二十九日
 四十年四月二十六日
 囑托工事監督議員諸氏へ臨時監督を囑托したるもの
 全 全 全
 (現任)
 紺野忠次郎 織田源藏 中山照重

全 全 全

板倉才助 武田徳太郎 木谷英雄

明治三十四年水利調査會の組織せられたる當時と及灌漑溝完成後の明治四十年とは水田反別の増加の程度並に小作料及土地價格等に如何なる影響を與へたるかに付調査したるに

地目	等級	三十六年		三十八年		四十年	
		土地一反歩	全上小作料	一反歩價格	全上小作料	一反歩價格	全上小作料
田	一等	13000	15000	15000	18000	18000	20000
田	二等	10000	11000	11000	12000	12000	13000
田	三等	7000	8000	8000	9000	9000	10000

備考 水田のみ小作せしめ又は買買するものなし故に一戸分五丁歩に對し、比較をとりたり又四

東旭川村

第一節 沿革

東旭川村は元屯田兵第三大隊第三第四の兩中隊の設置せられたる處にして、明治二十五年八月各中隊

年次	反別	水田反別増加の收况			
		一反歩に對する地益	一反歩に對する支出	課一組合費	差引益
三十四年	三〇町	二六〇〇	七〇〇〇	二六〇〇	二〇〇〇
三十五年	四五,〇〇〇	二七〇〇	七〇〇〇	二六〇〇	二〇〇〇
三十六年	五六,〇〇〇	二七〇〇	七〇〇〇	二六〇〇	二〇〇〇
三十七年	三三,〇〇〇	二六〇〇	七〇〇〇	二六〇〇	二〇〇〇
三十八年	四五,〇〇〇	二六〇〇	七〇〇〇	二六〇〇	二〇〇〇
三十九年	五六,〇〇〇	二六〇〇	七〇〇〇	二六〇〇	二〇〇〇
四十年	一五,〇〇〇	二六〇〇	七〇〇〇	二六〇〇	二〇〇〇
四十二年	四,〇〇〇	二六〇〇	七〇〇〇	二六〇〇	二〇〇〇
五千町歩	一,〇〇〇	二六〇〇	七〇〇〇	二六〇〇	二〇〇〇

十年の小作料は田と畑と各二分の一を標準とし、一等田は一反歩に付四斗九升七匁畑三圓二等田四斗六匁畑二圓三等米三斗四匁八十錢畑一圓と計算せり

(〇五) 二百戸宛富山秋田青森愛媛岐阜香川大分埼玉京都府の一府八縣より移住せられたるに創まる、當時の村名は單に旭川村と云ひ、今の旭川町は忠別市街と稱したり故に學校の如きも忠別小學校と稱し本村に在るを今も尙旭川小學校と呼び居れり、爾來移民も増加し附近は各自部落を形成し番外地には役場郵便電信局巡査駐在所學校二ヶ所旭川神社醫院等あり、商業家も日々増加して日常事を歌かざるに至る且本村の地味は頗る豪腴なり、移住當時は一帯僻忽たる一大森林にして樹下一面六尺以上の熊笹密生し土地概ね濕潤にして草原甚だ多からず、加ふるに所々石礫分布の條帶を爲して開墾には非常の困難を極め隨て開墾成績遲々として進捗せず且つ濕潤の爲めに畑作意の如くならず、收穫開墾共に逐年僅かの増加を以て漸進せし也。

元來屯田兵は移住後三ヶ年間の扶助あるも一面兵役の義務あり、二十七年以降は事局の趨勢に伴ひ勤務演習等頻繁にして自然稼穡上に支障を及ぼし、二十八年豫備役に入るべきを更に四ヶ年の延長となりしに扶助は規定の通り二十八年限りにて支給せられざる事となりたるも、現役なるが故に演習勤務は尙は依然として續行せられたるを以て尙上扶助満期と演習勤務とは稼穡上多大なる影響を爲し、二十九、三十、三十一の三ヶ年間は生活難を來し特に三十年の不作は最も影響する處多大にして村民一般菜色あり其餘波延ひて三十二年より三十三、三十四年に及ぼしたり三十二年三月現役満期後備役に編入抑も何れの農村にても移住開村當時は、生活難にて食料に野生の藜や蕨や粟黍麥豆馬鈴薯等を常

食と爲すが如き本村屯田兵も亦然りして、冬季の副業たる樹林地唯一の林産物即ち木材伐採薪炭製造の如きも今ごろ一敷一圓五十錢内外の價ころわれ當時に在りては、僅かに三十錢内外にて且つ購買者なきに苦みたるは又他農村移住當時と同様なりしなり。

第二節 公 職

明治二十五年以來永山村の管轄に屬せしが、三十一年九月北海道廳告示を以て次の如く命せられたり

石狩國上川郡永山村字牛首別を割き東旭川村を置き永山村戸長役場の所轄とす

三十二年三月屯田兵後備となり中隊士官の解散と共に兵村監視を置かる、三十三年六月東旭川村東川村戸長役場を番外地に置き古賀悠吉氏戸長に任命せられ、七ヶ年間勤続せしが三浦悌郎氏に代り三十九年四月二級町村制を敷かれて東川と組合役場となり、渡邊庄太郎氏之に代りしが四十一年十月津田泰政氏其後を受け四十二年四月より更に一級町村制を敷き六月新に村會議員を選挙す、村長には津田泰政氏收入役井川伊八氏選挙せられたり。

第三節 部落區分

上下兩兵村の二部落は本村を形成せし元祖なり、其の南方忠別川に沿ひて東方は東川村に西方は旭川町に關して上下半別即ち公有地の兩部落あり、上兵村の東方倉沼川に沿る東部の部落は倉沼にて其北部當麻部落に界して東南に長くキトウシ山脈の谷地長さ約五里に亘る部落を上下ペーバンとす、下

(二五)

米飯と當麻村との間に介在するものを當麻部と稱す。

第四節 部落と道路

上下兩兵村は各一町五反歩に區劃して各家屋を建設し部落の中央には東西に貫通する大通路あり、其の南北兩方に並行して中通りあり又南北に貫通する道路五條あり、大通りは東進して米飯を貫き其東端に至り西下して旭川町に至る主要道路なり、規定の屯田給與地一町五反歩外三町五反歩は家屋所在地區に接して上兵村は其東部及び南部下兵村は、其の西方及び南方半別二部落の中間に區劃設定せらる、忠別部落は元永山村上下半別は元東旭川兵村の公有地に設定せられしものにて上兵村は各二町二反歩下兵村は各三町五反歩小作者を入れて開墾せしが上公有地は四十一年三月に下り、三十八年八月賣却して夫れく民有に歸屬せしより開墾の成績俄かに擧り、水田も大に開發せられ頗る殷富の狀を爲し來り而して村の東南より西北に斜めに貫通する蒸線道路は、東南東川村を貫通し西北旭川町に至る主要道路を爲し居れり、其他南北に貫通する十一條の道路と東西に貫通する五條の道路敷地設定しあるも未だ全く貫通せられず、倉沼は去る三十年普通殖民地として五町歩の區劃にて貸附せられたるに始まり、今や水田好適地として作付反別も大に増加し兵村大通より倉沼川を渡りて部落の中央を貫通し倉沼川に並行して東川村に連絡す。

ペーバンは福島縣人の組織せる團体にて、同縣伊達郡太田村の元村長たりし菊田熊之助氏團体長とな

第五節 教育

り同縣人を率ひて上米飯に團体移住せしめ、下米飯は徳島縣の人佐坂竹太郎氏農場を興したるに創まり尙ほ田中農場堀農場尾白團体宮城縣岩手縣團体等あり、移民逐年増加し山地は畑平地は水田に開發せられ、加ふるに部落奥に模範林あり國有林あり薪炭は冬期盛んに旭川市街に搬出す當麻部落は元當麻兵村の給與地一部と佐伯農場と殖民地とより成り三十七八年頃より移民増加し多くは畑作なり。

本村は戸數多く通學區域頗る廣きを以て學校の數も多く經費亦村費の過半を占む、今村内各學校教育所の位置建物坪數經費生徒數教員數創立年月を示せば左の如し

旭川尋常高等小學校

所在地	東旭川村番外地
校舍坪數	四百二十四坪
一ケ年經費	六千六百九十二圓
生徒數	七百六十四人
教員數	十三人
創立年月	明治三十年二月

旭川第一尋常小學校

(三五)

(四五)

所在地	坪	經費	生徒數	教員數	創立年月
上米飯福島團体部落	四十四坪	八百五十八圓	百〇九人	二人	明治三十三年十一月
第二旭川尋常小學校					
忠別上五號線	二十八坪	六百三十二圓	八十三人	二人	明治三十年四月
第三旭川尋常高等小學校					
ウシヤヌベツ下二號線					

(五五)

所在地	坪	經費	生徒數	教員數	創立年月
東旭川第二教育所	四十九坪	六百二十六圓	八十八人	一人	明治三十三年六月
東旭川第三教育所					
下ヘーパン	二十五坪	六百六圓	五十八人	一人	明治三十三年四月
倉沼	二十七坪				

(五六)

經建所	創教生	經建所	創教生
在	徒	在	徒
地	費	地	費
東旭川第六教育所	七百七十七圓	ウシシユベツ下五號線	二十九坪
東旭川第七教育所	四十六圓	下ベーパーン	二十坪
	一員		四百三十一圓
	一員		
	五十六人		
	一員		
	四百三十八圓		
	一員		
	五十六人		
	一員		
	四百三十一圓		

(七五)

創教生	創教生	經建所	創教生
徒	員	在	徒
費	一員	地	費
七百七十七圓	一員	ウシシユベツ下一號線	二十九坪
四十六圓	一員		二十坪
一員	一員		四百三十一圓
一員	一員		
五十六人	一員		
一員	一員		
四百三十八圓	一員		
一員	一員		
五十六人	一員		
一員	一員		
四百三十一圓	一員		

第六節 宗教

本村は水田開發の爲め一般住民生活の程度高く、且つ餘裕あるを以て社寺に寄附することも亦豊にして他村に比較して頗る壯嚴なり、今各社寺の位置及び氏子檀家を列記すれば左の如し

旭川神社は兵村中央にあり建坪三十七坪氏子檀家千五百〇五戸、祭神天照大神、神宮藤原伊弉男氏
 創建明治三十一年

(八五)

大寶寺は上兵村大通りにあり建坪九十坪檀家二百三十八戸、宗派眞宗僧侶大熊勝貞、創建明治三十九年

德嚴寺は番外地大通りにあり建坪八十五坪檀家二百五十五戸、宗派眞宗僧侶江南普嚴、創建三十九年

光明寺は番外地大通り建坪百二十三坪檀家三百十二戸、宗派眞宗、僧侶竹島松峰、創建明治四十年

第七節 水田及灌漑溝

明治二十六年勝田貞元なる者自ら試作して稻作を唱導せし當時にありては、其の議を信する者一人もなかりき、然るに熱心なる氏は風土に鑑み種々の方法に依りて試作を繼續し稍や良好の成績を得るに及んで灌漑溝を開鑿し以て水田開發の實を擧げんとするの議を提案せしむ、當時米作は危険作物なるが故に村民に於て普く諸試作を爲し、三十年の作柄平均を見て諸般の施設を爲すべき事に村議一決せり、然るに間もなく上兵村屯田幹部の採用せらるゝ處となり、四圍の攻撃を排して上兵村は倉沼川より一條の灌漑溝を開鑿し、續いて復線を引き益々米作を獎勵せしが稍や其の見込あるを以て漸次水田に注目するに至り、忠別川より上下二條の大灌漑溝を取入れ兵村内六百町は殆んど水田に化し相常收益ありしが、不幸三十五年の二ヶ年は不作續きの爲め破産して家を失ひ妻子離散せしもの亦少なからず、翌三十七年には稀有の豊作を得て人氣大に回復し兵村の地積たる公有地に至るまで小作人の入

りて開墾に従事し字クラマヤ又はペーバンも同じく水田を開きて盛んに經營する所あり、尋て三十八年三十九年四十年と豊作の打續きたるとして現時の盛況を現實するに至り、晩近東旭川水田の盛況を傳へ聞き内地より續々移民の來りて開墾に従事し産業頓に揚り、斯く長足の進歩を爲すに至りしものなり、而して今や戸數二千四百余戸、人口一万三千余を有し村内の全面積約二万町歩、内將來民有たるべきもの一万三千町歩あり、尙ほ今後兩三年豊作續くことあらんか村内の生産力は儼に百万圓を超ゆる事敢て疑を容れざる所なり、又耕地となるべき見込の箇所は七八分通り已に墾成せられたりと雖も尙畑地及水田を開發すべき所尠ならず、今是等の余地を悉く開拓の曉には、三千戸以上を收容するに至るべし。

第八節 土功組合

(九五)

從來本村の水田は上下兩兵村にて各自灌漑溝を開鑿して用水に供し來りしに、公有地處分以來水田急に激増して今や二千町歩以上に達す、各部落各自獨立にては種々の弊害あるより四十一年五月頃より土功組合を組織して各部落の用水溝を寄附せしめ、其の維持と統一を計らんとて兩兵村及び公有地等の地主七百余名にて總會を開き、其の決議を以て發起人を選び設立認可申請せしむも容易に許可とならざりしが去る四十三年五月愈々認可せられたり。

(〇六)

上川郡東川村

村 是

本村は元旭川村字忠別原野と稱し、明治二十七年初めて殖民地の區畫を定め、翌二十八年四月香川縣人尾田松造西原安太郎外三十余戸及び、富山縣團体佐々木定多外十余戸福島縣團体岡本篤太郎外數戸の移住者に對し區畫地を貸付せられたり、當時道路と云ふべきものなく單に兵村南五丁目より道なき藪を踏分け或は荆棘繁茂の間を開き辛ふじて區畫地に入るを得たり、又旭川市街地に出づるには忠別川に沿ひ(通稱アイヌ道)通行せりと

明治二十八年七月北海道廳に於て基線道路開鑿工事を起し十月竣工し始めて交通の便を得、後續々移住者を増し茲に面目を一新して部落の形体を成すに至れり、三十年十二月旭川村より分割して東川村を新設し始めて一村をなして旭川村戸長役場の管轄に属せり、三十九年四月二級町村制を施行せらるゝや東旭川村に組合役場を置かれたるが、四十二年四月東旭川村へ一級町村制を施行と同時に本村を分立して西四號南二番地に獨立役場を設くるに至れり而して現今の戸口數は戸數八百四十二戸、人口三千八百三十三人なり。

翻て往時を回顧すれば數戸の先住者が瘴癘の氣を冒し、魍魅熊狸の群と闘ひ曉天星を戴き、黄昏月を

踏んで歸る開墾當時の苦辛慘憺の狀態は毛髮共に慄然たるものなりしに、僅に十五ヶ年間の星霜を経たる今日の現實を見るに至りたるは實に夢想だも尙及ばざる處なりき。

現時の村長は花里壽氏

位置及地勢地質

本村は上川郡の東南に位し旭川町を離る約三里西は一帶の耕地を以て東旭川村に接し、東南は忠別川を隔て、神樂村及び美瑛村に界し、北はキトゥン山の支流分水嶺を以て東旭川村字ペーバンに隣り、東は本道第一の高山によつて愛別村に連り面積十三方里なり。

東川は元忠別原野と稱し忠別川の右岸に沿ひ、東西に擴延せる大原野にして忠別川は大雪山山より發して村の南界を流れ旭川に至り石狩川に注ぎ、沼川は大雪山西方の溪谷より出づる(ホンクラマ)及び(サルクラマ)川其他の細流を合して村の北方を貫通し東旭川村に至りて牛別川に入るものにて頗る水利の便に富めり。

地勢は東南より北西に緩斜し草原地多く樹林地少く土質は基線以南は砂質沖積土にして基線以北、北四線以南は砂質土なり、爲めに磊々たる石礫は所々に露出するありと雖も耕地に適し北四線以北倉沼口沿岸は概して土質肥沃農耕に尤も適せり。

教育及宗教

(一六)

(二六)

明治三十年旭川村より分割して東川村を新設し始めて一村をなし、旭川村戸長役場の管轄に属したる當時は未だ戸數僅に三百余戸なりしも廣漠たる原野又は樹林荆棘の間に散在し開墾日尙は遠く、民資薄弱なりしを以て移住以來全く教育の機關なかりしが、三十一年には既に戸數四百三十七戸に達し愈々教育の必要を告げしを以て翌三十二年二月に及び、基線西四號北一番地に尋常校を設置し初めて児童二十五名を教育せしが四十年五月七日に至り高等科を併置するの盛況を致せり。

三十年六月東旭川村戸長役場を置かるゝや其管轄に屬してより日に増し移住戸數を増加し、且つ衣食漸く足ると共に就學の思想を起し、三十三年四月十二日第二簡易教育所を西四號三十二番地に同年七月十二日第一簡易教育所を西十號北二十四番地に、同年十二月第三教育所を東五號南一番地に設置して追々教育の普及を計れり、而して現時の教育機關は高等小學校一、尋常小學校二、教育所二、學齡兒童九百九十三人内就學兒童四百二十一人を算するに致れり。

社寺の未だ設立認可を受けしものなきも説教所は左の三ヶ所に設置あり。

本派本願寺は二十九年八月西二號地に

大谷派本願寺は三十年七月西三號地に

曹洞宗は三十四年七月西六號地に

上川郡愛別村

位置趨勢

本村は石狩國上川郡の東北隅に位して天鹽、北見、十勝の三國に包まれ西は愛別川を以て比布村に境し南は東旭川村東川村當麻村の各村に隣し、比布停車場より二里半旭川町を距る六里當地方は全道各山脈の交叉点なる中央最高部に位し北海第一の峻嶺「スタツカムウツユベツ」は村の南部に屹立して餘脈八方に延び全村の半ば山地なるを以て未だ人跡の至らざる處多く、本道第一の石狩川は北見十勝の國境石狩岳の邊より源を發して村内を貫流し、愛別川は天鹽脈より流れて比布に至つて石狩川に注ぐ、面積は三十七方里余にして南北三里東西十二里に亘り農耕の適地五千六百余町歩に及ぶ。

沿革

本村は元石狩川を境として永山村應栖村の管轄に屬したるが、明治二十三年北見に通ずる中央道路の開通すると共に石狩川及び支流ルベン川其他あいつ川等を狭み、殖民地に區劃して愛別原野と稱し二十七年に至り貸付告示出るや、翌二十八年金富農場の移轉を初めとして岐阜縣の團体愛知縣の團体及松尾農場等漸次年を遂つて來住する者増加し、三十年七月右兩村の中より現時の區域を劃きて愛別村を置き下愛別伊香牛伏古アンタル越路中越ルベンシベ等の部落を爲せり、而して部落の名稱は土

(三六)

(四六)

人の口碑を譯したるものにて就中アイベツたる名稱は古昔土人小川に矢を流したる語なりと云ふ、則ち(アイ)は矢にして(ベツ)は川なりとの口碑を音譯したるものなりと傳ふ、又一説には十勝アイヌと石狩川を隔て、戦鬪を爲すに當り、川中廣くして矢が先方に達せず多く川に落ちて流失したるを稱して(アイベツ)と唱へたりとも傳ふ蓋し石狩川の急流矢の如きを形容したるものならん、初め中央道路は下愛別一線より六線までは石狩川に沿ふて開通せられたるも、卅一年大洪水に遭遇爾來危險の再來を慮ばかりて現在の通り變交せると同時に、役場郵便局も五線にありしを六線に移轉し驛遞は伊香牛地内に設置しありしを三十四年八月に現所に移せしなり、又近年(石狩カッパ)(眞君別)(マール)クシニアイベツ)の部落をも設けられ此處に移住者を見るに至り中央道路は三十二年頃より郵便線路に屬し其便に乗じて一時通行頻繁を極め頗る繁昌せしも、三十七年十一月より廢止せられて道路頗る荒廢するに至れり。

自治機關及教育

明治三十九年四月二級町村制を施行せらるゝや、最初の戸長は七條元治氏にして四十二年八月草浦耕造之れに代り次に松塚宗央氏現村長たり。

教育機關は愛別村狩布教育所と稱して最上村常五郎氏の宅を借受け假校舍に充て、四十一年五月一日より開校せしが同年中校舍新築の騰起り、小野寺金次郎田中織藏上村常五郎等の諸氏發起人となり寄

附金六百圓を以て六線三十四番地へ教室二十坪住宅十六坪の校舍を新築し、同年十月一日落成式を舉行して同日より児童を新校舍に修養するに至れり、而して就學児童は最初は三十名(男十八女十二)なりしが現在は四十三名(男二十六女十七)出席歩合は男九十女八十の割合員は吉田幸藏氏にして児童教育には最も熱心の人なり。

水田の發達及近況

本村の地形は山川起伏し底所は濕地にして水田の外開墾し能はざる地少なからず、且つ山谷より湧出する流水の甚大なる殊更に灌漑溝を設けずして數反歩の水田を開墾し、又植物は唯だ藁稈を以て馬糞に供するのみにも荒地を爲し置くに優れりとなし、而して三十年頃より試作の結果次第に氣候風土に陶汰せられ三年目位より一反歩一石内外の收穫を見るに至れり、次て三十九年四十年の兩年は豊作にして二石乃至三石の收穫を見るに至りしより愈々水田に適當なる地味なるを認め、灌漑溝開墾工事を起せしは同村字「イカウシ」を以て嚆矢とし、然るに昨四十二年以來下愛別等に數箇所灌漑溝の工事を企圖經營せられたるも其設計方法の舊式にして多額の費用を要したるのみならず、初年より完全なる收穫を得ざる爲めに之れを口實とし、倒として自然氣候に由りて收穫を期するが如き思想習慣に陥りたるの傾きを來たしたるは誠に慨嘆の至りに堪へざるなり。

(五六)

雨龍郡一已村村是

第一村 吏

本村は固と深川村に属す往古の史乘に乏しく詳かならざれども村内各字の内「ヲサナングツ」字納内「イチヤン」字南北一「イナシ」字多度志「シドシユナイ」字鶴内「ボロナイ」字鶴ケ「ボロカナイ」字鶴ケ等は往昔舊土人の小部落たることを信ず何んとなれば南方村界の石狩川南岸に「チン」小城跡の舊跡あり之れ酋長の部落にして各小部落を統轄したるものと考ふ、其の他の各字は團体移住者等の紀字名を襲用し今日に至りたるものなり、而して本村第一の發展は屯田兵募集規則に依り内地各府縣より明治二十八年三百戸初めて移住し翌二十九年尙三百戸移住、即ち字納内及南北兩一已を合せて三個中隊の兵村部落は、茲に完成せり。

當時北一已を第三中隊とし南一已を第四中隊とし納内を第五中隊となす第一二中隊は今大隊本部は、北一已にありて各中隊を統轄して總ての事務專業を指揮監督す、續て字湯内及多度志は明治二十九年を字雁團體、應泊、幌ヶ内の各字は三十年より移住各々未開の土地を開拓し本村の發達を期したり當時未だ深川村所屬たりしも漸次發達の域に入り、明治三十四年十一月一日深川村より分離して一已村と稱するに至れり、而して明治三十五年三月三十一日屯田兵現役満期となり大隊長以下の將校地を去り茲

に初めて真相の戸長役場制度に移り、更に進んで明治三十九年四月一日二級町村制を實施するに至りたるなり而して現在の村役場は、現役當時の將校集會所にして該建物は明治三十年五ヶ中隊屯田兵勞役を以て建築したるものなり。

一已尋常高等小學校は明治三十一年南北一已小學校併し高等科を併置し、納内尋常高等小學校は明治二十八年の開校にして明治四十年高等科を併置し、又石橋尋常小學校は明治三十三年簡易教育所を開始し明治三十九年尋常小學校となる字雁團體簡易教育所は明治三十三年、湯内及應泊簡易教育所は明治三十六年幌ヶ内簡易教育所は、明治三十四年幌ヶ内第二簡易教育所は明治三十七年一已簡易教育所は明治三十九年度の設置にて義務教育の普及を圖る。

其他明治三十八年字納内に、明治三十九年字多度志に各一ヶ所の巡查駐在所の設置及明治三十五年字應泊に明治三十八年字納内に明治四十年字多度志に三等郵便局を開局せり。

第二 地理及地質

本村は雨龍郡の東北端に位し、東は上川郡應栖村に隣し西は北龍村秩父別及深川村の三村に連り南は石狩川を隔て、香江村に對し北は天鹽に境す。

地質は石狩川及雨龍川沿岸は凡て赤色を帯びたる砂質を壤土にして上層二尺乃至三尺に達し、地味肥沃能く各種の耕作に適す其他は一般黒色の埴質壤にして上層一尺乃至二尺にして粘土に達す、地味亦

甚だ疲悪ならず概して泥炭地なく總て農耕適好の地なり。

第三 運輸交通

本村は人家の散在する東西の距離は約三里南北十五里にして各部落に通ずる道路を有し、其重なるものは増毛街道幌ヶ内道路秩父別街道とす、増毛街道は深川村より字一巳納内を経て石狩川神居古澤渡場を渡りて中央道路に通じ、幌ヶ内道路は深川村より木村字一巳及多度志以北の各字を貫通し十五里にして達す、秩父別街道は幌ヶ内道路上に於て字一巳より分岐して秩父別に通じ運輸交通の幹線より鐵道は字一巳及納内を貫通し、字納内に停車場あるを以て稍便なりと雖も其他の部落に在つては深川停車場に依るの外鐵道便なし。

第四 地積及耕作反別

本村は東西三里南北三十里に亘り面積殆んど十三万九千九百六十八町歩あり、又耕作反別は二千四百四十町八反歩にして自作小作を區別すれば

自作地反別	千九百三十七町四反歩
小作地反別	五百〇三町四反歩
尙自作及小作の収益(一反歩)を掲ぐれば左表の如し	

畑田	自作			小作		
	上	中	下	上	中	下
一七三〇	一四七〇	一三〇〇	七四三〇	六四七〇	六四一〇	
〇六七〇	四九〇〇	三二〇〇	三七〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	

備考 田は上二石中一石八斗下一石六斗の收穫にして是より生ずる收得金は、一石賣價十三圓と見積り是より耕耘費合計金八圓六十二錢を各收得金より控除したる殘額を掲ぐ。

畑は小豆を標準とし上は一石二斗、中は一石下は八斗の收穫にして代價一石九圓と見積り是より耕耘費平均四圓二十錢を控除したる殘額を掲ぐ而して自作者戸數は七百六十二戸、小作者戸數は五百五十戸、自作兼小作者戸數は九十三戸なり。

第五 農産

本村主なる農産物は小豆及米にして燕麥裸麥莖玉蜀黍等之に次ぐ、今明治四十一年に於ける農産物を示せば左の如し

種別	作付反別	收穫	高價	價格
大豆	一四八二七反	八八九六石	五三三三七	四一八八
小豆	九八八	六九八		

第六 人口戸數及在郷軍人數

種別	戸數		
	男	女	
計	三、五九四九	二、八五三	六、四四七
其計	一		一
米	三、八八七	四、六五七	八、五四四
燕麥	二七、三	五、七八九	三三、一
小麥	五三三	四九八	一、〇三一
蕎麥	六〇九	三六七	九七六
豌豆	二八三	二八一	五六四
菜豆	二五二	二二	四七四
甘藍	三三	三三	六六
玉葱	一一	五、九〇〇	五、九一一
馬鈴薯	八六五	二、〇〇七	二、八七二
黍	一、三四四	一、六一三	三、〇五七
裸麥	三七五三	三、〇九四	六、八四七
芸豆	三、一九四	三、一〇一	七、〇四五
玉蜀黍	二、三七八	二、八五三	五、二三一
計	三、五九四九	二、八五三	六、四四七

在郷軍人の數

寄留計	本籍	計
一、五八九	一、二九六	二、八八五
三九三	三、八三七	四、二三〇
五八	一、三三八	一、四一六
計	五、一七五	七、四二四

區分	現役		豫備		後備		補充		國民兵計
	將校	下士兵卒	將校	下士兵卒	將校	下士兵卒	兵	第一第二	
海軍	一	二七	二	四五	六四	一六三	二四一	三三六	一九八
陸軍	七	二七	二	四五	六四	一六三	二四一	三三六	一九八

村行政機關の組織

村	長	書記	収入役	部	長	書記	補	臨時	計	
一	人	三	人	一	人	三十四	八	五	人	一

但臨時雇以上は役場に勤務し部長は各部毎に一名を置く。

學事

在學兒童	尋常科		高等科	計	學齡兒童	教員數		學級數	學校數
	尋常	高等				代用	專用		
一四一五	一四一五	一四一五	一四一五	一四一五	一六	二五	二五	七	一〇
七	七	七	七	七	四	二	二	一	二
一四八六	一四八六	一四八六	一四八六	一四八六	二〇	二七	二七	八	一二

村會議員及部會議員

村會議員 定員 十二人
 納内部會議員 同 六人

南一已同上 同 六人
 北一已同上 同 六人

位置地勢

深川村は石狩國雨龍郡の東南端に位し、東南は汪洋として源を石狩嶽に發し上川原野を流れ、神居古潭の絶景に接したる石狩川水を隔て、空知郡音江村に境し西は天鹽の國境より流る、雨龍川の石狩川と合する邊を境して雨龍村に隣す、北は一已村秩父別村を境し同村の盡くる處遠く山脉連續する天鹽國境とす。

本村は元雨龍原野と稱せし大原野の一部にして村内一の山岳丘阜なく曠濶平坦にして、地味頗る豊沃たる平野なり、中央を貫通するメム川は未だ以て灌漑の便を得るに足らざるも本村の大半部を環すに溶漾たる石狩川及雨龍川を以てし、時に或は氾濫の憂なきにあらざるも田圃を沃するの根源たり本村秩父別に隣する茫漠たる原野は其實泥炭なるも、着々開拓せられつつあるを以て良田善圃と變するも亦遠き將來にあらざるべし。

人口及面積

深川村は殆んど基盤形に區別せられ基線を妹脊牛市街地東端に起し、東方十一線を以て深川市街地に達し同地の盡くる處は一已村境とす、西方は下九號線邊にて雨龍川に至る而して一線を三百間に畫し

(四七) たるを以て此の延長約四里、南北は基線を増毛街道に取り南方は五線邊にて右狩川に至り、北方は山
西線に至り更に所謂大鳳原野及千秋小勝農場あるありて延長約三里に亘る曠大なる原野なり、其の面
積の内容左の如し

地種目	反別
畑地	三千五百七十五町一反歩
宅地	二十町歩
未墾地	約一千七百五十町歩
其他	未付與登録せざるもの多大なり
戸數	千三百九十八戸
人口	五千五百七十九人
内男	二千八百七十一人
内女	二千七百八十八人

本村戸長制度を施かれて茲に十七年自治体たる二級町村制を實施せられて、僅に九年の歲月を閱する

本村に於ける戸數人口男女別左の如し(四十二年十二月三十一日現在)

のみ、然るに教育に勸業に或は道路開鑿に今日の事蹟を視るに至りたるは決して故なきにあらざるな
り之れ村總代人、戸長、村長、村會議員其他有志が草莽の間にありて能く公事に盡瘁せられたる結果
なりとす、猶ほ現衆議院議員東武氏及前道會議員佐藤政三氏は俱に本村出身にして同氏等が時勢の風
潮に鑑み克く本村を指導開發せられたる事蹟に至りても亦役すべきにあらざるなり。

一 舊村總代

明治二十七年戸長制度より、三十五年二級町村制實施せられし間の村總代人左の如し

千葉 藤吉	上杉 米藏	鈴木 捨吉	宮内 保次郎
植田 正明	佐藤 政三	杉浦 由松	高橋 茂三郎
矢野 保			

二 村會議員

明治三十五年四月一日二級町村制實施に伴ひ村會議員の選舉を爲し其の當選者左の如し

辰繁 助市	林美 喜造	上中 福男	佐藤 政三
中井 哲太郎	小畑 與三郎	更谷 辰太郎	高橋 兼次郎
眞田 文亮	杉浦 山松	乾 源吾	山本 平吉

右の内眞田文亮は轉居中井哲太郎は收入役に選出の爲め其の補欠として佐藤武五郎浦吉當選せり

(六)

明治三十七年第二回選出議員左の如し

人口統計の關係に因り定員十名と變更

佐藤政三	北倉文五郎	玄番文七	辰繁助市
大西半六	杉浦由松	伊藤重藏	山本平吉
更谷辰太郎	北本 競		

明治三十九年第三回選出村會議員

辰繁助市	井出桶平	上中福男	佐藤政三
西 熊太郎	乾 源吾	小畑與三郎	更谷辰太郎
柳町靜一郎	山田久次郎	伊藤重藏	細谷茂八

明治四十年四月一日北海道一級町村制は實施せられたり其の第一回選出議員左の如し
定員十六名

上中光一	松村茂富	杉村政常	更谷辰太郎
小畑與三郎	山本平吉	柳町靜一郎	山川十免吉
以上二級議員			
植田重太郎	佐藤政三	杉浦山松	東野虎吉

板垣規一郎	石田勇次郎	津田源衛	辰繁助市
以上一級議員			

後ち板垣規一郎石田勇次郎轉居之れが補欠選舉當選者は蚊野藤三郎黒田喜和造なり。

明治四十三年一月故あり全部の補欠選舉を行ふ其當選者左の如し

△乾 源吾	中井哲太郎	△上杉虎次郎	△植田重太郎
△更谷辰太郎	合田芳太郎	伊藤重藏	嶋 牛之助
以上二級議員			
△黒田喜和造	川上翁助	△辰繁助市	△井出桶平
佐藤武五郎	△東野虎吉	蚊野藤三郎	吉村傳次郎
以上一級議員			

△印は長期議員にして次の改撰期には殘留すべきものなり。

明治四十三年五月三十一日及六月一日に定期半數改撰は行はれたり、而して更谷辰太郎は辭職願出に付二級議員に五人一級議員に四人の議員選出せらる其の結果左の如し

(七七)

高橋 弘	小野熊一	遠藤庄次郎	津田源衛
佐藤武五郎			

(八七)

以上二級
 伊藤重藏 五井伊次郎 柳町静一郎 篠田赫穂
 以上二級

三 歴代の戸長及村長

明治二十七年戸長役場設置せられし以降に於ける歴代の當局者を記せば左の如し

西村忠純	自明治二十七年	上杉米藏	自同二十九年
柳町静一郎	自同三十二年	上杉米藏	自同三十二年
佐藤柳太郎	自同三十三年	進藤正直	自同四十三年十一月
	自同四十二年		自明治四十三年三月

但し明治四十二年十二月より四十四年三月迄村長を欠く此間助役山本彦太之が代理たり

四 現在の部長及部長代理者

庶務の便益を企圖する爲め村區域を十四に區分し各區域に部長及部長代理者各一名を置かる、其氏名を列記すれば左の如し

部名	部長	部長代理者
第一部	桂 猶吉	本田半兵衛
第二部	村田忠正	松本林藏

第三部	千葉秀一	岡田柳功
第四部	林 熊治郎	小畑亭治
第五部	野長瀬正吉	
第六部	北本市三郎	丹 道三
第七部		江口梅三郎
第八部	内田清吉	五井祐吉
第九部	森口宗吉	横山五郎治
第十部	島 牛之助	木村富之助
第十一部	太田金太郎	川上樂治
第十二部	小野熊一	
第十三部	鳥井元吉	
第十四部	篠田赫穂	河村喜三郎

衆議院議員及道會議員選舉資格者

(九七) 本村に於ける各議員選舉有権者は頗る順潮に逐年増加の數字を示すは之れ拓殖の進歩に伴ひ、各自産業の増改利潤を致したるものにして喜ぶべき現象なりとす。

(〇八)

年次	衆議院議員選舉有權者	道會議員選舉有權者
明治三十八年	十四人	六十三人
同三十九年	二十九人	七十二人
同四十年	五十人	九十九人
同四十一年	六十八人	百四十五人
同四十二年	七十八人	百五十四人
同四十三年	八十八人	二百〇三人

交通運輸

交通運輸の便否如何は國家の文野盛衰に關するや大なり、我國鐵道敷設の計畫は慶應三年幕府の中老小笠原壹岐の畫策せる所たり偶々維新の政變に遭遇して計畫畫併に屬したりしも、明治政府の成立するや直ちに計畫を定め民部兼大藏卿伊達宗城大藏大隈重信同少輔伊藤博文氏等之が任に當れり、降て明治五年品川横濱間の營業開始せし以來、官私線を合して既に五千有余哩の延長鐵路を見るに至れり。

由來本道の開發は交通機關たる道路鐵道の敷設完備に若くなきとは識者夙に説ふる處たり、本村を貫通する上川線は去る明治三十一年開通を爲し、今亦留萌港灣に連結すべき所謂留萌鐵道は開通せり豈

に盛ならずや。

深川驛 同驛は明治三十一年七月十六日を以て營業を開始し、當時の驛長は松下余之助氏にして助役傍島開哉氏以下驛員十五名一日の列車運轉六回、旅客賃金二十九圓余貨物賃金約二十三圓にして停車場本屋二十一坪貨物倉庫三十二坪外に給水一ヶ所構内線路延長一哩十二鑽なりしか、爾來附近農村日進月歩の開發に伴ひ旅客乗降及輸出入貨物も逐年増加を明示し、加ふるに去る四十年留萌線工事着手と共に同驛も一大面目を改め、構内線路延長四哩余にして壯麗なる停車場本屋に跨線橋に九十六坪の貨物倉庫に給水所に聯動器取扱所に屹然たる機關庫に其の設備の完然せる北海道舊官線中他に其の比を見ざる驛とはなれり、開業當時より驛長の更迭するもの六回目下驛長以下二十四名の驛員にして一日列車運轉十二回、旅客賃金約百五十圓貨物賃金百七十圓余にして開業以來發達の數字及現在驛員を列記せば左の如し

(一八)

年次	乗客	客貨	貨物	乗客收入	貨物收入	收入合計
三十一年	一八、三六二人		一、三三三圓	四、一五五圓	一、五三三圓	五、六八八圓
三十二年	三九、〇五九		九、〇一七	九、九二〇	一、〇六四圓七	二〇、五八七
三十三年	四四、三〇〇		一、一三四圓	一、一五七圓	一、三九〇圓	二五、八四四
三十四年	三七、六二六		九、三八一	一、二三五圓	一、五九七圓	二七、八二七

年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年
三三、二〇九	三三、五九八	三三、一七五	三六、一〇〇	三二、七六六	五九、九三七	六三、〇〇〇	五八、八一七	
一五、一三三	一一、二二六	九、九六三	一三、三三三	一三、〇三三	一三、九三五	一三、九三三	二二、一九九	
一一、六八〇	一一、一〇九	一三、二八〇	一三、三三三	一〇、七四五	二八、〇七五	三〇、九九九	二七、七四四	
二五、一〇〇	一八、〇四五	一七、四七五	二四、八三五	二五、二二八	二〇、三〇三	二二、一九九	二六、二五一	
三七一、六〇〇	三〇、二五五	三一、七五五	三九、一八七	四八、三七七	五八、三七七	五七、七四三	五三、九九五	

妹脊牛驛 同驛は深川驛を距る四哩五の處あり、之か開始も明治三十一年七月十六日にして空知太
旭川間開通の當時たり、茲に發達の跡を尋ぬる具体的數字を有せずと雖も地方開拓に伴ひ全般の上に
於て累加の統計を示すや勿論なりとす現在に於ける驛長は書記倉田信次郎氏なり。

通信

本村の開拓日甚だ深きに非らざるも通信事業に至りては著しく發達なし、比較的他地方の其れより
も完全の域に進みたるは本村の地勢及位置の然らしむ處たりと雖も、時の當局者及地方有志者が之が
完備を計りたるに依るなり、殊に電話開設の如き多大なる私財を齎出して速成したる等地方通信事業
の爲め誠に喜ぶべき事なりと云ふべし本村に深川及妹脊牛の三等郵便局二個を有せり、今其局の沿革

の概要を記せば左の如し

深川郵便局 同局業務開始年月日を尋ねれば、明治二十九年三月一日通常郵便内國爲替貯金業務を
同年十一月十六日小包郵便を同年十二月十六日電信を三十年十二月二十日外國爲替を、明治四十三年
二月一日電話業務を開始せり而して創立當時の局長は鹽田柁次郎次に拆戸龜太郎、千葉藤吉氏之れに
當り明治四十二年六月廿五日を以て現任東野虎吉氏とはなれり、現今に於ける集配區は市外三區市内
一已集配回數、市内四回市外一回の市街一週の里程二十七里廿八町なりと、電話加入者第一回明治四
十三年二月開始且卅個同年七月五日第二回増設二十個計五十個なり、其特設電話建設に就ては前局長
千葉藤吉の奔走に續に現局長の熱心以て事に當り各自の寄附金千五百圓を集め、遂に其目的を遂行せ
られたるなり現局長は、事務員針生伊庵佐川兼藏佐藤正平後藤清吉富田晋澤井ツツ乾カッノ増洲サダ
にして集配人八名を有せり。

妹脊牛郵便局 同局は明治三十四年十二月二十日の設置に係り、當時は僅に事務員一名遞送集配人
四人なりしも漸次土地發達と共に各種物數 加し、加ふるに同三十七年十一月十五日天鹽國(上川郡
を除く)全部に至る郵便物の繼越を取扱ふ事となれり爲めに取扱事務一時に増加し事務員五人遞送集
配人九名を常置するに至れり遂年長足の發達に伴ひ集配物數は勿論窓口取扱事務を始め、繼越郵便物
數等の増加著しく特に商業其他の取引頻繁にして電信の必要を認め局長を始め有志相計り、寄附を募

(四八)

りて電信用材料購求の費に充て遂に四十年二月二十一日電信事務取扱を開始せり、爾後事務員六人遞
送集配人十一人を常置せり、各種物数は年を重ねるに従ひ益々増加しつゝ、あり左に妹脊牛郵便取扱
に係る各種の累計を掲ぐ以て數年間の増加著しきを知ると同時に、同地方發達如何に長足なりしやを
窺ふに難からざるべきなり、而して局長篠田赫穂氏は開局當時より其局に當り終始一貫せらるは頗る
珍とすべきなり。

旭川區裁判所深川出張所 深川登記所は明治四十年十月一日、瀧川登記所より分割して現在の花園
町七丁目に設置せらる、其處轄區域は深川一己晉江秩父別北龍の五村に亘り設置當時の主任書記は船
木英五郎氏にして本年三月交迭ありて松田善太氏現任せり。

畜産

本村字メム方面は幅員數里に亘る一大原野なるを以て寸礫尺開の開墾法と異り始めより馬力を用ひ、
洋式機械により開拓を爲したるを以て従て之れに要する馬匹の數も創始時代より頗る多數に上れり、
然るに眞の畜産事業に至ては未だ數ふるに充らず、開村當時山室朝行氏が二三頭の養豚を爲したるに
始まり其後農家副業とせる養豚事業は一起一縮の歴史を畫けり、又牡馬飼育者も至て寥々たり然るに
坂井與一氏が卒先斯道の爲め盡瘁せる結果今や飼育者漸次増加の機運に進めり、而して空知外三郡産
牛馬組合深川役員たる坂井與一、植木久次郎、森口宗吉氏等が斯會の爲め努力盡瘁せらるるは頗る多

とすべきなり今昨年末に於ける家畜數を示さば左の如し

牛	牝	十	一	頭	牡	三	頭
馬	牝	百	十六	頭	牡	四百	五十
豚	牝	百	四十	頭	牡	六	十

土功水利

本村は地味膏腴にして收穫頗る豊乎たりしも、遂年奪略的農業を持續したる結果近時著しく地方減耗
し從來畑地として經營せし收穫高は毎年多少の差異ありと雖ども、一反歩平均八圓乃至六圓にして之
れ本道一般より見るときは普通以上の成績たり、然るに遂年物價騰貴諸税の増加著しく之れを収入よ
り差引に於ては殆んど剩餘あるを見ず、故に根本的に農業状態を、更し作物の増收を謀り生産基礎の
確實を期するは水田事業に若くなし、殊に水田は高山熱帶地を以て適切とし上川郡及雨龍郡は最も好
適地と稱せり、而して上川郡地方の諸村は現に一反歩收穫平均二石五斗此價格三十圓を示せるを以て
益々水田開發を熱望するに至れり。

(五八)

茲に於て本村は遂に北海道廳に申請し灌漑溝の實地設計を受けたるに、工費約三十余万円を以て完成
し得べきを示されたるを以て發起人等は北海道土功組合法に依り、深川土功組合を設立し以て素志の
貫徹を企圖し明治四十二年三月十五日創立總會を開き、組合内全部同意の下に終に本組合設立の認可

(六八)

を見るに至れり。

本組合區域は一己村の一部及深川村一圓にして此の見込反別四千町歩なり、之が完成の曉に於ける收穫高を計算するに一反歩二石一斗、此價格二十五圓二十錢として八万四千石價格一百万圓を超過すべく之れを從來の畑作收穫に比し一躍四倍の増收穫を見るに至るべし。
要之本組合事業の完否は實に組合民命の繫る處にして、一日も等閑に附すべからざる本村死活の問題なり。

是より先き本組合創立の爲め終始熱心に盡瘁せられしは發起人として東武、内田源、青木利一、柳町静一郎、篠田赫穂、谷口繁信、村田忠正、西熊太郎、千葉藤吉、植田重太郎、佐藤政三、青地初三郎、川島與三吉、土屋鍋次郎、佐伯藤市、桑島仲太郎の諸氏にして外に創立委員として佐藤樹太郎氏に當り猶ほ發起人總人としては青木利一氏之を擔當したり。

村 財 政

本村は僅々十五年間に於て戸長制度より、二級町村制に二級より一級町村制度に進みたる新進氣鋭の町村なれば村經濟の膨脹も亦止むを得ざるの趨勢なりとす、而して明治四十年一級町村制實施當時までは村經濟の大部分を占むる教育費は各部落毎に獨立會計たりしも、時の村長佐藤樹太郎氏は制度變遷の好機に乘じ其の弊風を一掃して共通經濟となせり、今明治三十三年度以降に於ける歳入歳出額を

列記すれば左の如し

明治三十三年度	四、三〇九、四一四
同 三十四年度	五、六九三、二三五
同 三十五年度	五、一四三、七一八
同 三十六年度	六、三四九、九〇七
同 三十七年度	七、九六二、六八一
同 三十八年度	一〇、八〇四、〇五七
同 三十九年度	一一、〇四〇、〇五九
同 四十年度	一一、三七五、二〇二
同 四十一年度	一九、六〇三、九六九
同 四十二年度	一七、四三九、七四九

以上は決算額を表示せり

深川村明治四十三年度歳入歳出豫算表

(七八)

科 目	金 額	附 記
歳 入		

(八八)

使用料及手数料	二八五、〇〇〇	墓地使用料、督促手数料、各種證明手数料
雑収入	九〇九、五〇〇	小學校授業料其他
地方費補助	三、二〇〇、六六〇	衛生費、土木費補助金
國庫及交付金	四八〇、〇〇〇	國稅、地方稅徵收額百分の四
地方稅交付金	五、四四〇、〇〇〇	土木費交付金
村稅	一九、二九二、六六六	所得稅割、國稅營業稅割、地方稅營業稅割
合計	二九、六〇七、八二六	同雜種稅割、反別割、戶別割
歲出		
經常部		
役場費	四、六〇二、九五〇	
會議費	二二二、〇〇〇	
土木費	八五〇、〇〇〇	
教育費	七、九四三、四〇〇	
衛生費	一九二、〇〇〇	
附記		

(九八)

警備費	三七三、〇八〇	
勸業費	四一六、〇〇〇	
諸稅及負擔	一一、一四〇	
基本財産	五九〇、〇〇〇	
特別會計繰入金	一、二五四、四〇〇	
雜支出	三九三、九五九	
豫備費	一六、八三八、九二九	
合計		
臨時部		
科目	金額	附記
教育費	一、九六八、八九七	
土木費	一〇、八〇〇、〇〇〇	
合計	一二、七六八、八九七	
通計	二九、六〇七、八二六	

之を前年度に比し頗る多額に上れるは、一は本年三月妹脊牛小學校の不幸祝融の災に罹りたる復舊工事費の計上したるあり、一は本村幹線道路の完成を期すべく多額の土木費を豫定したるに因る。

教育

本村現在に於ける學校は尋常高等校一尋常校三教育所一を有し、殆んど國民普通教育の普及に遺憾なきに在り而して深川校は明治二十九年に、菊水校は二十八年私立より三十三年公立に、妹脊牛校三十三年に、大鳳校は三十五年に、小勝教育所三十六年に孰れも設立せられたり、各學校設立は部落移民甚だ僅少なる時代より既に多大なる經費を醸出して、子弟教育に努めしものなるを以て學校創始の年次及沿革は其の部落の開拓を察するの有力なる証左たり今各學校の沿革を記せば左の如し

菊水尋常高等小學校

本校は深川村字芽生にあり土地高燥にして水清く風光閑雅なる形勝の位置を占む、明治二十八年九月私立學校として設立され松田源重氏之が教師たりしが、明治三十三年に到りて公立認可となり落合幾次郎氏校長たり三十八年、更に高等科を併置して現今に到る校舎は四十一年七月増築せるものにして約三百卅坪の建物なりと雖、二十九年の増築及三十七年の改築を経て漸く擴大されたるものなり目下児童數三百四十名職員は學校長小山内東氏の外齊藤慶男、和田恒、松村正一、小澤富祐、菅信一、佐藤綾の諸氏に依て組織せらる。

因云 日露の役旅順二〇三高地に於て戦死したる陸軍伍長塚野宇佐八氏は、實に本校第三代の校長なりき、又本校は私立時代もありしこと、故從二位菊亭侯爵及現代議士東武氏の盡

されたるどころ頗る多しと。

深川尋常小學校

深川尋常小學校はもと雨龍尋常小學校と稱し、市街地十六番地なる一小家屋を借用して教育所を開設したるに始まる實に明治二十九年十二月五日の創立なり、當時深川は草深き荒野にして茅屋点々たるの有様なりしかば就學児童も僅かに二十余名に過ぎざりき、之を單級として編成し森脇林之丞氏教鞭を取りたり爾來星霜を経ること十有五年、校は幾多の變遷を経て現在校地二千六百六十坪校舎三百六十七坪を有し、児童四百八十名を收容するに至れり而して目下御眞影奉置所及高等科再設置の計畫あり以下沿革の概要を表記すべし。

沿革一覽表 其一

年度	經常費	卒業	在籍	學級	沿革設備の概況
明治廿九年度	不明	0	25	1	一創立明治二十九年十二月五日校名、雨龍尋常小學校機腰掛なきを以て児童は座居とす
同三十年	一〇、五〇	4	30	1	六月校舎五十六坪新築此費用七百七十圓
同三十一年	四三、五〇	3	40	1	六月校舎内模様替をなし机新調座居を廢す九月水害を爲校具の一部流失す此時校舎を避難所に充つ常直室炊事場五坪増築す六月十六日勅語贈本拜戴す
同三十二年	六〇〇、〇〇〇	7	47	1	

(二九)

同三十三年度	六〇〇,〇〇〇	八	一〇六	二	二校名を深川尋常小學校と改稱す
同三十四年度	六三〇,〇〇〇	三	一三三	二	五月皇太子殿下御慶事紀念樹を植付く
同三十五年度	六四〇,〇〇〇	四	一四〇	二	唱歌裁縫の二科加設此年九月水害ありたるも書
同三十六年度	六七〇,〇〇〇	三	一四〇	二	をを受けず
同三十七年度	六八〇,〇〇〇	六	一五九	二	羽亭侯爵より校地二千六百六十坪寄附せらる、中
同三十八年度	六八〇,〇〇〇	四	一五九	三	島に於て常學校田地七町一反七畝二歩を得
同三十九年度	八〇〇,〇〇〇	五	一八二	三	通學區域は市街のみなりしに前年度よりメオ十
同四十年年度	一五〇,〇〇〇	六	一八八	三	號線迄と改む此年尋常科の授業料を廢す
同四十一年年度	二三三,〇〇〇	九	二四六	三	羽亭侯爵寄附の現校地に移轉す此年三十六坪増
同四十二年年度	二五〇,〇〇〇	七	二四四	三	築し七月水害ありしも被害なし
同四十三年度	二五〇,〇〇〇	七	二四四	三	紀念植樹として校地の周圍に落葉松を植付く
				三	修業年限三ヶ年の高等科併置、寄附金千三百余
				四	圓を投じて教室其他百七十五坪二合五勺を増築す
				六	四ヶ年修業の高等科併置
				六	高等科併置を廢止せられ尋常科のみとなる
				七	義務教育延長のため校舍狹隘となり千五百余圓
				七	を以て九十五坪余を増築し七月落成す
				八	現校舍坪數三百六十七坪七合五勺
				八	在籍兒童數及學級數は十月現在を示す

妹脊牛尋常小學校

一、沿革之概要

當校は明治三十三年に開設せるに始まり、同年十一月勅語謄本を下賜せらる四十年四月よりは高等科を併置せしが四十一年五月同科を廢止し爾來今日に及び、然るに其間四十三年三月失火燒失の不幸

に陥りしを以て當分妹脊牛市街地舊郵便局跡に假職員室を置き、妹脊牛劇場外二ヶ所の倉庫を教室に宛て三部に分ちて教授せしが同年八月十四日新築校舍の落成を告ぐるに及び現在の校舍に移轉せり、其間故森源三氏は非常の同情を以て當校にのすまれ盡力せられたること實に多大なりき。新舊兩校舍の沿革の要領を擧ぐれば

(1) 舊 校 舎

舊校舍は明治三十三年一月落成を告げ、總坪數七十二坪なりしが三十八年四十一年の兩度の増築の分百五十坪を加へて二百二十四坪、新築に要せし經費は不明なるも兩度の増築費は二千二百九十四圓餘

(2) 新 校 舎

新校舍は四十三年五月二十二日より建築に着手し、八月十四日落成を告げ同月二十二日監督官廳の検査終了總坪數は二百〇六坪二合五勺、總經費二千九百四十四圓餘

管理者は進藤正直氏にして直接建築委員の勞に當られたるは篠田赫穂、伊藤重藏の兩氏内部の備品中仕切其の他に奔走の勞をとられたるは學務委員柳町靜一郎氏建築受負者は小田周助氏なりき。

二、創立以來の校長氏名

(三九)

在 職 期 間

資 格

姓

名

(四九)

自明治三十三年一月	小學校本科正教員	藤村鶴吉
自三十三年三月	同前	菊池豊藏
自三十三年四月	同前	松本喜人
自三十三年五月	同前	
至現		

三、學級編制

明治三十二年度	單級編制	
同三十四年度	二學級編制	
但第一學級四	一學年 第二學級二 三學年	
同三十八年度	四學級編制	一學年と四學年とは二部教授
但第一學級	一學年、四學年	第二學級 二學年
第三學級	三學年	
同四十年	五學級編制	高等二二年と尋二年とは二部教授
但第二、三學級	高等二二學年 尋常二二學年	但一二學級を合級とし尋二學年甲乙二部教授とす
第三學級	尋常一學年	
第四學級	尋常三學年 第五學級	四學年
同四十三年度		

(五九)

學級	學年	兒童數	計	教室坪數	資格	姓名
1	壹學年	四	七	二十坪	訓導	高山喜一郎
2	貳學年	五	四	二十坪	準訓導	平林マツ
3	參學年	三	五	二十坪	訓導	松本喜人
4	四學年	三	四	十四坪	代用教員	浦典久
5	共學年	三〇	三	二十坪	訓導	矢口次郎

四、設置及通學區域

年度別	設置區域	通學區域
三十二年	雨龍郡深川村	字メム三號線より妹脊牛を經て西端下メム下六號に至る東西一里四丁北字太風境として南石狩川に至る南北三十二丁
三十六年	深川字メム三號線道路より以西雨龍橋に至り又字千秋農場より南石狩川に至る全部以後今日に至るまで異動なし	

大鳳尋常小學校

位置 字下芽生三百三十八番地に在り雨龍、街道の北方約十町雨龍川の畔に位し妹脊牛市街を距る二

(六九)

里余なり。

創立及其以前の教育 去三十一年頃より小野省三氏大西勇氏其他二三名保護者連の依頼により児童教育に従事せしことありしも何れも永續せざりしもの、如く、記録の微すべきもの存せず三十五年二月二十日大鳳簡易教育所開校三十七年四月五日廢止同月十六日更に大鳳尋常小學校の開校式を挙げたり。設備 教育所の校地及校舎は三十四年七月農場主峰須賀侯爵字大鳳第六號地一千坪を相し總建坪四十五坪餘を建築して寄附したるものなるが、三十七年四月現今の地に、移轉し尋常小學校の組織に改めたり此後増築をなし現在校舎は八十八坪七合五勺なり。

四十年十二月保護者小野熊一、細谷茂八外百十四名山葉風琴十一號形及圖書等價格百三十八圓六十錢を寄附したり、勅語謄本は四十二年十月二十五日下賜せられたり。

編制及児童數 三十七年までは單級制なりき、児童數は教育所創立當時三十一名尋常小學校當時は五十六名なり、三十八年度より二學級とし二部教授をなし三十九年度より職員二人となり四十年度は補習科を置き毎週十二時間授業せり、四十一年度に第五學年四十二年度より第六學年を置きたり四十三年度児童數百二十二名を二個學級に編成せり。

出席歩合 八〇、〇〇乃至八六、〇〇にして甚だ成績不良なり農繁期には缺席兒多し。

卒業生 教育所卒業生男五女二計七名尋常小學校卒業生は男四十二女二十八計七十名なり。

職員 大鳳簡易教育所訓導兼校長小久保豊七氏卅五年三月十三日より卅七年四月五日まで在職大鳳尋常小學校訓導兼校長堀田與平氏は卅七年四月一日より卅九年五月六日まで在職、代用教員渡邊要作氏は三十九年五月三日より十月二十五日まで在職せり、現在訓導兼校長桑原義彦氏にして三十九年十月十八日就職六級上俸年功加俸年額二十四圓三十七八年戰役の功に依り勲八等を有す、准訓導西川ミサヲ嬢は四十二年三月三十一日就職三級上俸なり、歌志内に於て道廳開催の准教員講習所の出身なり代用教員桑原キヌ嬢は四十三年四月七日就職師範學校内に於て、北海道教育會開催の准教員講習所を出で准教員免許狀を有す。

學務委員 小野幾太郎氏三十五年三月より三十七年三月まで在職近藤重吉氏三十七年四月より三十九年三月まで在職、細谷茂八氏三十九年四月就職四十年四月一級町村制施行により資格消滅退職せしも其後引續き世話役として學務委員の職務を執り現に多大の盡力をなし居れり。

經濟 四十三年度經常費九百七圓七十一錢

特別施設 毎年十一月より翌年三月まで卒業生及青年のため夜學會開催卒業生女見のために裁縫を教授せり。

農 事

(七九)

本村農耕地は現在約六千町歩にして、殆んど畑耕作地なり深川土功組合の事業完成の曉に於ては悉く

(八九)

稻田と變するは必然たり、之が耕作法は開發當時より殆んど馬耕に依りしものにして他方面の其れよりも著しく進歩せし跡あり之れ地形土質の然らしむるに依る論なきも、華族農場の米國式大農法の範に則りし結果なりとす、現在に於ける生産物としては夏作に於ては蕎麥秋作に於ては小豆なりとす近年陸軍省に供給すべき蕎麥も著しく増加せり、今茲に生産力の概要及び増加率を窺ふため明治三十五年及四十二年の生産額を列記せば左の如し

明治三十五年生産額調

名	稱	數	量	價	格
大	麥	110,000		600,000	
小	麥	20,000		1,500,000	
裸	麥	30,000		5,500,000	
燕	麥	2,230,000		7,230,000	
大	豆	68,000		5,008,000	
小	豆	7,950,000		6,257,000	
蕎	麥	8,950,000		7,950,000	
草	麥	60,000		1,000,000	

馬鈴薯 八,330,000

四,230,000

明治四十二年生産額調

(九九)

名	稱	數	量	價	額
米	麥	300,000		3,000,000	
大	麥	100,000		1,100,000	
小	麥	120,000		1,200,000	
裸	麥	1,350,000		8,510,000	
燕	麥	6,250,000		28,375,000	
大	豆	300,000		3,150,000	
小	豆	10,650,000		85,550,000	
蕎	麥	4,150,000		3,240,000	
牧	草	108,800,000		7,950,000	
馬	鈴薯	35,000,000		3,260,000	
其	他	35,000,000		80,000,000	

(〇〇-)

一、他町村民にして本村に土地を所有する者

人員 五十四人

反別 三千六百四十一町歩

一、地主及小作人

土地所有者總人員 四百三十六人

十町歩以上の所有者 五十八人

五十町歩以上の所有者 十四人

自作戸數 百八十戸

小作戸數 四百三十七戸

自作兼自作戸數 四十一戸

宗 教

抑も本道に移民あれば布教者あり、部落成れば説法所成る乃ち本道未開地の開拓に伴ひ宗教家は率先以て精神界の開拓に努めり、彼の頑迷不靈の徒をして遷善せしめ亦移民をして土着の心を鞏固ならしむる上に於ても偉大なる力ありといふべし、本村開村と同時に既に説教所あり爾來人口の増加に従ひ益々其の數を増し説教所は寺院となり多々益々其の數を加へんとす、今本村に於ける主なる神社寺

院講義所の創立起原を記し以て参考に資すべし。

芽生神社 同社は明治卅三年東武上杉米藏浦典相植田正明中井哲太郎千葉藤吉更谷辰次郎北本鶴其他有志の建築にかゝり出雲大社大國主大神熊野家都御子大神金刀比羅大神の御分靈を祭り、例祭としては九月九日十日之を執行せり目下社掌は浦音吉氏なり、同社の北に菊水尋常高等小學校あり東に競馬場あり位置稍高く神殿甚だ大ならずと雖もいと莊嚴たり、殊に十津川百戸團開拓記念碑あり又今次設立せる菊亭修季侯爵の開拓記念碑を加ふ、寔に錦上更に花を添ゆるの觀あり而かも同碑の篆額は正二位勳一等侯爵西園寺公望閣下の自筆にして碑文は東宮侍講正四位勳三等文學博士三島毅先生之れが書は正五位日下部東作先生たり、然して建立者は森源三東武青木利一氏及百戸團体其他の有志にして工事世話人は村田忠正氏なり、同社庭前の松は明治四十三年九月二十二日眞宗出雲路派管長臺下の御手植にかゝる等他に類例を見ざる由緒ある社にして本村に於ける社格公稱の嚆矢たり。

(-〇-)

深川神社 同社は花園町三丁目南に在りて市街地の雜踏を離るゝ稍々遠く位置高燥にして清閑の境たり、同社敷地七百二十坪は菊亭修季侯の御寄附にして明治四十二年八月茲に建立せられたり時の世話人は中川福男松野源治宇野伊與門の諸氏なり、現今の社掌は浦音吉氏なり、又堀江頼信佐藤政三上中福男加藤乙四郎氏等發起の下に明治四十三年九月同社庭内に國艱殉士の英魂を祭るべく、壯大なる英魂碑は建設せられたり、是れより先き明治二十九年八月深川市街地は人煙稀少僅に商家點々二十戸内

(二〇一)

外たるの時に當り崇敬すべき神社は今の仲町五丁目邊に設立せられたり、この世話人は上中福男氏を始め東武上杉米藏瀧口専之助北倉文五郎氏なり、降て三十二年他に地を下し轉社せしも遂に今日の位置とはなれり。

妹脊牛神社 妹脊牛市街地喬木樹立する邊は乃ち同社なり明治三十年森源三植田正明氏其の他有志の建設にかゝり、官幣大社札幌神社の御分靈を祭り例祭として九月十五十六日盛大なる典式は施行せられつゝあり現時の社掌は浦音吉氏なり。

眞宗大谷派澄心寺 當深川市街地に莊嚴稀に見る一大建物あり是れ仲町九丁目にある眞宗大谷派澄心寺なりとす。

同寺は明治二十七年五月本山本願寺の直接創始にかゝり、而かも敷地四百坪及本堂建築材料は菊亭修季侯爵の寄附になり實に由緒ある寺院なりとす又實に本村に於ける寺院創立嚆矢たり、當時茫漠たる草野人煙稀少なる間にありて、住職圓淨澄心氏は一意専心布教に努力せりために地方移民の増加に伴ひ歸依する檀家頗る多く又其區域も一己晉江秩父別に涉り甚だ廣大なり、斯くの如き隆盛を致したるは住職圓淨氏の努力に依る勿論なりと雖も佐藤政三、津田源衛氏等が總代人として最も盡瘁せるに依る、同寺は婦徳涵養の目的を以て設置せられたる婦人法話會支部たり同會は地方婦人社會の爲め羅針盤として益々隆盛の域に進みつゝあり、同會幹事は圓淨くに佐藤つね宇野たけ玄番うり津田ふと福士

とよの諸婦なりとす。

雨龍山本成寺 此寺は眞宗出雲路派本山毫攝寺の末寺にして本村森元町九丁目にあり其創立は明治卅一年四月中該派布教師平通方氏北海道開教使として來深し、爾來有縁の信徒と協議の結果今の仲町通四丁目に於て説教所を設立出願せしに同年六月九日教所公稱の認可を得、同三十三年六月中現在地へ移轉すると共に建物を増築して五十余坪に堂宇となし、隨て基本財産等完備せしを以て翌三十四年一月二十四日本成寺と公稱の許可を受く、同三十七八の兩年に於て現在の本堂及庫裡を新築し聞法等に遺憾なからしむることを得たり、茲に於て本年九月二十日二十一日の兩日を卜し大法主親下の御親修を仰ぎ宗祖眞大師六百五十年の御遠忌引上會を執行したり、寺格は本山より特旨を以て内陣本座地を給ふ、該寺は檀徒小教なりと雖も益々隆盛の域に進みつゝあるは同寺住職平通方氏が熱心以て布教に努められしに因る、又該寺には去る三十三年以來婦徳發揚の主旨を以て女人講といへるを結び毎月一回會日を定め精神修養談をなしつゝありと。

(三〇一)

白雲山教澄寺 同寺は眞宗本派本願寺に屬し總檀二百餘戸を有し寺格は堂班本座一等地にして住職は山見見澄なり、明治二十九年七月現住職の山見見澄師は本山の命を受け北海道開教使として來深し仲町に説教所を設置し、有縁の信徒を結び以て阿講法義の宣傳を開き三十年進んで現在地を下し本堂庫裡を合して九十余坪の建築を完成し、三十二年一月に至り説教所の認可を得たるも當時に於ける開教

法務の至難は何れの寺院にも等しく経験したる事實なるも、特に同寺の如きは一府の難路を経しものと云ふべし。

斯くの如くにして基礎愈々鞏固なるに及んで三十七年十月始めて寺號公稱の許可を得たり、明治四十年九月法主光瑞親下の親教を仰ぐと共に眞宗婦人會の發會式を舉行し、以て特殊布教の新方法を開拓し百余名の會員は將來有力なる婦徳涵養の一教團ならんとす、其他一般的布教に至りては本派北海道寺務出張長の指揮に従ひ布教員と協力して熱心布教に力めつつあり。

今や六千圓の巨額を投じて更に本堂を再建すべく檀徒總代辰繁助市、東野虎吉、坪田留吉、藤見嘉六赤井清右衛門等を始め重なる檀徒等任職と設計協定中なり。

曹洞宗正法山大龍寺 同寺は深川仲町にあり開基は現住職梅澤大航和尚なり明治二十九年三月美濃國郡上郡曹洞宗組合寺院の推撰により此地に開教場を私設し、獨力布教傳道の結果檀信益法を重し漸次其數を加へり、降て明治三十六年九月十五日を以て、寺號を大龍寺と公稱するの許可を得たり、雲集する篤信の行者常に滿堂して漸く狹隘を告げ、四十年三月本堂新築の機運に至り翌四十一年十一月上棟入佛の式を舉行せり、往昔釋尊は一莖草を以て大伽藍を建立し一微塵裡に入りて說法せる勝蹟ありと今や曠渺なる雨龍原頭に於て宏大にして壯麗なる大堂宇を見る、實に教界に一新面目を加へたりといふべし、近來和尚梅澤氏は宗祖承陽大師の徳風を宣揚せんとして吉祥講を結び又社會教育に貢獻せん

爲めに深川佛敎婦人會なるものを設立し、毎日曜日を利用して一般子女の爲めに生花茶の湯禮法の敎授に努めつゝあり。

石狩山眞言寺 眞言寺は深川花園町にあり同寺の開基は明治三十四年六月時の布敎師安西亮船氏地方有志本田君平氏が東奔西走師依者を説き茲に眞言寺なる一説敎所を創始したるに始る、偶々日露戰役に當り、安西師は兵役に召集せられ其後任として栗原英靜なるもの來山したるも一時非常なる衰頹に陥り、而して三十九年現住職資延行晃僧都香川縣より轉山し同寺の衰頹を深く歎き殆んど寢食を忘れ布教に盡瘁したる結果今日の隆盛を見るに至れり、同寺は四十年十一月創立願翌四十一年十月雨龍郡に於ける本宗第一次の公稱認可を得たる處なり、總代人は武田恒四郎氏にして世話人四十余名あり主なる檀徒は堀江頼信、山田正太郎氏等にして檀徒數五百以上を算す猶ほ目下大伽藍の建立計畫中なれば不日莊嚴なる堂宇を見るや必せり。

淨土宗西山派説敎所 同所管理者祖父江性温氏は京都府紀伊郡安樂寺住職たりしが本道布教に志し去る明治三十二年九月一己村一己五丁目に假り説敎所を設け大に布教に勉めり、降て三十六年九月地を本村字々七番地に下し更に説敎所を開始せり、爾來日に月に信徒益々増加するの盛運に至れるを以て寺號公稱の出願準備中なりと。

日本聖公會深川講義所 本講義所は日本聖公會北海道地方部に屬する傳道説敎所にして明治三十二年

(六〇一)

五月十四日傳道士大沼敬三郎氏に依り開設せられ、同年九月二十五日始めて公然設立の許可を得たり爾來歲を閱する十有二年此間傳道士の更代するもの大沼敬三郎、本間彌門、今井四郎、太山田安間、遠藤義三の五氏受洗加入するもの六十三名本講義所は深川市街地警察通りにあるもの乃ち之れなり。天理教南海大教會雨龍支會 明治卅二年天理教雨龍出張所として初て本村字メムに設立せられたり而して四十二年天理教一派獨立の許可と共に現在の支教會とはなれり、現會長西垣家喜氏の下に理事三名、承事十三名其他教導の職にあるもの六十余名信徒の數約一万人、其他管轄區域は瀬川、新十津川、砂川、奈井江、札幌、小樽、俱知安、余市、秩父別、旭川、美瑛、富良野、帶廣、名寄、北見等に涉り各地共に宣教師を派遣し専念布教に従事せしめつゝあり、本教會所屬の布教所に於て既に公認を得たるもの前記各所を通じて五ヶ所所請願準備中のもの四ヶ所あり、而して本教會特種事業として認むべきものは戊申詔書の趣旨に基き、本教會の信徒にして農業に従事せるものはその耕作反則の一部を割いて毎朝早起して是れを耕作し以て得たる收益の一部は慈善公共の資に充て他の一部を以て植林事業を經營し、永遠堅固なる國家公共の資に供せん計畫にて昨年よりこれが實行に着手せり、例祭として毎月六日は説教十八日は祭式及び神樂舞奏をなし、兩日に各信徒を教會に集め祈禱講演等をす尙一月十八日十月十八日には大祭を執行す、敷地一町歩教堂及附屬建物有し若實に布教に努めつゝあり。

旭川町勢一斑

一、沿革

旭川町の區劃設定せられしは實に明治廿三年にして之が貸付處分を爲せしは廿四年なりき、今其の沿革を記せんと欲せば先づ其の以前に遡り又其關係山村の發達進歩を略叙せらるべからず、是れ其町勢今日の繁盛を來せしは其の動機となり關係となる主因を知るの必要あればなり、抑も上川郡の名稱は明治二年八月蝦夷を改めて北海道と稱し、分ちて十一國八十六郡を設置せられしが如し當時居住の土人は十三百〇五人なりと謂ふ。

抑内地人の始めて本郡に足跡を留めたるは、石狩場所の運上屋村山傳太夫の通詞龜石熊五郎と稱する者是なり、龜石は維新前後より數次本郡に往返して毎に土人より獸皮鹿角等を徵發して歸りしと云ふ之に繼て來りしものは鈴木龜藏にして、鈴木は明治五六年の交土人と貿易を營む目的を以て單身此地に來りしものなり、現に同人の語る所に依れば當時運上屋の遺物として存せしもの今の神居村字美瑛町に板庫一棟ありしが兩三年を経て野火の爲めに焼失したりと鈴木の始めて本郡に來るや、當初兩三年間は毎歲各所の土人の家に寓し米酒煙草等を以て獸皮鱈鱒等と交換して持ち歸り、明治十年の頃今の俗稱龜吉島に茅屋を結ひ茲に始めて永住の計をなしたりと云、聞く當時土人生計の状態たる春秋二

(七〇一)

(八〇—)

期は悉く石狩川口に降りて漁業に従来し、冬期に至れば再び舉て本郡に來り獵業に従事したりと鈴木前後して本郡に往來したるものに玉川慶吉と謂ふものあり、同人は石狩村の戸長たりしを以て土人の戸口調査等の爲めに來りしものなるべし。

又之れと同時に本郡に來り此の地の状況地形等を分明に識得し得べき一生面を開きたるものは、開拓使より派遣せる測量師の一行即ち是れなり、北海道志の記する所に依るに

明治六年三月雇測量師米人慈恩率須和須遜に命じて三角法を以て全道を測量せしむ、五等出仕荒井郁之助之れに従事す和須遜補助手一名及三角測量機械を米國に求めんとを請ふ、之を允す五月荒井郁之助等石狩川上流に相し基線を建てんとす得ずして歸る、和須遜更に膽振國勇拂川の二所を相し標索及石柱を建つ十八日補助手米國海軍大尉惠平、惠須、泥、札幌に至る唯測量器械未だ至らざるを以て暫く西海岸小樽岩内より長萬部噴火灣を測量し、八月三日函館に達し遂に石狩川及其の支流を測る是歳九等出仕福士成豊函館地方沿海を隔り長萬部より歌棄に至る、七年四月十九日和須遜陸軍省に轉任す泥に命じて専ら其事に任せしめ、郁之助以下従事する初めの如し六月補助各員を部署し一は十三等出仕野津房迪之れを率ひ竹村義晴之れに佐たり、千歳十勝の二川及び各其支流を測り石狩川水源に至り流に沿て下り愛別河口に達し和須遜測定の線に接せしむ云々、
又明治九年米人來曼氏の黒田開拓使長官に呈せる地質總論中鴨居古澤石鷹の紀事あり、又其添圖に

の依れば六年より八年に至る間に於て石狩川の本流に沿て巡回せし旨を紀せしは是れなり。

是より數歳を経て十六七年の交福士成豊氏等の一行約七人本郡の測量に従事せしことあり、爾後福士氏は神居古澤又は近文神樂岡等の高丘に上り數次往復して測量をなしたりと云ふ。

上來叙述する所に依り、其地人又は土人の交通を始め足跡を印したる由縁及上川郡の世に紹介せらるゝの曙光は畧は之れを窺ふを得たり、是より愈上川郡の開発の緒に就たる其の發端を叙するあらんとす。

(九〇—)

抑も明治十六年九月十七日幌内手宮開官設鐵道竣工せるを以て開通式を執行せり、於此明治十八年八月岩村司法太輔屯田兵本部長永山少將及農商務大書記長谷部辰連、札幌縣大書記官佐藤秀顯等の諸氏上川郡を探討す屯田兵大尉林昌介氏技手福士成豊氏外隨行員數名之に従ふ、蓋し福士技助は數次上川郡を探討せしを以て一行の先導者たり、當時市來尻より以北は總て道路なし故に一行は土人の列造せる丸木舟に乗り露宿具及糧食を齎らし廿日幌内川より石狩川の源流に溯る同夜樺戸に宿す、廿一日樺戸を發してよりは全く宿するの家なく廿二日原野に露宿して廿七日漸く上川に達し、近文山に登れり廿二日より此日まで一行の辛酸は言ふ計りなく或は大雨に逢ふて滿身を濡し、或は斷岩を攀ち荆棘を踐み或は又急湍劇流に掉して刳舟の轉覆せんとする數々なりきと云ふ、近文山は河を距る十餘町山嶺より一望すれば上川の原野は豁如として脚下に開く、東に『ラプタタック』の高嶺峨然として半空に聳

へ連五十勝の諸峰を控へ西は天城國の諸山に掩はれ、東西約四里南北約七里平坦たる一大原野なり石狩川の雄流は郡中を貫通し勝景優絶亦上國の形を爲し、宛も山城國の形趣を具ふ一行は茲に始めて其目的を達し歸途に就きたりと云ふ今日の發達は大に此に因せざるを得んや。

一行の札幌に歸るや一夕借樂園に宴し上川行勞を慰す衆曰く、上川も探險する吾人を以て始めとす宜しく一碑を近文山に建て以て紀念とすべしと、乃ち岩村大輔文を遣し建碑は札幌縣屬白野夏雲に囑し翌年之れを竣功すと云ふ其文に曰く。

明治十八年八月岩村通俊、永山武四郎長谷部辰連佐藤秀顯等各以其官事登此山則山河開原野廣大實有天府之富他年大道如砥都府已成相與再登舉杯酣飲以誌今日也乃相謀建碑以遺之後云。

十九年五月上川農事試驗場を忠別太に置き、穀菽類を試作す面積約一町歩北海道廳技手森啓藏場主と爲り助手三人と共に之れに従事す。

此年空知郡市來知より上川郡忠別太まで約二十二里間の假道を開く、其設計馬蹄の通するを度とし支障木篠を伐採し草を刈除し剗木を以て橋を架す、俗に所謂る笹刈り道路なるものは是れなり故に字内大部より現今の神居古澤驛に至る、約一里間字春志内より字伊納に至る約二里間は峻嶮にして徒歩せざるべからず、頗る難路なり然れども之れ上川道路の通じたる始めとす。

二十年五月樺戸監獄署派出所を字忠別太に置き、農事試驗場を同派出所に屬せしめ以て囚徒食用の菜

蔬穀菽を耕作せしめ傍ら試験を兼ねしむ、依て試験場の名稱を廢す。

同年空知太音江法華神居古澤に樺戸集治監派出所を設け、囚徒を使役して道路改築に従事し樺戸監獄署典獄安村治孝之れを董督す、其の改築の道路は空知太音江法華間にして音江法華忠別太間は前年開きたる假道を修繕するに止めたり。

(一一一)
二十一年七月二十九日陸軍次官桂中將札幌を發して上川に向ふ、隨行は陸軍少佐荒城重雄樺戸監獄署典獄安村治孝北海道廳技手高畑利宜等なり、此行上川の一大原野を開發せんとするの目的にして其の第一着手として此地に屯田兵を移し、逐年殖民を圖らんとするの計畫に出でたるが如し是れ遂に屯田本部長永山少將朝命を帶び、歐米諸國及清國西北利亞等を回覽し拓地殖民の實況と露國哈薩克兵編制給發の方法等を觀察し、我北海道の開拓を圖るの參考として復命したる結果に由ると云ふ當時氣車は小樽手宮より峰延に達し、峯延より市來知迄道路開通すと雖も市來知空知太間は交通の便なく次官一行は輕裝孤鞍荆棘を披き密林を排し假道を踏み漸くにして空知太に達し、樺戸監獄署臨時出張所に泊す市來知より「パイ」に至る、假道は丘巒交々連立し或は上り或は下る羊腸たる山徑なり人呼んで九十九谷と稱す、次官は沿道屯田移住の地を検して他日の參考に供せしと云ふ是れより進んで音江法華神居古澤等を経山に登り谷を越へ上川原野に出で上川測候所假事務所に泊す、蓋し該測候所は本年七月一日を以て開始す建物は元樺戸監獄署派出所を以て之れに充て、北海道廳技手水科七三郎雇坂入

(二一)

菊太郎豊藏參吾氣象觀測の事務に従ふ、八月一日次官一行亦近文山に登り上川原野を觀望す此山高さ四百尺に過ぎずと雖も上川の大部を下瞰して地形の大勢を知るを得ればなり、此時既に次官は此地に大兵團を置くの期圖ありしが如し、此年空知太音江法華間の道路開鑿工事を繼續して忠別太造の工事に着手し、明年十一月全く竣成す此に於て神居古潭以東の嶮路に依らずして稍交通の便を得たるに至れりと云ふ當時附近に住せし者は土人を除き、唯だ豊藏參吾鈴木龜吉安藤彦七の三名なりしのみと廿一年上川郡忠別(今の旭川町)より北見網走に至る道路五十七里餘の開鑿に着手す、忠別より伊香牛迄は囚徒を便役して直營工事とし伊香牛より國境迄は請負人に命じ、又國境網走間は釧路監獄署の囚徒を便役して直營工事とす、此年十一月を以て竣成す此工費四万七千三百九圓なりと云四日屯田兵大尉柄内源吉氏北海道廳技手佐藤勇氏上川原野の調査を命ぜらる其箇所は忠別原野(今の旭川村)永山、伊香牛、此布、近文原野等なり又永山長官の特命に依り美瑛、忠別の兩川間に於て御料地を相す今の御料地是れなり、五月北海道廳第二部雇工學士時任靜一氏神居、旭三兩市街豫定地の區劃設計を爲す旭川市街區畫の設計は前長官岩村氏の豫定なりと云ふ、七月永山屯田用地區畫設計成る九月忠別に貳萬坪餘の地を相し、忠別農事試驗場を設く其目的たるや本郡に屯田兵を移し殖民を圖らんとするに先ち穀菜桑苗を培養して其適否を明にし、以て移住心を鞏固ならしめんとするにあり森啓藏氏を以て專任技手と爲す、九月三日小澤參謀次長上川郡を巡視す九月廿日陸軍少將永山氏北海道廳長官上川郡巡視

の途に上らる此行や上川原野の開拓上及兵衛上に就て大に前途の方針を定め、上川原野をして全道中樞要の府と爲さんとするの目的なりしと云ふ。

(三一)

上川の地形山河襟帶、恰も西部の形影に肖たりとは十八年岩村司法大輔永山屯田本部長上川跋渉の時に發たるの語なり、爾來北地來遊の諸士亦往々此の語を發す永山北海道廳長官深く茲に鑑みる所あり十一月十四日時の内閣總理大臣三條公爵へ宛て上川離宮御造營設定の事を見申す其書の大意に曰く、北海道廳長官永山武四郎頓首再拜謹て惟みるに凡る治國の要務は富強を謀るより急且大なるはなし、方今國家日に開明の域に進み富強の實俱さに舉り復讎す可きなしと雖も大に慮る可きものは、獨り北海道開拓の舉たり、明治中興の初め 朝廷蝦夷を改めて北海道と稱し開拓使を建て之を營み尋て函館札幌根室三縣分治の制を布き更に北海道廳を置かれ、前後二十餘年力を拓地殖民の業に致し土地の墾成人口の繁息産業の喚起交通の便利より兵備教育等の事に至るまで復た昔日の觀にあらず、其成績續述するに勝へず、然れども其境域の廣濶なる今尙は人口平均一方里四十六人餘田圃僅に總面積百分の三に上らず、未だ地に遺利あり業に遺功あるも死かれず豈に慨歎に堪ふ可けんや夫れ北海道は總面積無慮六千九百餘方里其廣袤四國九州を合するも猶遠く本道に及ばず、海内四分の一を占る一大島にして土壤肥沃氣候動植二物に適し、曠山森林に富み鱗介菜藻無盡の産あり其の状況恰も寶庫を開き以て人の取るに任すが如し、唯已の力を致す如何にあるのみ然り而して拓地殖民上未だ長足の進歩を見ざ

る所以のものは何ぞや、交通尙ほ未だ不便なるが抑も亦氣候互寒なるが爲めか是等皆其進路を遮る一
 元素たるを免かれざるべしと雖も、職として全國人民が敢爲勇奮進取の氣象に乏しく徒に舊里に安ん
 じ僅かに偏小の地を耕し藜藿を喰ひ襁褓を身に纏て以て足れりとするもの、之れが一大障害を爲すに
 由らざるばあらざるなり、我邦人口歳に多きを加へ加之機械力の試用大に發達し細民の生計漸く困難
 に陥らんとするの時期に瀕すと雖も、尙ほ北海道を目して絶海の孤島とし痛く之を嫌厭し移住を欲せ
 ざるもの、如し、何ぞ其れ思はざるの甚しきや今此の一大障害を除却し人民を誘導して以て富源を開
 通し國力を發達せんと欲せば北京を北海道に設定し、天下の人心又北海道へ歸向せしむるに若くはな
 し其設定すべきの地を撰ばんと在らば石狩國上川郡を尤も可なりとす、上川郡の地勢たるや殆んど全
 道の中央に位し四圍山を帯び沃野數里に亘り、東は釧路に連り南は十勝に接し北は天塩北見兩國に隣
 して天鹽川に出づるの便を有し、國境青山あり頗る要害の地勢を占むと雖も亦道路を開き鐵道を架す
 るに難からざるなり、石狩美瑛忠川の三川平原を貫流して神居古潭の頂に合して本流をなす沃野十里
 に横はり河口は小樽の要港に近し、上川郡の清流も管に運輸の便利を與ふるのみならず夏は輕舟に棹
 すに宜しく秋山の紅葉殊に美觀を極む、已に選定なりたる御料地内忠英山より瞰下すれば新に開くべ
 き屯田兵村地は井然として林樹の間に隱顯す風光の美なる眞に名狀すべからず、茲に一兩年を期し
 兵を置き地を開き復た漸を追て室蘭鐵道を延長し神居古潭の嶮を越へ上川平原に入り、これを北見網

走に及ばし、終に釧路の鐵道に合し折れて根室に達し大道は南十勝に通じ北は天鹽川に至らしめんこ
 とを庶希す都下炎熱の候。

龍徂此地に巡狩せられ。

至尊玉體の御健康を衛らせ玉ひ又親しく拓地殖民の事業經營の頓末狀況を。

觀覽あらせらるゝときは人民の感情更に深さを加へ、紛骨碎身以て至仁の恩旨に答へ奉るべきのみな
 らず、天下民心の歸向する所大に定まり移住を嫌厭したる迷夢は忽ちに消滅し千里の波濤比隣も曾な
 らざる習慣を馴致すべきは毫も疑を容れざるなり或は曰く、北海道は極北近寒帝都を置くの地にあら
 ずと是れ何ぞや、彼の海外各國の都府を視るに多くは皆四十三度乃至五十九度の位置にあり寒氣北海
 道の上に出づる所なきにあらざるも能く文明繁華を極め宇内に雄飛するにあらずや、殊に北海道の寒
 氣清爽人身に適し内地惡疫滋きの比にあらざるは、衛生に關する各統計につき之を觀るも明かにして
 論者の言固より取るに足らざるなり、それ上川の地たる前已に述たるが如く四通八達所謂天府の地に
 して全道を制御するに足る、縱令俄かに宮殿の尊嚴輪奐の美を仰ぐを得ざるも一旦帝都の名定まり加
 ふるに東北鐵道青森に達し空室蘭間功成り之れと連絡するの日に於て、万機の余暇車聲轟々北海に
 賜はば官民歡呼して奉迎し、衆目瞻仰し是に於て北海の風氣愈々開け人民堵の如く聚り益々産業に
 富み獨立不羈國家の富強を發け其當道の事業に裨補する前後十有五年既往を察し、將來を考へ内外の

(六一)

大勢を顧れば轉々感慨に禁へざるなり。伏して願くは一日も速かに上川に北京を定められんことを聊か卑言を陳して尊嚴を冒瀆す幸に採納を賜はらば何の榮か之に過ぎん恐懼の至りに堪ふるなし。

○北海道石狩國上川郡の内に於て他日一都府を建て離宮を設けらるゝに付夫々計畫施設すべしと。二十三年三月道廳に於て離宮地調査委員として朽内元吉、加藤重任、佐藤勇、小野兼基、松田學の五名を簡選して調査せしむ。

此年屯田兵第三大隊を永山村に置く六月今の神樂村字「ナエオサニ」を以つて離宮豫定地と定めらる「ナエオサニ」は一小丘にして高さ凡十尺老樹鬱蒼として眺望開闊神樂ヶ岡と稱す(神樂は夷語の原名「ハツチユウ」を意譯したるものなり蓋し「ハツチユウ」は「ハチチユウ」の急言にして「ハイ」は歌を聴きてはやす聲なり歌をうたふて奥に入る時は「ハイ、ハイ」と感嘆して囁をかける聲なり古昔神あり此の丘陵に於て雅樂を奏す土人之を聞き感歎に禁へず節を撃て囁したる所なりと云ふ)兩紛原野百〇九區割地測設成る九月北海道廳令第六十一號を以て始めて旭川、神居、永山の三村を置く旭川は即ち今の市街地にして元と忠別と稱す忠別とは蓋し夷語の「チユフベツ」を音譯したるものにして「チユフ」は太陽の出る方「ベツ」は川の意今之を意譯して旭川と改稱せしものならんか又神居村は神居古潭より忠別太に到る地方の總稱にして原名「カマイヨマン」なり「カマイ」は神居「ヨマン」

は村の意なり今之を意譯して神居村と稱す、永山村は今の屯田兵村となり此地方一大原野にして未だ全體に通ずる字なかりしが、二十四年六月屯田兵を移住せしむるに當り永山將軍が屯田兵司令官兼北海道廳長官として、特に本郡拓殖に深く經營規畫せられしを以て紀念の爲め將軍の姓を採りて村名と爲せしと云ふ。

二十四年近文比布忠別美瑛愛別等各原野の殖民地を區劃測定す、同六月永山村に屯田兵四百戸を移す此に於て農商工業者の移住順に其數を増し、此年來住せしもの五百七十一戸人口二千餘の多きに達したり八川永山村に戸長役場を置き郡各村を管轄せしむ。

二十五年北海道廳令第五號を以て神樂、鷹栖の二村を置く神樂は今の御料地にあり鷹栖は原名チカプ(今音譯して近文と書す)を意譯せしものなり即ちチカプニ(今音譯して近文と書す)を意譯せしものなり、即ちチカプは大鳥の棲む樹と云ふ意にして原野の中央に横はる丘陵(今稱して高臺と云ふ)の石狩川に臨む處に老樹あり鷹來りて常に此樹上に栖ありと云ふ、故に用て村名とせり此年八月旭川村字ウシユベツに屯田兵四百戸移住せり今の東旭川村之れなり。

二十六年七月旭川村に戸長役場を設け、永山村に戸長役場の管轄を割きて旭川神樂神居鷹栖の四村を管轄せしむ此年永山村字トオマに屯田兵四百戸移住す今の常麻村是れなり。

(七一)

二十八年六月鷹栖村に戸長役場を置き旭川戸長役場の管轄を割きて鷹栖全村を管轄せしむ。

(八一)

二十九年七月空知郡岩見澤に新に郡役所を設置せらるゝや本郡亦其管轄に屬す、三十年七月に至り上川郡役所を旭川村に設け上川全部を管轄せしめ磯部正勝郡長たり、此月北海道廳告示第四百十二號を以て愛別村を設く愛別は蓋し原名アイベツを音譯せしものにして「アイ」は矢「ベツ」は川の義にして古昔土人矢を流したる事ありしを以つて名けたるなりと云ふ、同月戸長役場を置き全村を管轄す十一月官制改正の爲め上川郡役所を廢し北海道廳上川支廳を設く林顯三支廳長に任せられ、十二月北海道廳告示第二白六十號を以て東川村を設く、此地忠別川に沿ひたる原野なるを以て俗に之を忠別原野と稱す忠別は即ち「チツアベツ」旭川と同意義なるを以て之を區別して東川と稱せしなり旭川戸長役場の管轄に屬す。

三十一年四年より市街道路開鑿工事に着手す、八月十五日空知太旭川間鐵道工事を竣るを以て官民共同鐵道工場に於て開通式を舉ぐ此日朝野貴賓の來道ありて頗る盛況を呈したり。

同年九月八日大洪水あり全道一般此大害に罹らざる處なし、古老の説く處によれば七十年前に一回斯の如き大洪水有りしと云ふ、蓋し本道開闢以來未曾の洪水にして上川兩龍空知夕張樺戸札幌石狩等石狩川の沿岸最も慘狀を極めたり神居古澤に於て石狩川平水より増水すること實に五十四尺なり。

此月北海道廳告示第八十三號を以て東旭川村を設く此地字「ウシヤベツ」と稱ふる所なりしが旭川村に屬し、廿五年屯田兵移住以來之を旭川兵村と稱し旭川村市街地を忠別と呼び自他の區別をなし來

りしが旭川兵村は市街の東方にあるを以て東旭川村と稱するに至る。

三十二年二月陸軍第七師團の位置を應栖村に定められ同月敷地買収の契約に着手す、同年五月空知支廳管内富良野村増毛支廳管内天鹽國上川郡劍淵、士別、多寄、上名寄の諸村を割き上川支廳の管轄に屬す。

同年水害復舊工事並旭川市街各町の開鑿工事に着手し、本町忠別仲町寺河深町宮下町の各町工事を竣工す同時に從來の町名字を改め旭川町と稱し小字を左の如く改稱命名す。

本町を一條通宮下町を宮下通忠別町を二條通仲町を三條通寺町を四條通河添町を五條通とす、尙ほ六條通通七條通八條通九條通常盤通昭通の各町とす。

三十三年四月支廳長森顯三根室支廳長に轉任し、宗谷支廳長松村雄之進後任となる九月松村支廳長休職命せられ札幌支廳長加藤寛六郎上川支廳長に任せらる。

三十四年四月増毛支廳長管内中川郡を割て上川支廳管轄に屬せしむ。

三十五年四月自治制施行せらる、本町親美氏町長に貞光公明氏助役に奥田千春氏收入役に推選せらる第一回の町會議員には、友田文次郎堀井民三井内豊二花輪富太郎矢島宇八越川百一郎立野庄吉辻榮藏柳橋力藏岡本一之助大谷岩太郎後藤慶治鹽野谷辰藏藤島芳藏池田彌吉田中敬造澤井兵次郎、武市清行石神庄之輔渡邊七三郎の二十七名なり、加藤寛六郎氏、故ありて支廳長を辞し久保誠之氏後任となり

(九一)

(〇二一)

其後下の如き交迭あり安食高保氏渡邊佳助氏而して現支廳長は平井光長氏なり。
三十六年役場開臨以來戸長たりし人は、本田親美武市清行氏筒井侃氏宇佐美俊次郎氏仁科養氏にして自治制施行に依り本田氏町長に選ばれしも病氣の故を以て一年有餘にして其職を辭せしかば、奥田千春氏後任となりしが本年満期にして退職し現今は助役松島藤平氏其代理中なり。
斯くの如く叙し來れば、旭川町の發展は屯田兵村設定に初まり鐵道の開通及第七師團設定より著しく膨脹を爲せしが如し今旭川町の現狀に就て畧叙せんか同町は上川原野の西部石狩、牛別、忠別、美瑛の三川合流の東部にあり、西方は忠別川を以て神樂村に境し北は石狩川を以て鷹栖村に接せしも三十五、四月町制を實施するに當り、近文六號道路以西即ち陸軍用地までを割て本町に編入し東北は牛別川を以て永山村に界し東は永山村及東旭川村に接す面積凡そ七十二万五千（近文新入地を除く）坪餘地勢平坦にして忠別川、牛別川及石狩川町内に貫流し海拔四百尺の高度にあり人口は三万三千三百九十二戸數凡そ七千七百七十九。
市街は所謂碁盤割にして道路井然年々の修繕に依りて坦として砥の如し、一條通より四條通又六丁目より九丁目との間最も繁盛の地にして七丁目八丁目の間を師團通と稱し、人馬絡繹最も繁昌の地とす夜は電燈左右に點火して道路を照し燦として白晝の如し。

二、交通

(一一一)

明治十八年岩村司法大輔北海道を巡回し永山少將等と共に上川に來り、近文山に登りて上川の形勢を觀察す。翌年北海道廳開臨の初め岩村北海道廳長官鐵道線路測量の業を起し北海道廳二等技師平井晴二郎等をして岩見澤上川間及小樽函館間の鐵道線路を測量せしめ又上川札幌間の道路を開く、明治二十二年永山北海道廳長官上川に離宮を設けられんことを建議し、十二月御探納ありて他日此地に一都府を起て離宮を設けられんことを宣達せらるゝや即ち今の旭川市街の西南神樂岡に豫定せらるゝ、爾來鐵道線路測量の業は道路測量と共に着手し、二十三年には本道事業中鐵道敷設案を調査し明治二十四年には渡邊北海道廳長官本道中央鐵道敷設案を調査し、明治二十五年には北垣北海道廳官本道鐵道敷設及築港工事を以て事業中の最大急務とし種々の調査をなし、明治二十七年帝國大學に移牒し工科大学教授工學博士田邊朝郎を籍りて本道鐵道線路の調査を囑托し、又廳中に委員を設け鐵道敷設の事を調査せしめ、明治二十八年七月本道幹支線鐵道調査及幹線圖を編製して之を實施せんことを務む是に於て北海道の鐵道策全く成れり、政府先づ鐵道調査中の空知太、旭川間三十五哩の敷設を決定し翌年帝國議會其敷設費百十七万餘圓を可決し之を二箇年の繼續し事とす、明治二十九年五月法律第九十三號を以て敷設法を發布せらるゝに至る、之を北海道官設鐵道の創基となす乃ち臨時北海道鐵道敷設部官制成り廳中に敷設部を設け部長事務官技術官以下を置き其事業を管理し其六月始めて空知太、旭川間の工事に着手す、上川線即ち是れなり又臨時北海道鐵道敷設部技師田邊朝郎をして各地を巡視せし

(二一)

め鐵道敷設法中に就き第一第二の二期に分ちて工事に着手す、而して上川線は起工以來滿三箇年を以て竣工せり其線路の概略左の如し。

上川線 本線は炭礦鐵道空知線の終点なる空知郡空知太に起り、上川郡旭川に向ふものにして其線の起点を發するや直に空知川(橋梁長百三十呎)を渡り右曲して瀧川市街を過ぎ直線進行し(本線中の最長線にして十一哩弱)左方上川道路と相對して村落田圃の間を貫通し江部乙兵村を過ぎ石狩川(橋梁長四百十呎)を渡り雨龍郡に入り右折して雨龍原野の南部深川兵村間を通過し神居古潭の谿間に入り此間鬼巖を洞開して墜道を造り、絶壁を削平して線路を敷く此間五哩にして最急勾配百分一最小曲線十度とす第一第二の墜道(共に二百十四餘呎)を通過し江丹別に至り始めて上川郡の平野に出で江丹別、オサラツベの二川を渡り右曲して再び石狩川(橋梁二百六十呎)を渡り旭川市街に入る停車場は瀧川、江部乙、妹脊牛、深川、納内、神居古潭、伊納の七箇所あり而して空知太は其位置狹隘乘客貨物の取扱に便ならざるを以て、炭礦鐵道線三哩許を借入れ其砂川停車場を以て官私兩線の接續地となせり是れ私設鐵道買上げ以前の景况なるは勿論なりとす。

十勝線 本線は旭川より十勝釧路二國を経て、北見國に至るものにして其旭川停車場の東に於て天鹽線に分岐し南向して忠別川(橋梁長二百呎)を渡り上川御料地を通過し美瑛原野に入り貫流する美瑛川(橋梁長百四十呎)を渡りて上川空知の郡界を越へ富良野原野を直進して落合に至り石狩、十勝の

國境に達す此間大墜道あり本年始めて其トンネル工事を竣工して釧路より起工せし、線路と聯絡し旭川釧路と相通するに至れり其國境に至る迄の停車場は邊別、美瑛、上富良野、中富良野、下富良野、山部、金山、鹿越、幾寅、落合の十箇所とす。

天鹽線 本線は旭川より天鹽國を経て宗谷に至るものにして、其旭川停車場の東に於て十勝線と分岐し左折北向し牛朱別川(橋梁長九十呎)を渡りて永山兵村を過ぎ石狩川(橋梁長三百五十三呎)を渡り比布原野の殖民地を貫通し、石狩天鹽國境なる山間に入る此間の地勢隨て進めば隨て峻嶮之れを越れば天鹽國上川郡の劍淵原野に入り或は直進し或は迂回し劍淵士別の諸川を渡り、名寄市街に至りて止まる此間の停車場は永山、比布、蘭留、和寒、劍淵、士別、多寄、風連の八箇所とす。

上川街道 札幌より上川に通ずるの道路にして、明治十九年空知郡市來知より上川忠別太(今の神居村)まで假道を造り翌二十年改築に着手し二十二年十一月に至て全く竣工す此の道程二十二里十四丁工費金二万二千八百圓餘。

北見街道 俗に中央道路と稱し旭川より北見國網走に通ずる新道にして、明治二十二年起工翌年十一月に至て竣工す此道程五十七里強工費金四万七千九百九圓。

(三一) 十勝街道 旭川より十勝國帶廣へ通ずる道路にして、三十年鐵道開通に付下富良野以東は、道路を開通し漸次修繕を加へたり困難の箇所少なからざるも馬行差支なし。

(四二一)

馬車鐵道、旭川停車場宮下通八丁目より七八丁目の間を貫通して常盤、旭の兩橋を渡り近文に至り師團司令部前に至りて止む。

三、通信

旭川郵便局は明治二十六年十二月の開始にして、二十七年十二月一日電信を開始す同二十九年七月一日小包取扱を開始せり、初め本局は一條通二丁目に置しが市街は漸く東北に向て膨脹せしに依り三十二年一條通十一丁目に新築移轉す、三十四年二月二等局に改定す三十五年二月近文一線一號に郵便電信取扱所を開始す、同年七月札幌小樽へ電話通話開始同年十二月三條郵便局を開始す(元二條局を四十年二月改稱す)二十六年十二月一條郵便局を開始す而かして本局は借家にして隨て狹隘を告ぐるに至れるを以て宮下通十二丁目に新築に着手す、三十七年七月移轉す三十七年十二月六條郵便局を開始す三十九年三月近文三線に郵便局を開始し(四十一年師團司令部前へ移轉せしと同時に旭川師團前郵便局を改稱す)四十年三月二條郵便局開始四十年十一月電話交換事務を開始す今ま三十六年度以降旭川郵便局の取扱に係る物件数の統計を掲げんに。

種別	卅六年	卅七年	卅八年	卅九年	四十年
普通郵便	1,333,377	2,509,910	3,109,912	2,748,137	3,946,267
取集	1,038,110	1,733,781	2,201,133	2,004,810	2,801,764
配達	1,038,110	1,733,781	2,201,133	2,004,810	2,801,764

種別	取集	配達	取集	配達	取集	配達
特殊郵便	39,339	49,077	57,375	71,127	81,284	87,378
小包郵便	21,090	45,002	57,786	109,970	127,977	137,477
郵便爲替	1,692	6,210	6,211	6,097	6,097	6,097
郵便貯金	8,686	9,352	14,835	19,764	22,999	27,070
電報	3,575	3,040	3,127	3,593	7,707	7,707
報	3,575	3,040	3,127	3,593	7,707	7,707

備考

- 一、三十七年及三十八年取扱数激増したるは第七師團勳員凱旋等軍隊の異動多き爲め一般郵便物輻輳せるに依る
- 一、三十八年以降特殊及小包郵便物引受数減少したるは同年より舊受取所を集配局に改定せられ同局引受数を算入せざるに依る

四、教育

(五二一)

明治二十六年九月十七日旭川、神居、神樂の三村に、小学校を創立す之れを忠別尋常小学校と稱す三條通り八丁目に設く入學兒童四十七人、同年十二月兒童六十六人收容校舍五十七坪教室二。

(六二一)

二十七年四月十八日 雨陛下の御辰影を下賜せらる、十二月末調在籍兒童九十四人。
 二十八年雨粉地方人口の増殖せしにより五月十五日假教場を設立し雨粉分校と稱す、十二月末現在兒童百三十三名、二十九年十二月末在籍兒童減じて八十九名に至る三十年八月神居村に分校を設く、同年十月高等科を併置し忠別尋常高等小學校と改稱す、同年十二月末調在籍兒童百五十九名、三十一年に教室を増築す、十二月在籍兒童三百二十八名三十二年四月神居及雨粉の兩分校を獨立す、同四月二日教室を増築し尙九月二日教室を増設せり、同年高等科修業年限を四箇年に變更す、同年九月校舍狹隘の爲に一條通十三丁目に民屋を借り受け教場を開く、十二月末調在籍兒童五百四十五名、三十三年人口頗る増加を來し入學兒童も前年に倍す、十月假教場を閉ぢ七十二坪増築をなせしのみならず六條通十四丁目に四百餘坪の分校を新築せり、十二月末調在籍兒童九百二十八名、三十四年發達極めて著しく前年の校舍にては狹隘を告ぐると共に高等尋常分立の必要を認め、更に宮下通十四丁目民屋を借り假校舍とせしが六條通九丁目六百五十餘坪の一大校舍を新築し假校舍を廢せり、十二月末調千三百〇七名、當時其局に當りて苦心經營せしは戸長仁科養氏校長石井勘吾氏なり、三十五年六月尋常高等を分離し下の如く改稱す、時に在籍兒童千四百八十六人、三十六年七月上川第一尋常小學校を五條通五丁目に新築し九月落成移轉す校名、校長は上川高等小學校校長石井勘吾氏、上川第一尋常小學校校長大谷運八氏、上川第二尋常小學校、校長那須正夫氏なり。

同年四月一日町制實施と共に近文の一部を旭川町に編入せらる、同時に近文第五尋常小學校を改稱して上川第三尋常小學校と云ふ校長は中川彌惣治氏なり、同校は明治三十四年七月六日近文三線一號共有地に設置せしものなり。

今更に三十七年度以後に係る町立小學校の状態を掲ぐれば左表の如し。

兒童調査表

年 度	別 年	男 生	女 生	合 計
三 七 年	三 年	一三二〇	一〇一四	二三三四
三 八 年	三 年	一五〇二	一二四五	二七四七
三 九 年	三 年	一七二六	一四四五	三一六一
四 十 年 度 調	上川尋常高等小學校	五五六	四三〇	九八六
同	上川第一尋常小學校	五二二	四三二	九五二
同	上川第二尋常小學校	五二七	五三九	一〇六六
同	上川第三尋常小學校	二九三	二四三	五三六
同	私立尋常高等小學校	七二	六六	一三九

(七三一)

明治四十年四月四日、北海道廳長官より訓第三百五十一號を以て旭川町役場に名譽旗を授與せられた

(八二一)

り其辭に曰く。

今般其町小學校通學區域學齡兒童の就學及出席歩合九十以上に達したるを以て、學事獎勵に關する規程第四條に依り上川第一尋常小學校外二校に名譽旗を授與せり、將來益々獎勵を加へ永く此名譽を持続せんことを努むべし。

明治四十年四月四日

北海道廳長官 河 島 醇

私立北嶺尋常高等小學校は旭川町字近文第七師團敷地内にあり、明治三十四二月十五日の設置なり校舎坪數百四十三坪、三十六年度の生徒數百二十八人兒童一人の經費二十七圓餘に相當せしと云ふ、該校は重に第七師團の軍人軍屬の子弟を教育する爲め、旭川偕行社の私立にして他地方人の入學を許さざる由なり現校長は石井勘吾氏なり本年第三區内旭川偕行社所屬地内に新築移轉せしが、其敷地は一万坪にして校舎は四百餘坪新築費三万二千五百五十餘圓を要せしと云ふ、現今の兒童數は尋常百十三人高等四十四人なりとぞ。

中學校 地方の發展師團の設置等は中學教育の學校設立を促す急なり、而して縣立中學校の設立は道會の議決せしにも拘はらず設立に行きなやみつゝありしが、有志奔足の結果卅六年より開校する事となり、募集生徒數は毎年約一學年百名宛校舎は六條通十三丁目上川農會事務所を借用し同時に六條通十一丁目上川農事試驗場内に新築し九月落成して移轉す、校長小林滿三郎氏なり翌年より四ヶ年繼

續事業として校舎を増築し四十年度に至り全く竣工す、而して又四十年度に至り寄宿舎一棟を建築し四十一年度に更らに一棟を増築せり、本年三月初めて卒業生を出せり。

公立上川高等女學校は四十年五月始めて設立し、是れ又上川農會事務所を以て假校舎とし教授を開始す、校長は明石孫太郎氏なり校舎は四條通十三丁目の地前さ小學校樹栽地を豫定し認可を受け後上川中學校敷地内上川測候所裏手に變更上申せり然るに中島に遊廓新設の告示ありしより、同地は元と永山村に屬すと雖も僅に牛朱別川の一流を隔つるのみなれば、物議沸騰有志者奔走道廳の告示取消の運動を爲せし結果が或は他に理由の存するあるか遂に不認可となりたれば、其選定に苦み漸くにして五條通四丁目善光寺敷地と測候所裏手と交換し本年八月新築に着手す、毎年約五十名の生徒を募集す。

私立旭川女學校 本校は初め私立旭川裁縫女學校と稱し専ら、女子に裁縫を教授するを以て目的とし兼て修身に於ては貞淑の美德を涵養するのみならず、特に作法の容儀より家事經濟等を實際的に教授し女子處世上實地必要の事項を知らしめんと欲するにあり、位置は四條通十二丁目明治三十一年十月二十日創立、校主は澤井兵次郎氏維持方法は生徒の授業料を以てし其不足は創立者の出費とす斯くて時勢の進歩は同校教科の擴張を促し來れるを以て四十一年度より其校則を改正し、教科を本科と選科に分ち現校名に改む本科に於ては修身、國語、算術、家事、教育、圖畫、唱歌等を高等女學校程度とし、又裁縫を教授す、選科に於ては裁縫を専らとし、修身、家事、作法、唱歌、圖畫等を教授す別に造花刺繡其

(九二一)

(〇三一) 他手工は隨意科として設く、職員及生徒は現下職員澤井校長の外五名唱歌囑托教員一名、生徒は本科選科合せて一百餘名なり、此に於て同校は愈校舎の狹隘を告げ來りたれば四十二年度に於て是非之れが増築を爲さんと地方有志に訴へ目下寄附募集中なるか、來海實氏は四月以來同校の囑托講師なるを以て校主を輔佐して奔走盡力中なり。

五、宗 教

宗教は佛教を最も盛なりとす然れども、開創以來日尙淺きが故に説教所として未だ寺院の公稱なきものあり其佛寺の重なるものは大谷派本願寺旭川支院、曹洞宗大休寺、眞言宗眞久寺、眞宗本願寺、本願寺派慶誠寺、淨土宗善光寺、眞宗出雲路派本光寺、日蓮宗延壽山妙法寺、眞言宗出雲路派願成寺、臨濟宗妙心寺派説教所、新義眞言宗智山派所屬説教所、眞宗大谷派本山本願寺所屬説教所等なり。基督教は日本聖公會、日本基督教會旭川教會、組合教會、美以教會、獨立教會等なり。神社及説教所は村社上川神社無格近文神社、神道神隨教會出張所、神道黒住派上川小教會所、人道天理水口分教會上川出張所、金光教旭川小教會所等なり。

六、衛 生

醫師 私立病院二ヶ所開業醫院二十餘ヶ所あり、其種類を分てば内科外科眼科齒科及産婆等あり○藥種商 藥種商の専門は十餘名及賣藥請賣業等又十餘名あり、○種痘 各學校の外一般人民に春秋二回施行す、○隔離病院會 旭川曙通右側牛朱別川に沿ひたる畑中にあり卅五年八月新設せり○清潔法 春秋二回助理事に於て大掃除を施行す而して又傳染病患者ありし附近は特に臨時清潔を施行す、○井水 三十五年八月井水試験を行ひたるに千六十六ヶ所の内飲料に適するもの六百廿七、不適のもの百分の三十六なりと云ふ、○衛生組合 全町を十組に分ち組長副組長を置き衛生上の注意監督をなす、○公設便所 町内各所に設け請負人をして之を掃除せしめ警察署之を監督す、○墓地 旭川在來の墓地は神居村との共有にして神居村忠別太にあり又鹿栖村高臺に一ヶ所あり、又同地に火葬場あり本年私設にて牛朱別河畔に二の火葬場を設く、○塵芥捨場 公設塵芥捨所は四條通二丁目八條通十七丁目及龜吉島の三ヶ所とす、塵芥の運搬は從來上川及旭川の二衛生合資會社に請負しめしが本年の如きは各衛生組合に町費を分配し組長監督の下に實施せしむ塵芥は凡て之を焼却せしむ。

七、離宮御豫定地

上川離宮御豫定地は神樂村字「ナエオサニ」にあり神樂岡と稱す、旭川町に屬せざるは勿論なりと雖も其關係同町に密接なるを以て茲に其一斑を記す、此他天然幽邃なる勝景を有し忠別美瑛の兩川に挟まれる一丘陵にして高さ百十尺老樹鬱蒼たり其東北は絶壁にして忠別川其前に横はる、水最も清冽にして風景絶美なり西南は傾斜緩漫にして眺望開濶東南は山嶽漸く高きを加へ遂に御料地の域を越へ「ハッ」丘に達して止む其面積南北六里東西二里旭川市街を距る凡る一里神居村を距る凡る二里其間

(二三一) 道路既に成り極めて平坦堅牢にして木石を運搬するに毫も不便を感ずることなし、三十四年六月御料局長岩村男爵當地巡回に際し、旭川町有志集合して局長を同丘に迎へたり此時同局長は神樂岡を旭ヶ岡と改稱する旨傳へられ故に爾來旭ヶ岡稱とす。

八、第七師團

位置 第七師團は實に我國北門の重鎮にして旭川町西北端宇近文にあり、東は石狩川を控へ西は近文の高臺を負ひ北は鷹栖村の農村にして南は市街の商家軒を連ねて車馬絡驛たり。

面積 師團所在地なる陸軍省用地は、其總面積五百四十二万二千八百四十坪にして今其所用の種類に従ひ之を區別すれば左の如し

- 一 五十七万五千坪 兵營官衙其他敷地
- 一 六十三万六千八百五十坪 練兵場
- 一 三十五万八千八百九十八坪 射的場及山添空地
- 一 三百八十三万九千九百坪 丘陵(近文系)

此内買收總地積は百五十六万三千七百四十八坪にして、内百二十一万二千三十一坪は第一回の買收地積にして三十五万七千七百七十七坪は第三回の買收地なりと云ふ

兵營及官衙 兵營は歩兵第十六聯隊同第二十八聯隊同第三十八聯隊及騎兵第七大隊砲兵第七大隊輜重

兵第七大隊工兵第七大隊等にして外に露天馬場なる建物ありて、雪中騎兵の乘馬練習場に充つるものなりと云ふ、官衙は師團司令部衛戍病院衛戍監獄憲兵隊兵器支廠等にして、其他第一區より第六區に至る數百の官舎及借行社、火藥庫倉庫、電燈發電所等の建物。

工事 建築工事は四ヶ年間の繼續事業にして明治三十二年六月起工三十五年度を以て完成せり、工事の着手に際し特に臨時陸軍建築部上川派出所を設けられ、臨時建築部長陸軍少將原田良太郎氏建築全般の事務を總監し本省より時々出張す又工事に着手せしより、以來實地監督の任務に當れるは事務官少佐渡邊協氏にして、同軍吏神谷元享氏同技師中嶋泉太郎氏等之れを補く其他書記技手十數名備五十餘名ありて工事の監督に従へり、近文停車場より約二哩半の臨時鐵道を敷設し以て工事の用に供せり工事受負人は大倉喜八郎氏にして日々數千の職工を使役して豫定の如く工事を修了せり

九、商工業

明治二十七八年頃迄は旭川町も微々たる一村落到過ぎず商工業を營むもの僅々二十余戸にして、其商業たるや所謂萬屋のみ而かも品切不揃等は普通有り勝ちのことなりき、然るに三十年初めて鐵道の此地に通せしより貨物の集散頗る増加し、旅客の來往益々繁く需用供給の趨勢は茲に一變して店舖日に二三を加ふ由來上川全部の需用は旭川に待つもの多しと雖も交通運輸の機關未だ備はらず、従つて移住者も躊躇の状態なりしが、鐵道の開通に依りて上川原野の移住者は恰も大河の決するが如く日用